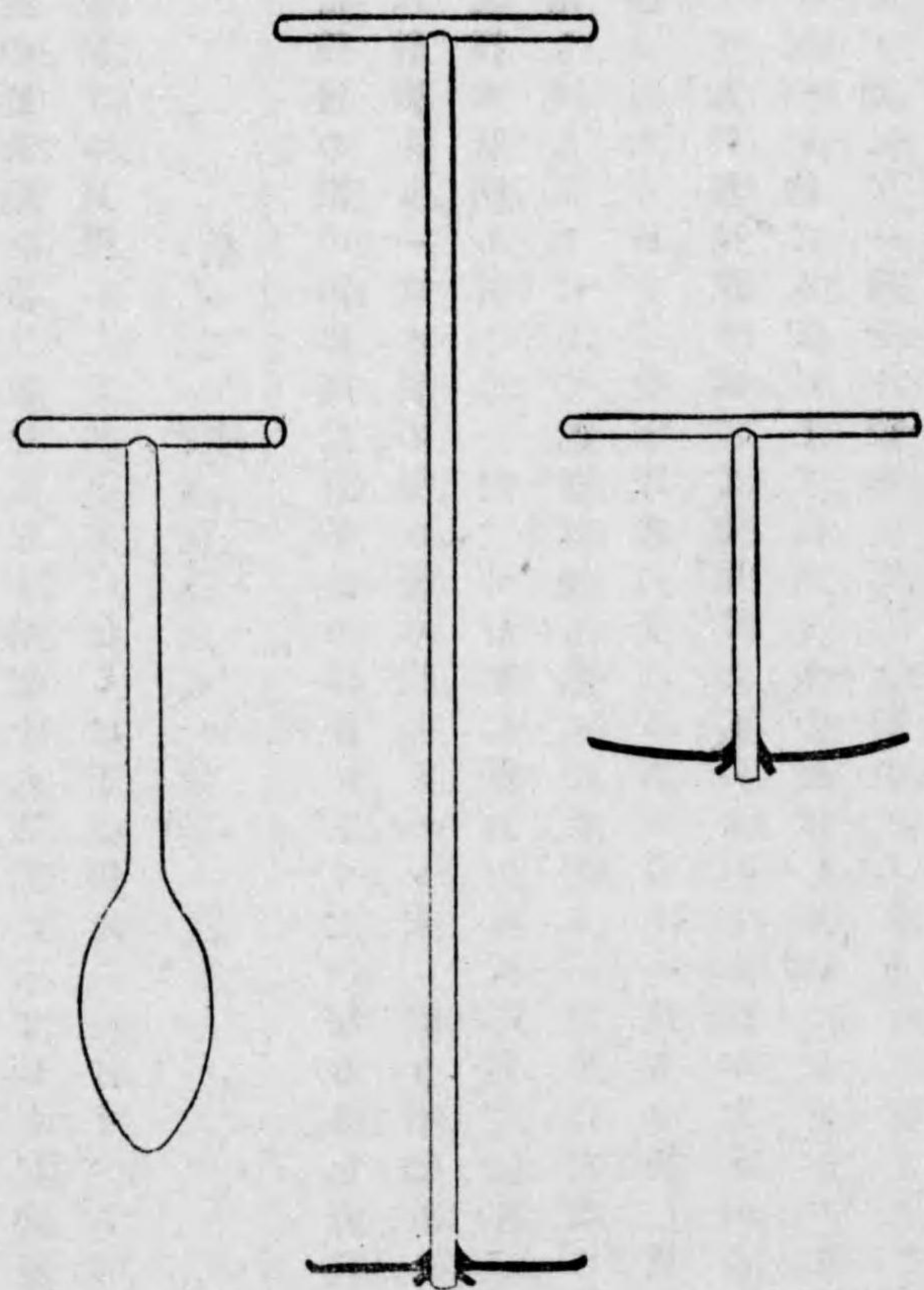


第九十五圖



は元來海  
茸は常に  
泥中一尺  
内外の所  
に棲み其  
呼吸する  
爲め泥上  
に小穴を  
設けて潜  
むるもの  
なるが故  
に漁者は  
一小舟に  
一人又は

數人乗合ひ潮の干時を側りて出漁し水の深さ僅に一二尺位の所なれば漁者水中に入り手足にて小穴を探り之を認むれば第一の器を刺し入れ數回振廻はしたる後引揚ぐれば海茸は横はれる鐵に懸りて捕獲す稍や深き處なれば彼の「ダンベル」状のもの或は撞木状のものを小穴の側より深く刺し入れ其穴を大にし而して右手を伸へ貝の下に廻し攪みて以て捕獲するなり但第一の器を用ゐて捕りたるものは多くは貝殻毀傷するを以て肉のみを採る其體を傷はざらんと欲せば後者を用ゐるを良とす

第三 牡蠣採

第十六圖 牡蠣採



伯耆國の各地方にて使用する牡蠣採は第六十圖に示す如く鐵にて作り手元を藁繩にて巻きたるもの長さ敢て一定



せずと雖も大抵大工の用ゐる手斧位のものなり此の器を把り漁夫海に入り岩石に附着する牡蛎を起し採る其使用の状恰も陸上にて農夫が耜を用ゐるに似たり時としては鮑をも起し採ることあり

#### 第四 蝦蛄掘

蝦蛄を採るの方法一ならず多くは鍬を以て土を掘起し或は爬具を用ふれども元來此の物賤民の食に供するに過ぎざるものなるが故に特に之が爲め専用の漁具ある地は少し但だ左に記する者は肥後國にて使用する所にして其器は總て木に

第六十圖 蝦蛄掘



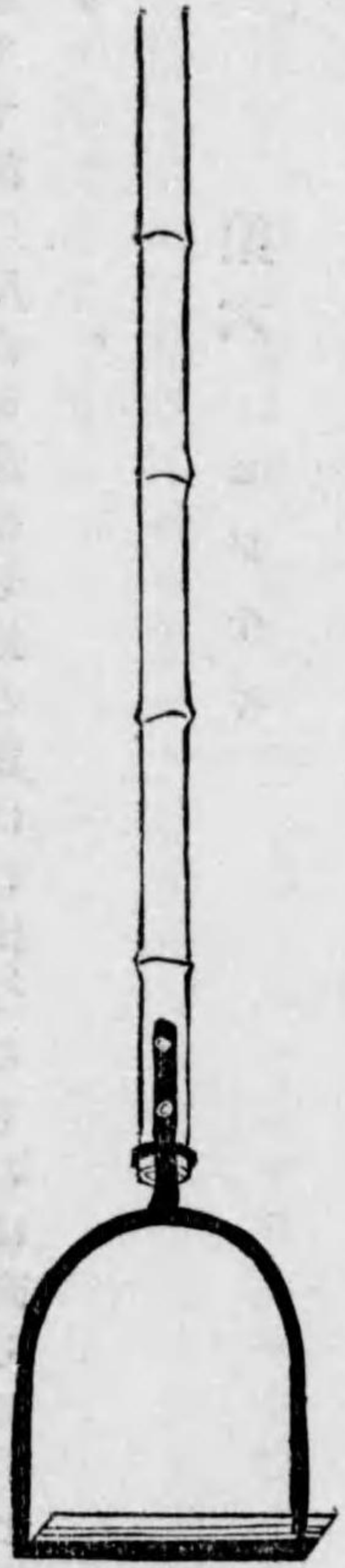
て製し頭は二又を爲し其長さ二尺許とし其の二又の盡きて一本となる處に横に

踏木を嵌め以て足を掛くる處となし夫より末は柄とす其長さ一丈許漁者は干潮の斥鹵に蝦蛄の潜蟄する穴の多き處を擇び二人或は三四人聯合して此の器を突き込み踏木に足を掛け深く泥沙中に下し而して泥沙を起し蝦蛄の顯はるゝものを捕ふるなり

#### 第五 蛤搔

單に蛤搔と稱するものも亦種々の形状のものあり第六十二圖に示すは伊豫國新居郡西條邊に於て使用する所にして其形状は西洋式の馬鐙の如し鐵製にして先

第六十二圖 蛤搔



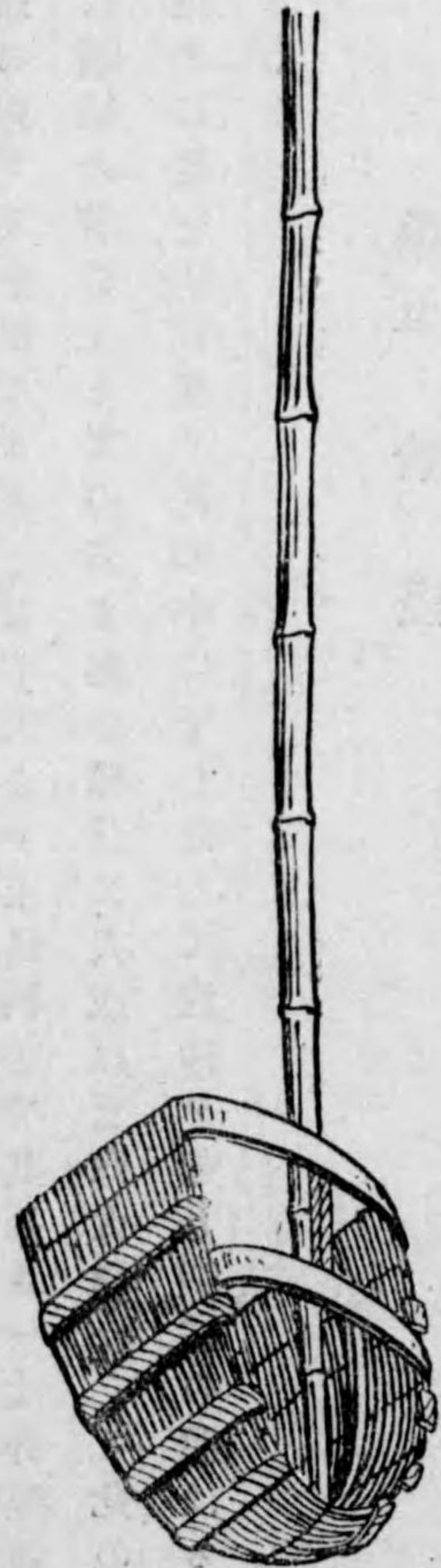
きの廣さ一尺二寸許幅は一寸許とし其左右より下に連接する部分の長さ之に愜



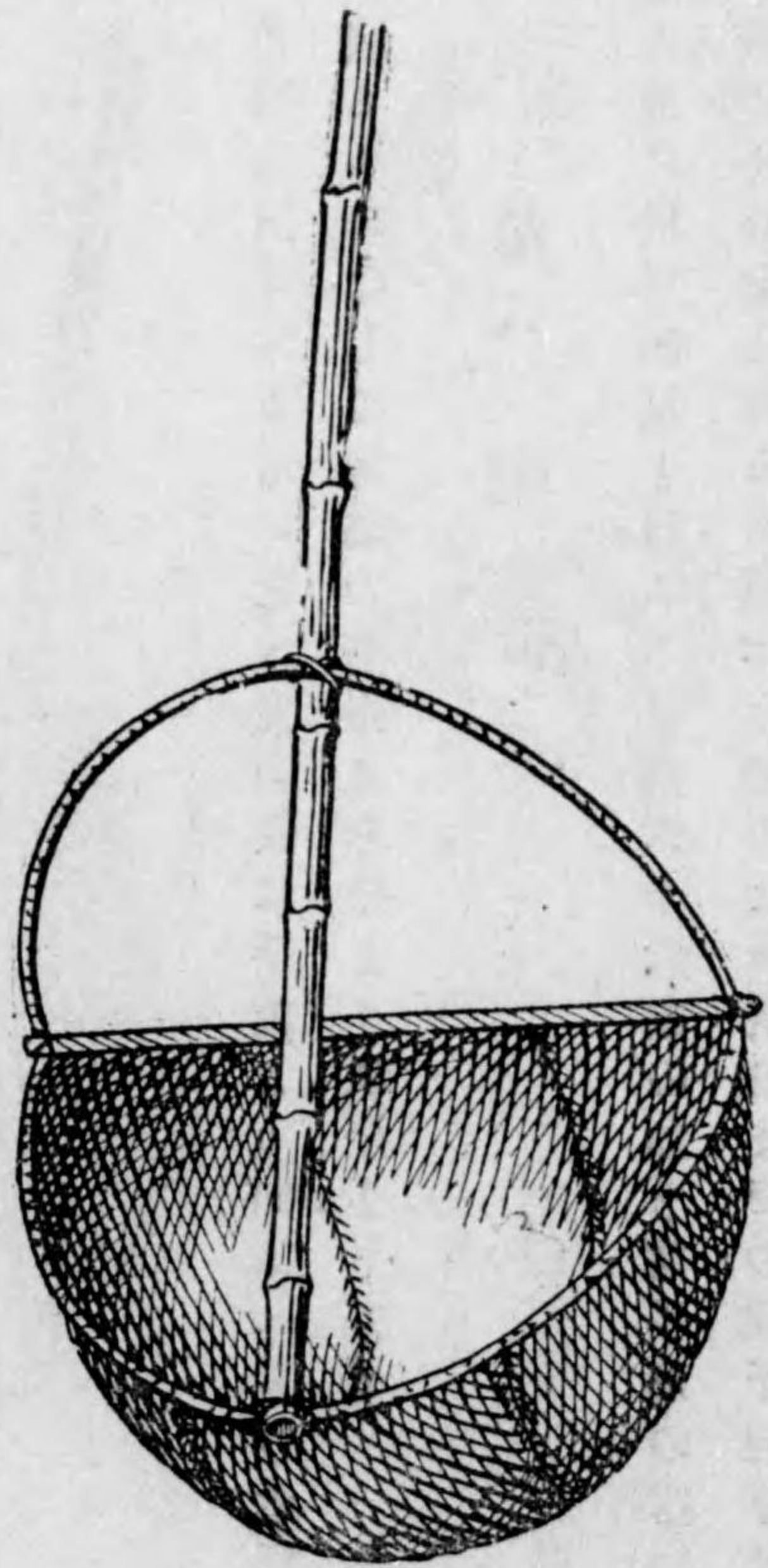
ふ幅は方三分許とす下に附きたる柄は幅五分許扁平に作り是に竹の柄を繼ぐ此の具を以て干潮の斥鹵を爬搔し蛤の露はれ出づるものは直ちに手を以て拾ひ收むるなり

第六 ヒツチキ

下總國下埴生郡長沼に於ける方言「ヒツチキ」と稱ふるものは主として鮎を捕るの具にして材は篠竹を用ひ藤蔓或は繩を以て編みて第六十三圖及六十四圖に示すが如くに作る柄は竹を以てし長さ二間餘とす又網を用ひて作れるものあり之を



圖三十六第 一、キチツヒ



圖三十六第 二、キチツヒ

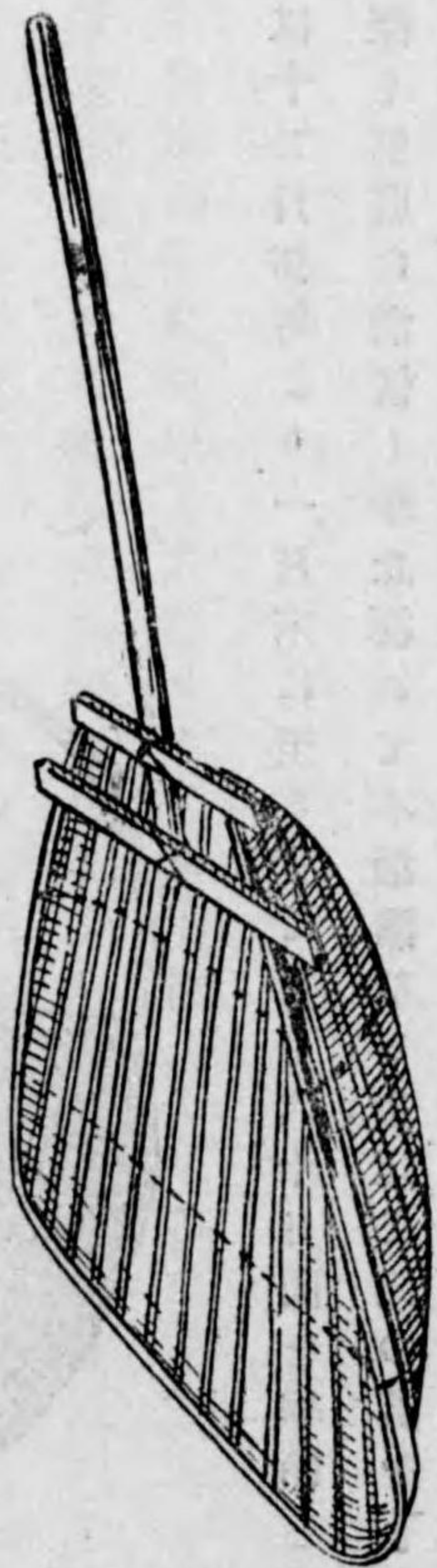
使用するは十二月初旬より一月末に至るまで凡そ六十日間を季節とす此の季節には鮎は深く沼底に潜伏し舉止極めて不活潑なるを以て此の具を下し水底を搔き浚へて以て捕獲するなり

第七 鮎網



此の具も亦下總地方の河沼に於て鮎を漁するに使用するものなり鮎アミと稱ふれども實は網にあらず劈竹を以て第六十五圖の如く箕狀に編み成し之に長さ四

第六十五圖 鮎網



五尺許の竹柄を附けたるものなり此の具は手前より向ふへ向け水底を搔き浚へ鮎を抄ひ捕るものにして漁業の季節は春分より秋分までとす

### 第八 蜷搔

東京灣内各地に於て蜷搔と稱ふるは第六十六圖の如き熊手形の器にして蜷の外蛤其他各種の小貝をも採るを得べし初冬より晩春までの間干潮を候し漁者此の

第六十六圖 蛤蜊搔



器を雁爪と稱ふ第六十六圖中乙に示すが如し

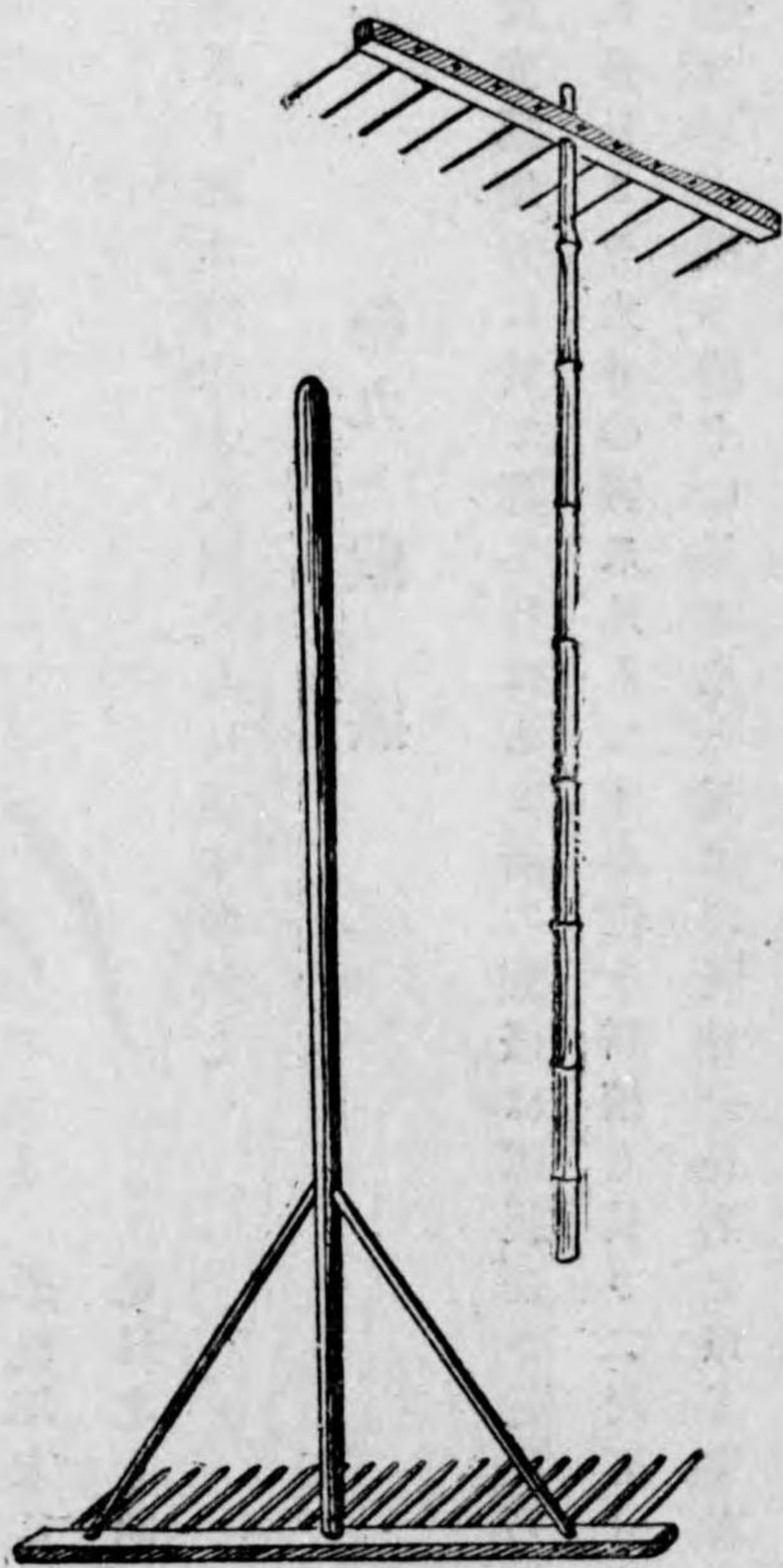
具を携へ斥鹵を徒歩し沙中を搔きて其露はるゝ所の貝を拾ひ收む老幼若くは婦女の業とす第六十六圖中甲に示すが如し  
肥後地方にては蛤を採るに略ほ之と同じき器を用ゐ其

### 第九 鰕搔

備後及安藝地方に於て専ら行はるゝ所の鰕搔は鐵製長さ三尺乃至四尺二寸の桁に方五分長さ五六寸の鐵爪凡そ二十本位を駢植し長さ二尺五寸許の松又は杉材の割柄を以て挟み繼ぐに長さ凡そ五尺の同材を長柄を以てす春の彼岸より秋の彼岸に至る間を季節とし一人一具を携へ斥鹵に出て其柄の中央に雙手を掛けて



圖七十六第 蝦 搔



特殊漁業 扱鈎具類 爬具 玉珧搔

鐵爪を打  
込み水中  
を搔き廻  
せば沙中  
に潜伏す  
る所の蝦  
其他の小  
魚沙上に  
露はれ出

るを別に小さき叉を把りて刺して之を捕獲するなり

第十 玉珧搔

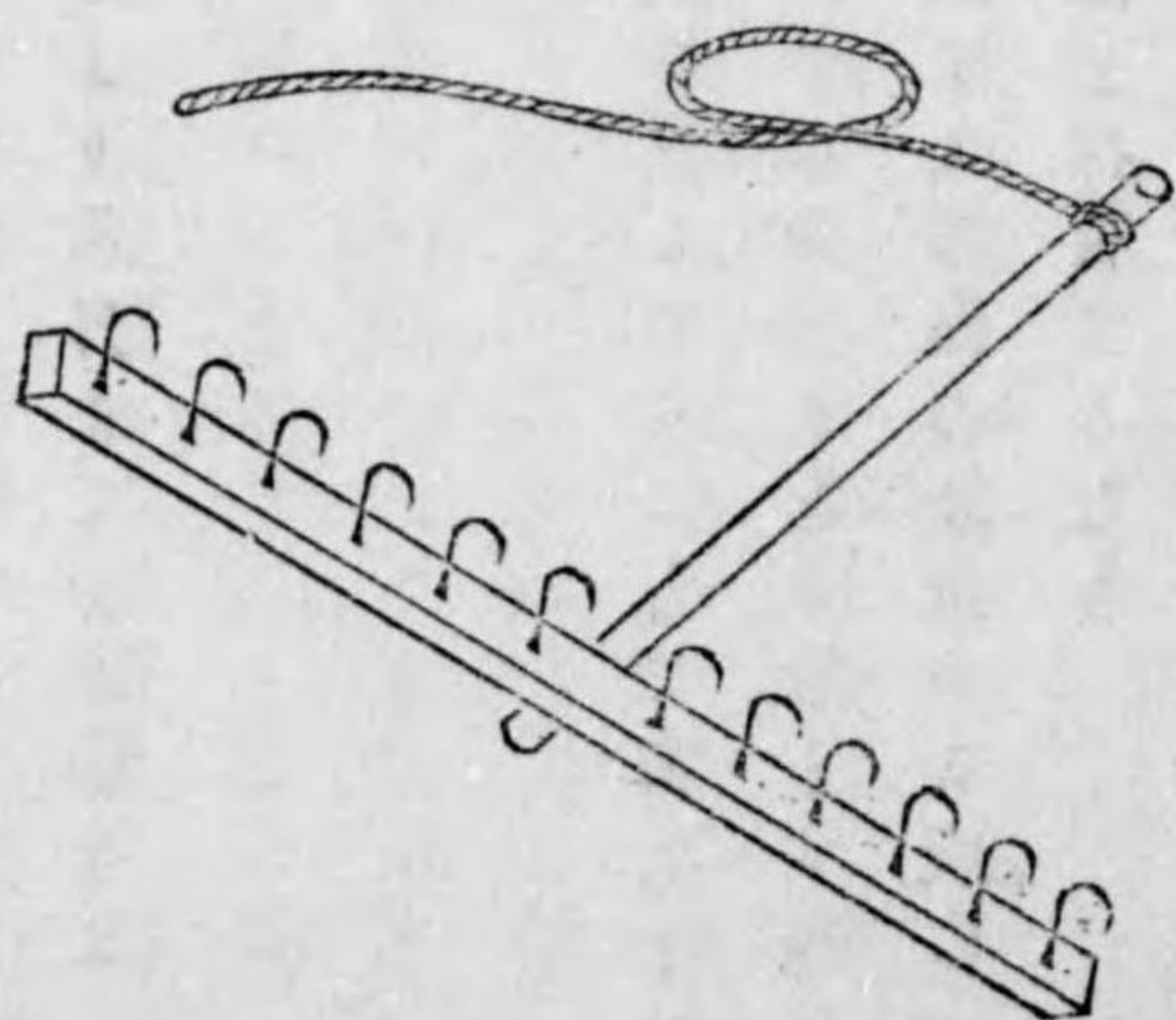
玉珧を採るには鈎狀の具を以て打懸くるものを多しとす其形狀は既に鈎類中に  
載せたりと雖も猶爬具を以て搔き採るものも之あり此に示す所は肥後地方にて

使用するものにして其形狀略は前者蝦搔に  
類し材は木を以てし鐵釘を排列し其頭を勾  
曲したるなり

第十一 カナドウ

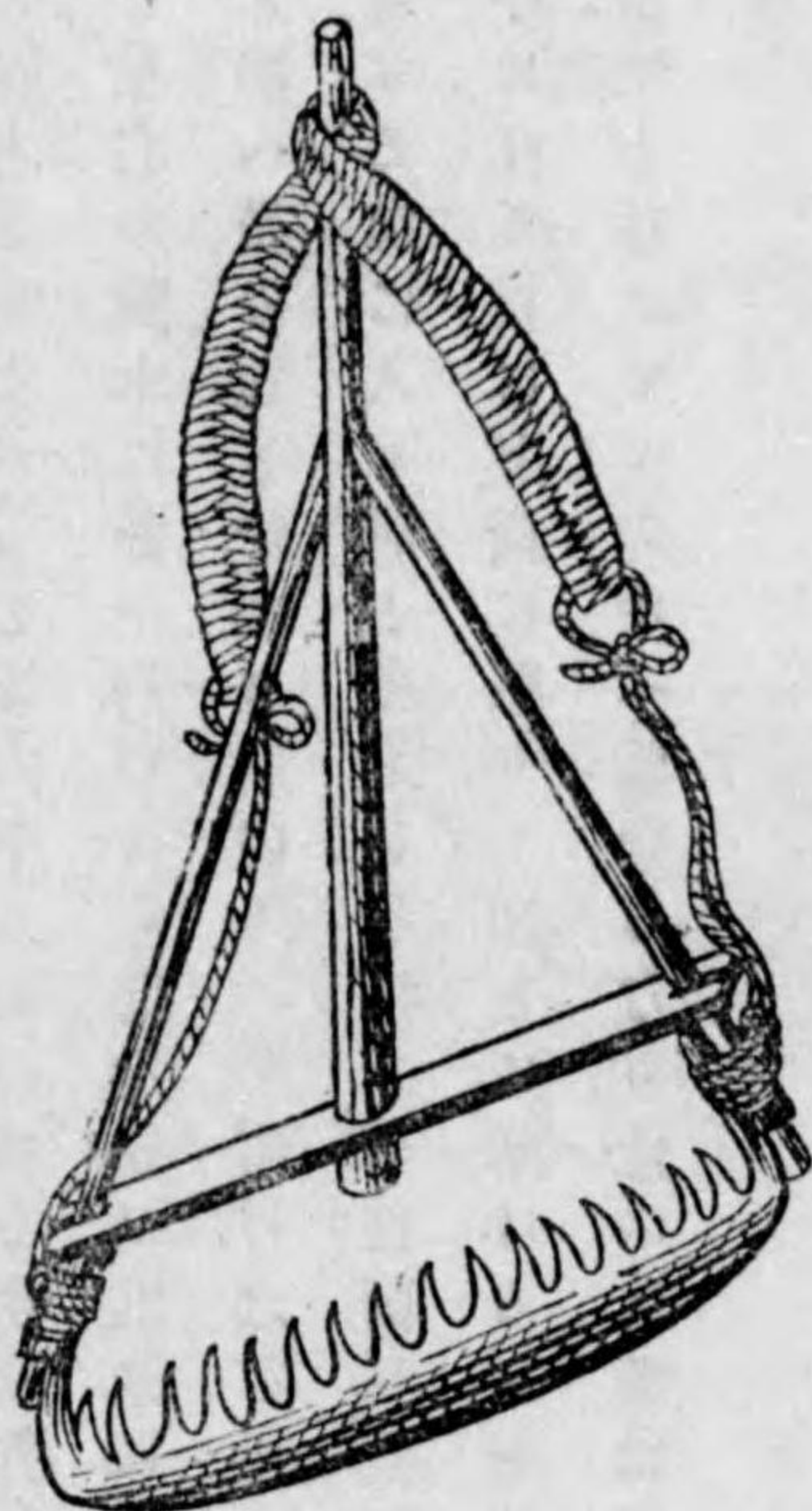
東京内灣各地に於て「カナドウ」と稱ふるは蜆  
を最とし其他各種の小貝を採るものにして

圖八十六第 玉 珧 搔



其具は鐵の長さ二尺三寸  
許幅五寸許のものに長さ  
五寸許の爪無數を出し恰  
も櫛の齒形をなし之に杉

圖九十六第 ウドカナ





の柄と腕木を附くること第六十九圖の如し柄は丸くして末口一寸五分長さ五尺許とし左右の腕木に各一筋づゝの繩を結び其末に藁或は菴にて作りたる方言「ハヒヲ」と稱へ帶の短きか如き状のものを附け之を腰に纏ひ干潮の時徒歩して海水膝に達する處に入り肩と腰とを動搖させ後面へ退却しながら鐵爬を沙中に曳けば沙中に在る貝は其齒に懸りて沙上に露はるゝを以て攪網を以て抄ひ取り之を方言濱筑（ビナヅク）と稱ふる籃の中へ收むるなり此の漁業は三月より八月までを季節をよしとす

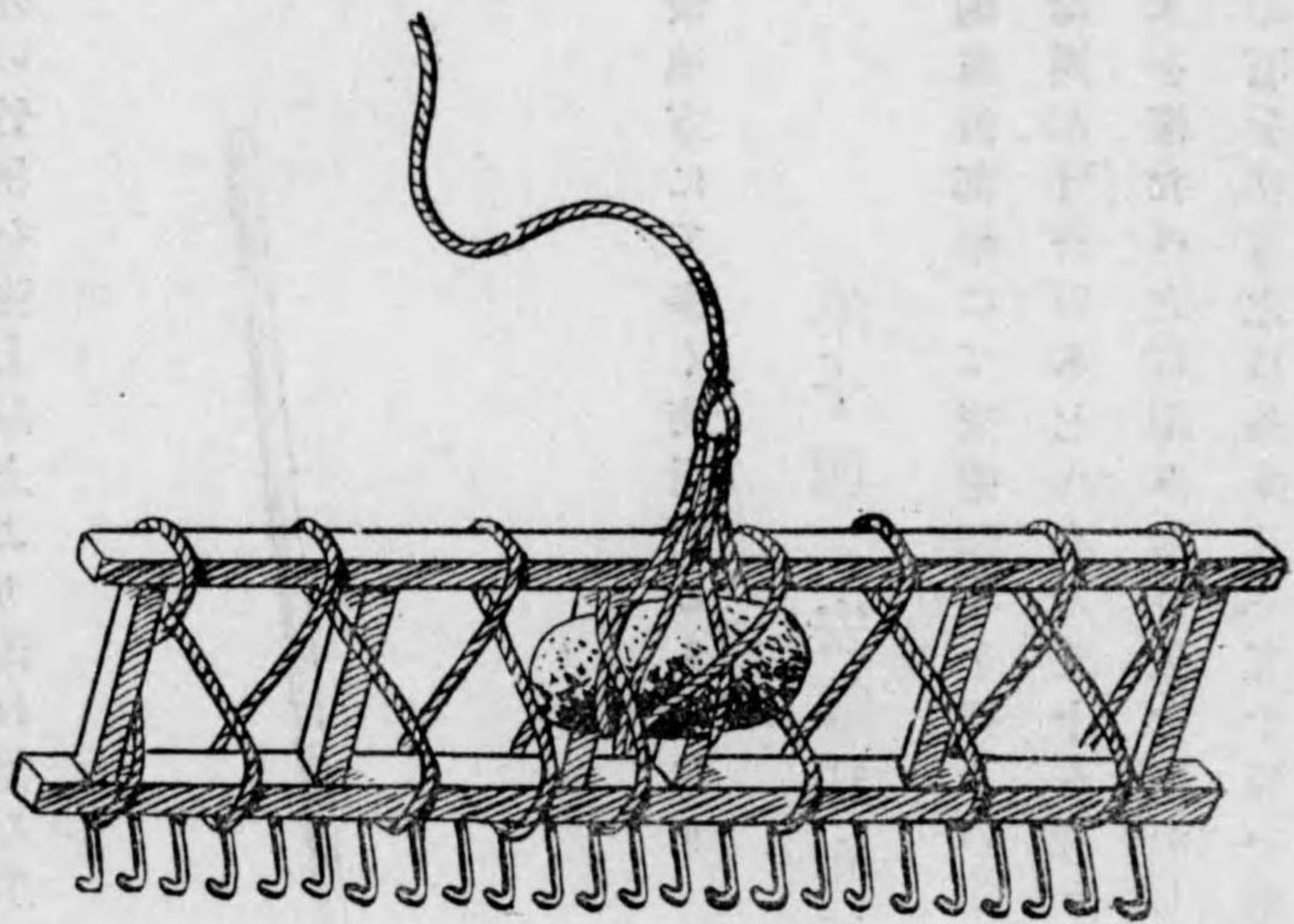
### 第十二 藻 桁

因幡國地方に於て使用する藻桁と稱するは各種の藻類を採るの具にして第七十圖に示すが如く桁の幅四尺五寸許堅八寸許鐵爬の數四十本餘長さ七寸餘とす曳網は藁繩にて製す之を使用するには小船に漁夫一人乘にて海藻の緊茂せる所之を下し鰯を漕ぎ船を進め時々桁を引揚げ懸れる海藻を採收するなり

### 第十三 藻 搔

藻搔とは流れ藻と稱し藻類の波浪の爲め切斷せられて潮流に隨て漂流し又は磯邊に寄り集りたるを搔き取るの具にして之を採るの目的は専ら田畝の肥料に供するにあり採收の季節に定まりなしと雖も晩春より夏土用の頃までの間之を爲すもの多し其器は杉材を長さ一尺七八寸乃至三尺幅四寸厚さ二寸許に造り是に竹若くは櫟を以て方五寸長さ七寸許に作りたるもの十本乃至十五本を駢植し中央に長さ一

藻 桁 圖 十 七 第





特殊漁業 投鉤具類 爬具 安德 和布採

百六

尺内外の竹柄を附し船上より流れ藻を追つて掻き揚ぐるものにして右記する所

第七十一圖 藻搔

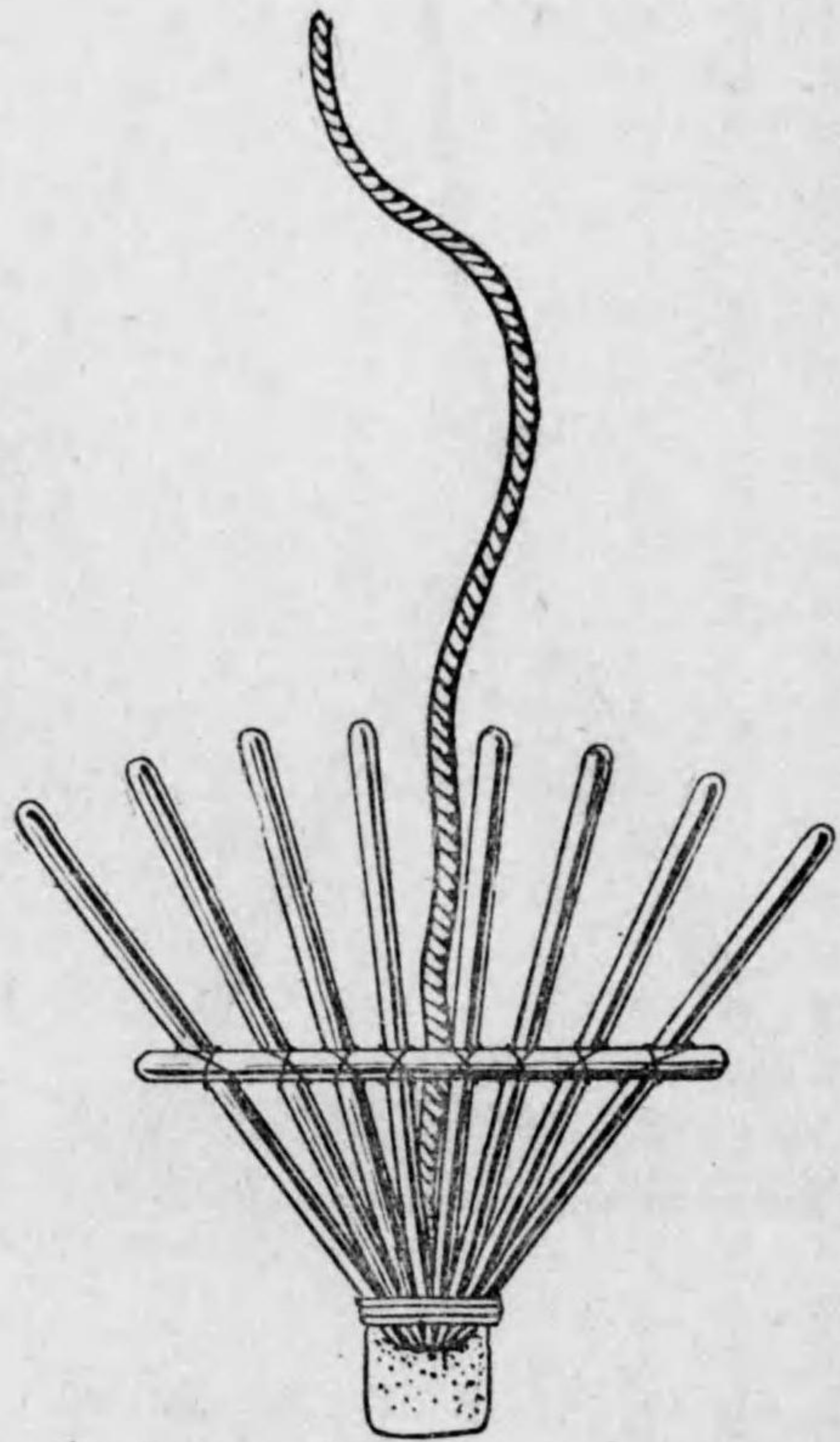


は備後地方にて多く使用するものなり

### 第十四 安德和布採

豊後國南海部郡にて安德和布を採るの季節は二月より三月の間とす其具は長さ五尺餘周四寸許の木七八本乃至十本許を排列し其元を緊縛し中央には長さ四尺許の木を横たへ之に編み附け先を開かしむ其狀扇の骨の如し其元には重量三貫匁位の石を括り之に長さ凡そ五十尋の網を附けて海底に投し舫を以て船を磯邊

第十七二圖 安德和布採



に漕ぎ廻し藻の懸りたるときは船甚た重きを覺ゆるを以て之を引揚げ其藻を採り收むるな

り而して該地にては安德和布を俗にアントク藻と稱するにより此の具をアントク藻採の名あり

### 第十五 石花菜採

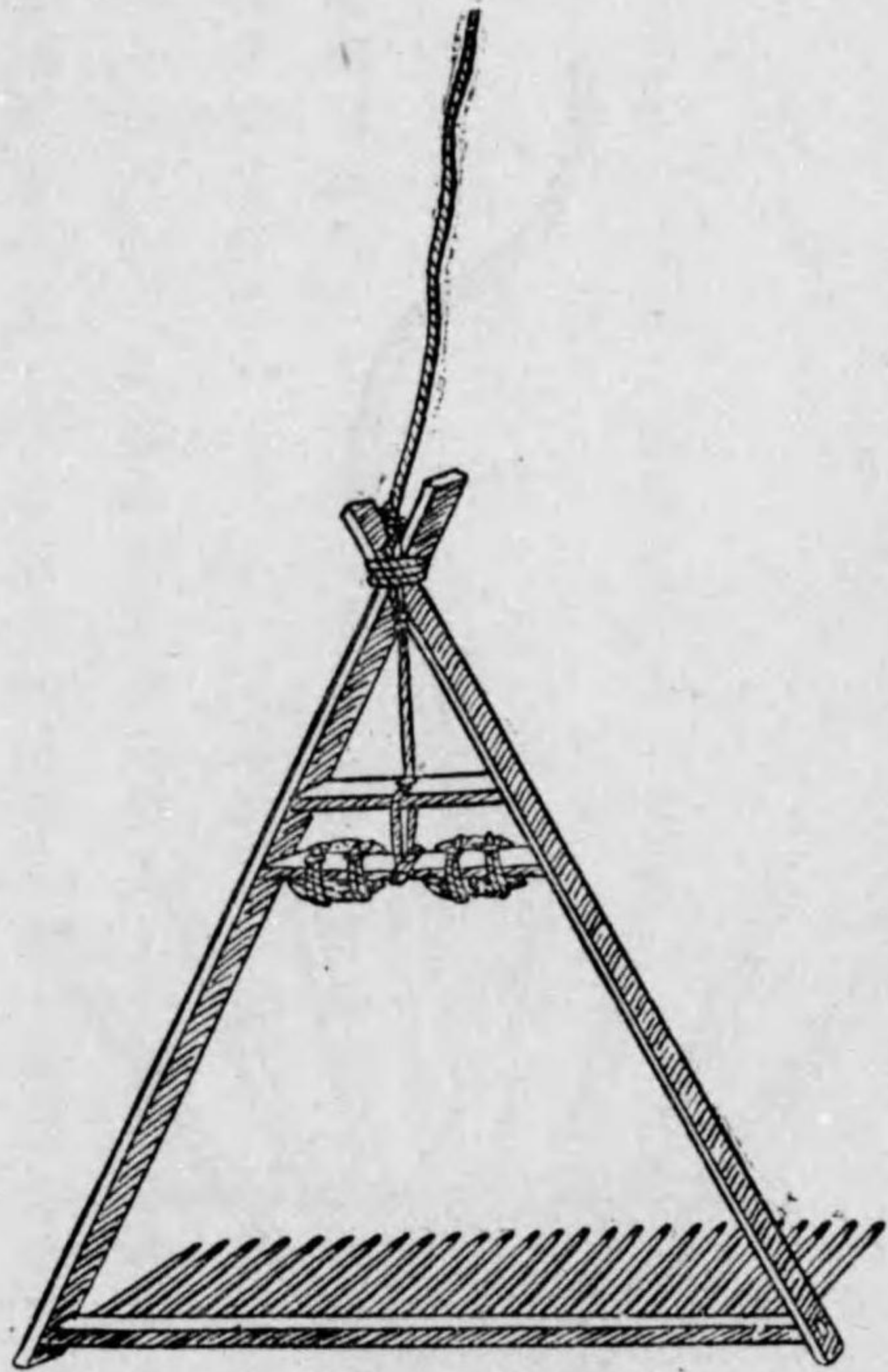
日本水産捕採誌

百七



石花菜の産地多しと雖も其饒産にして且優品を出すは志摩國及伊勢國度會郡の南部を以て最とす採收の季節は地位に依り些の異同ありと雖も概ね五月より八月迄の間とす採收法は桁網を用ゐるあり又潜水して採るありと雖も猶其他に爬具をも用ゐる地あり爬具に二様あり一を「ガンガリ」と稱へ一を「カギ」と云ふ

一 志摩國に於ける石花菜採

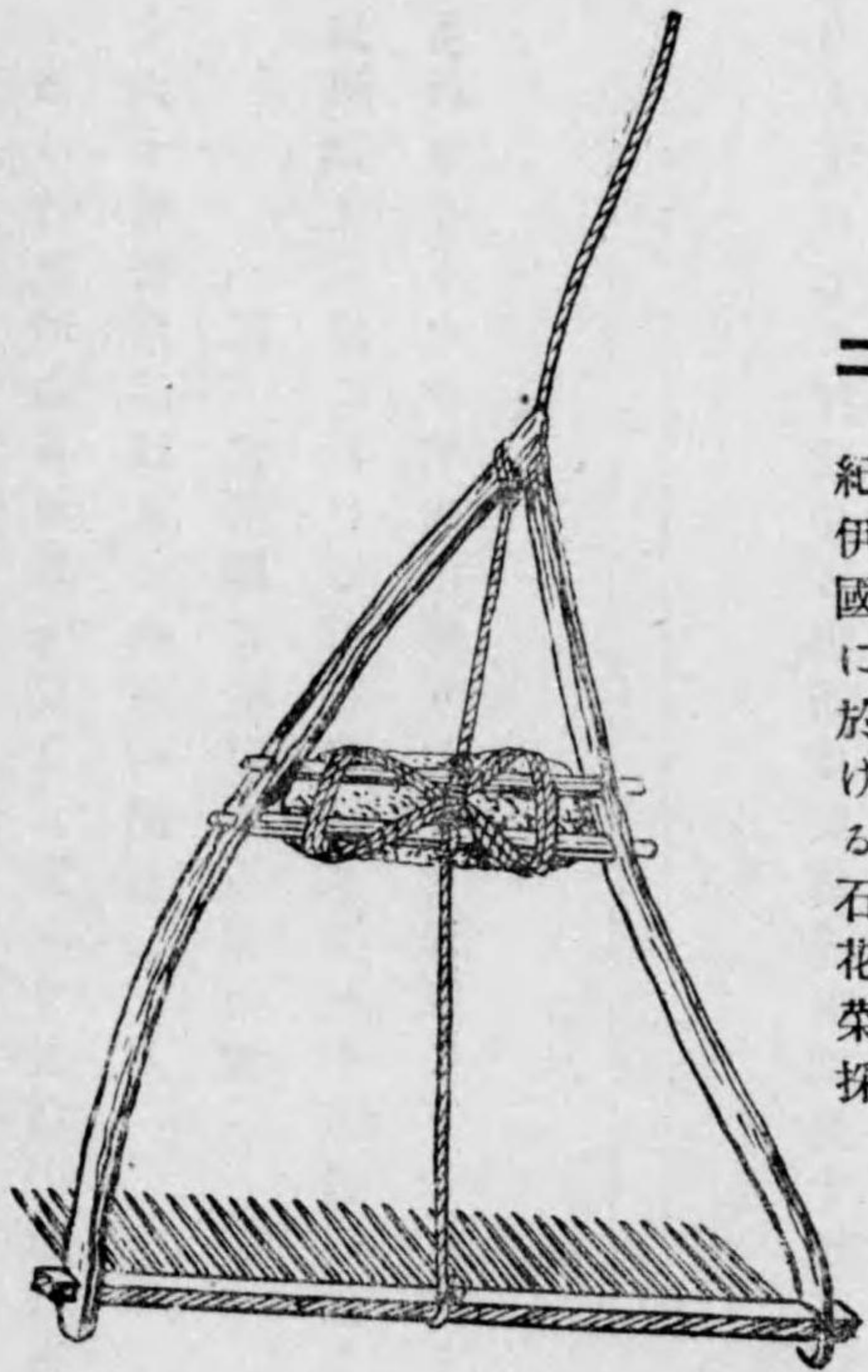


「ガンガリ」は志摩國志摩郡布施田村に於て使用するものに就て記さんに第七十三圖に示す如く木材を以て前面の幅三尺二寸左右の長さ三尺七寸の三角形の枠を作り

リ ガ ン ガ 圖 三 十 七 第

其前面に眞鍮線長さ三寸のもの其數六十本を駢植し恰も櫛の齒の如くす而して桁の一方に二本の横木を貫き之に重量八百匁の石錘を附け又此處より引綱を出し其長さ凡そ五十尋とす此の器を小舟に載せ二人或は三人乗組み陸を距ること二三十町の海至り綱を舟に取り器を海底に下して曳き廻り時々引揚げて其齒に懸れる石花菜を採り收むるなり

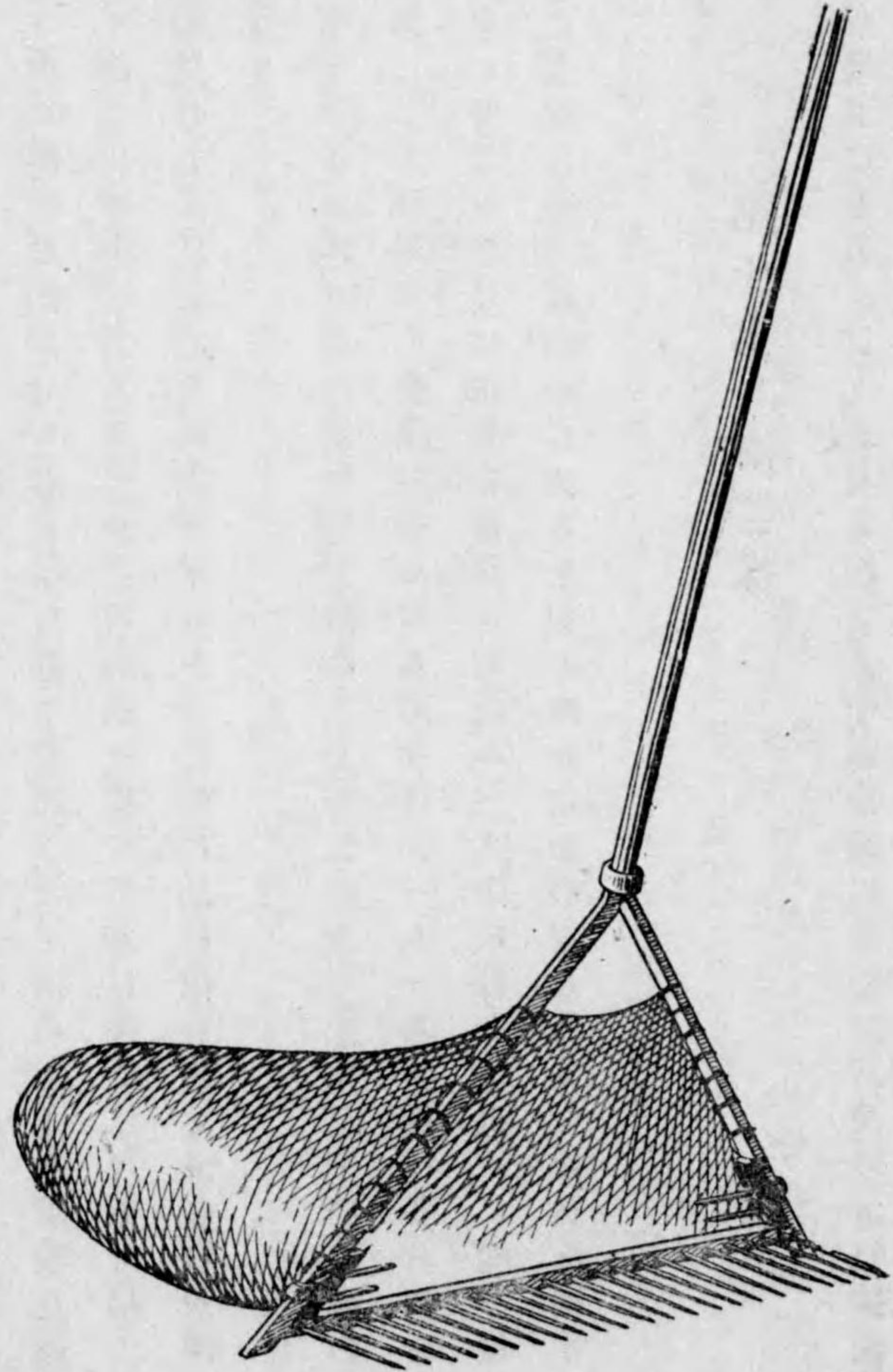
二 紀伊國に於ける石花菜採



「カギ」は紀伊國北牟婁郡二郷村に使用するものは大體の形狀は前者「ガンガリ」に異ならずと雖も前面の幅凡そ三尺左右の長さ四尺とす而して前面に

ギ カ 圖 四 十 七 第





特殊漁業 投鉤具類 爬具 石花菜採

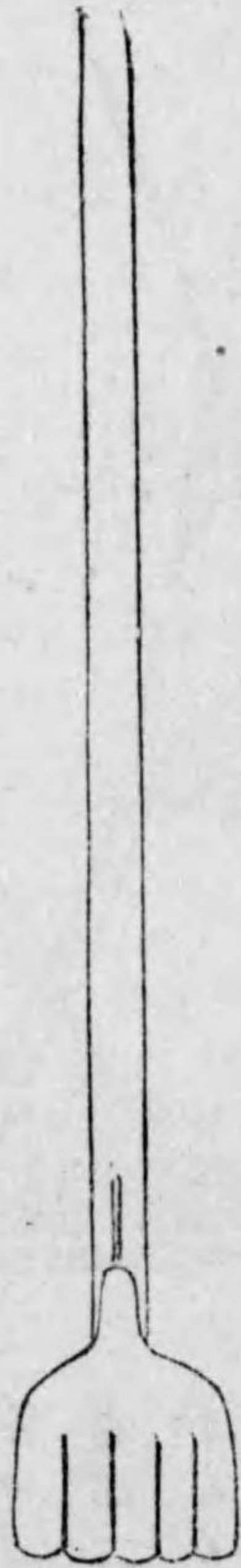
百十

植る所の齒は竹を用ゐるを最も異なる點とす其齒の數は五十本餘あり曳綱の長さは凡そ六十尋使用法は凡て前者に同じ

三 出雲國に於ける石花菜採

出雲國島根郡大芦浦に於ける石花菜採は第七十五圖の如く鐵板に五本の爪を出したるものを作り之を竿頭に縛りたるを海底に下して搔き採るなり季節は五月

第七十五圖 石花菜採



より七月までにして採收する場所は同浦黒島地先十丁許深さ三尋餘に至るの海中なり

第十六 藻貝搔

備後國沼隈郡田尻村に於ては多く藻貝を採收す其器は第七十六圖に示す如く長さ二尺五寸方七分の鐵桁を横たへ之に二十四本の爬爪を駢植す爪の長六寸にし



て方六分とす桁の兩端を長二尺五寸つゝ杉の角材を以て挟み一端を一所に合せ之に長さ廿三間半周圍六寸の杉の柄を繼ぎ其繼きたる所の上より鐵環を施し之を締括す而して鐵桁に沿ふて五分目の麻網を附す其網は深さ二尺五寸幅も二尺二寸の囊狀にして其左右を鐵桁を挟みたる杉材に結び附け以て其囊口を開張せしむるなり

之を使用するには四五月の交を以て季節とし陸を距ること凡三十間許海の深さ三尋以内にして海底多く藻の生したる處を擇ひ一人一具を携へ各其柄を肩に擔ひ中央に雙手を掛けて鐵爬を海底に打込み一人舟に棹して退くに從ひ徐に海底を搔き起せば藻貝は網中に入るを以て時々之を引揚げ入りたる貝を採り收むるなり

### 第十七 海雲採

海雲の採收具は地方に依り差異あれとも今備後國沼隈郡阿武兔の海峽御調郡布刈及び尾道の海峽等潮流最も急激なる場處に使用するものは杉材を方二寸長さ

一尺五寸に作り之に長さ五寸の鐵爬十本を駢値し其一方に幅一尺五寸深さ一尺六寸にして五寸間に十五節目の囊網を附け長さ三尋の竹柄を嵌めたるものにして其形狀前者藻貝搔と殆んど同一なるを以て圖出せず採收季節は二月初旬より下旬までとす海雲は海底の「ガラモ」に着生するものなるを以て干潮の時を候ひ其處に至り船を停め此の具を下し靜に「ガラモ」を搔き其海雲の網に遣れるを時々引揚げて採收するなり

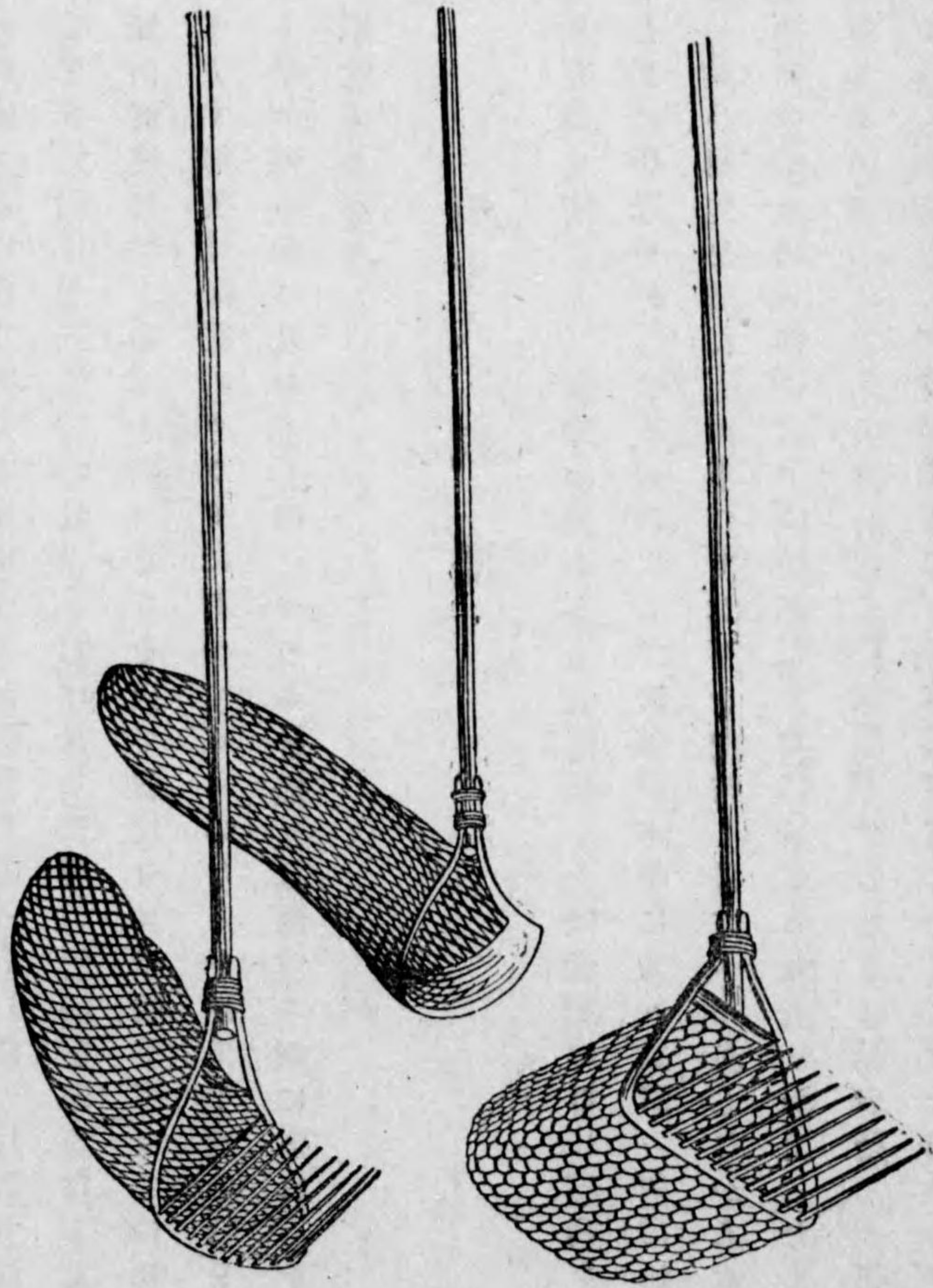
### 第十八 蜆 搔

蜆搔は所在爲す所にして各地小異あるも大同なり大抵囊網の口に鐵爬を鋸齒狀に駢植し又は平刃を付したるものにして淺瀬の水中に入り其器の柄に紐を附け之を腰に結び柄先を肩にし兩手にて其下を把持し後方へ却歩しなから水底を搔き時々柄を執て囊網を仰け水中に振蕩して其混入せる泥土を淘汰し去り残れる蜆を收むるもの多しとす此の業を爲すに滿潮の時の如きは潮水殆んど願下に及ばんとするも猶能く之を使用する者あり更に深處に於ては棹を泥中に立て船を



第七十七圖

蛎搔



此に止めて船上より使用するものあり  
 其器は各種あれども第七十七圖に示す所は大阪府下にて使用する所にして方言「カテ」と云ふ其左傍のものは鐵爬の長さ七寸囊網は麻製にして長さ二尺三寸柄六尺中央のものは囊口は鐵の平刃にして幅一尺五寸許囊網は亦麻製にして長さ三尺柄四尺右側のものは鐵爬の長さ六寸囊口の幅一尺二三寸囊は金網にして柄の長さ四尺とす是等の具は主として蛎を採るの外猶小蛤其他雜貝類をも採收するなり

第十九 貝 卷

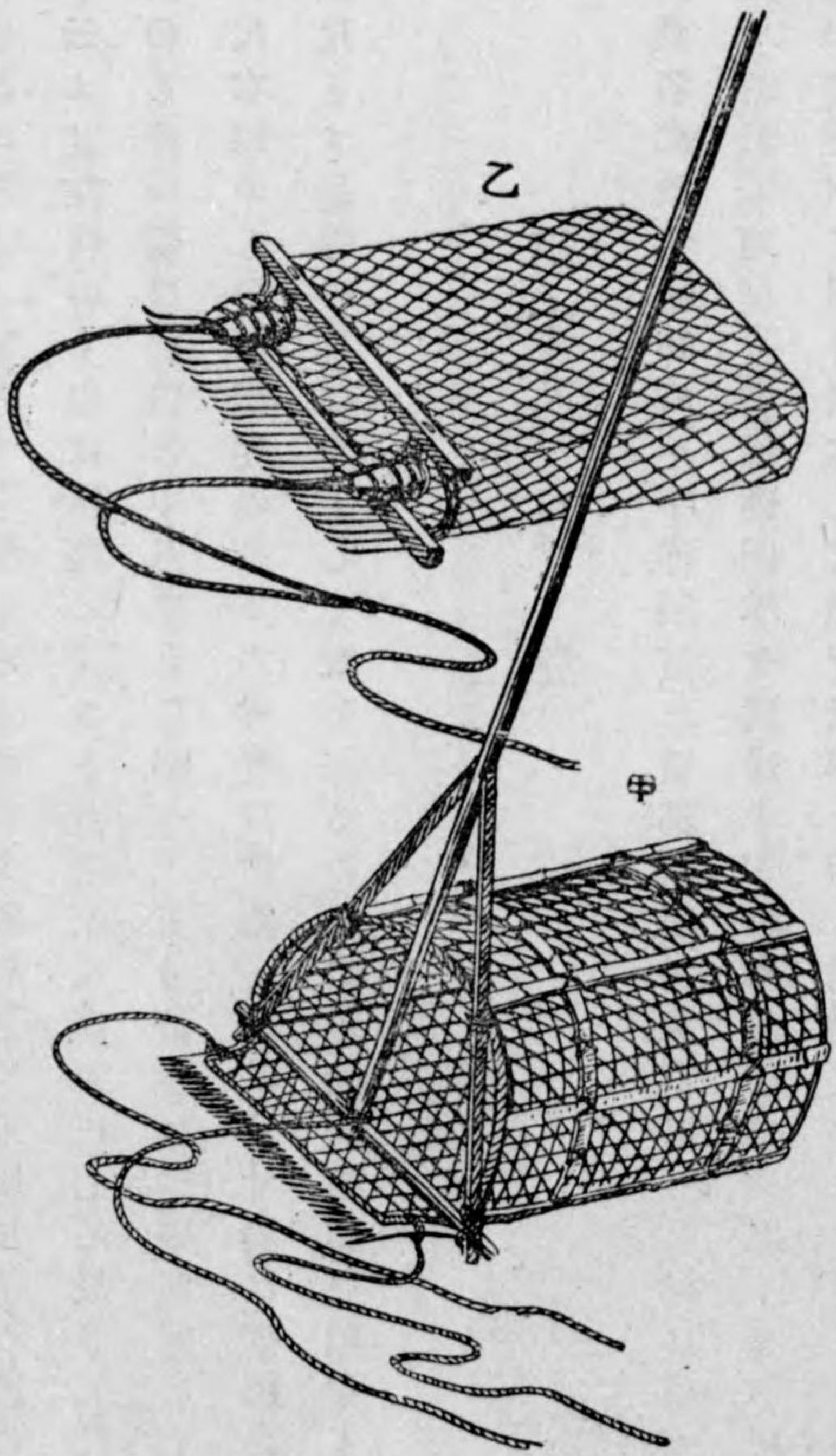
伊勢國桑名郡桑名獵師町(小字赤須賀)三重郡富田村及富田一色村は舊來蛤を産するを以て著名の地なり其漁獲四季を問はずと雖も冬季は肉厚く味殊に美なるが故に此の時を以て爲す者多し其漁を貝卷と稱へ捕獲具を「カヒドリマガハ」と云ふ第七十八圖甲の如し

一 伊勢國桑名郡に於ける貝卷



「マクハ」の構造は第七十八圖及七十九圖に示す如く深さ五尺の竹籠を作り其口の一面に櫛齒狀に駢列したる鐵爬を設け籠の口に枠を括り附く其枠の鐵爬に並行

一 搔 貝 圖 八 十 七 第



して横はれる木を「シユモク」と云ひ長さ四尺「シユモク」の中央より出せる木柄を「振

木」又「振棒」とも云ふ長さ三間餘とす「シユモク」の左右より各腕木を出して木柄に接  
着す而して鐵爬の左右端及ひ「シユモク」の中央木柄を括り附けたる處より各長さ  
五間乃至八間の綱を出し各之を船梁に括り附け又別に一挺の轆轤及び錨並に長  
さ五十尋の錨綱を備ふ

漁法は小船一艘に漁夫三四人乗にて漁場に至り先づ錨を投じ錨綱を伸ばして船  
を進め綱の長さ盡くるに至りて一人船の表に立ち「マクハ」を海底に下せば他の二  
三人は船の艙に設けある轆轤を廻轉し錨綱を巻き以て船を錨の處に退かしむ此  
の間表に立ちたる一人は「マクハ」の柄を執りて之を押し沈め以て沙中を爬搔せし  
め其蛤の籠に入ること多きに至り船を止め籠を揺かし沙を排泄せしめて船に引  
揚げ入りたる蛤を捕獲するなり

二 伊勢國三重郡に於ける貝巻

伊勢國四日市より以南の各浦にて用ゐる蛤貝巻漁「マクハ」は前者と少しく形狀を  
異にす先づ木を以て幅四尺高さ八寸の枠を作り桁の下邊に長さ八寸の鐵釘を一  
寸五分距離位に駢植すること凡そ二十七八本此の枠に細き藁繩を以て編みたる

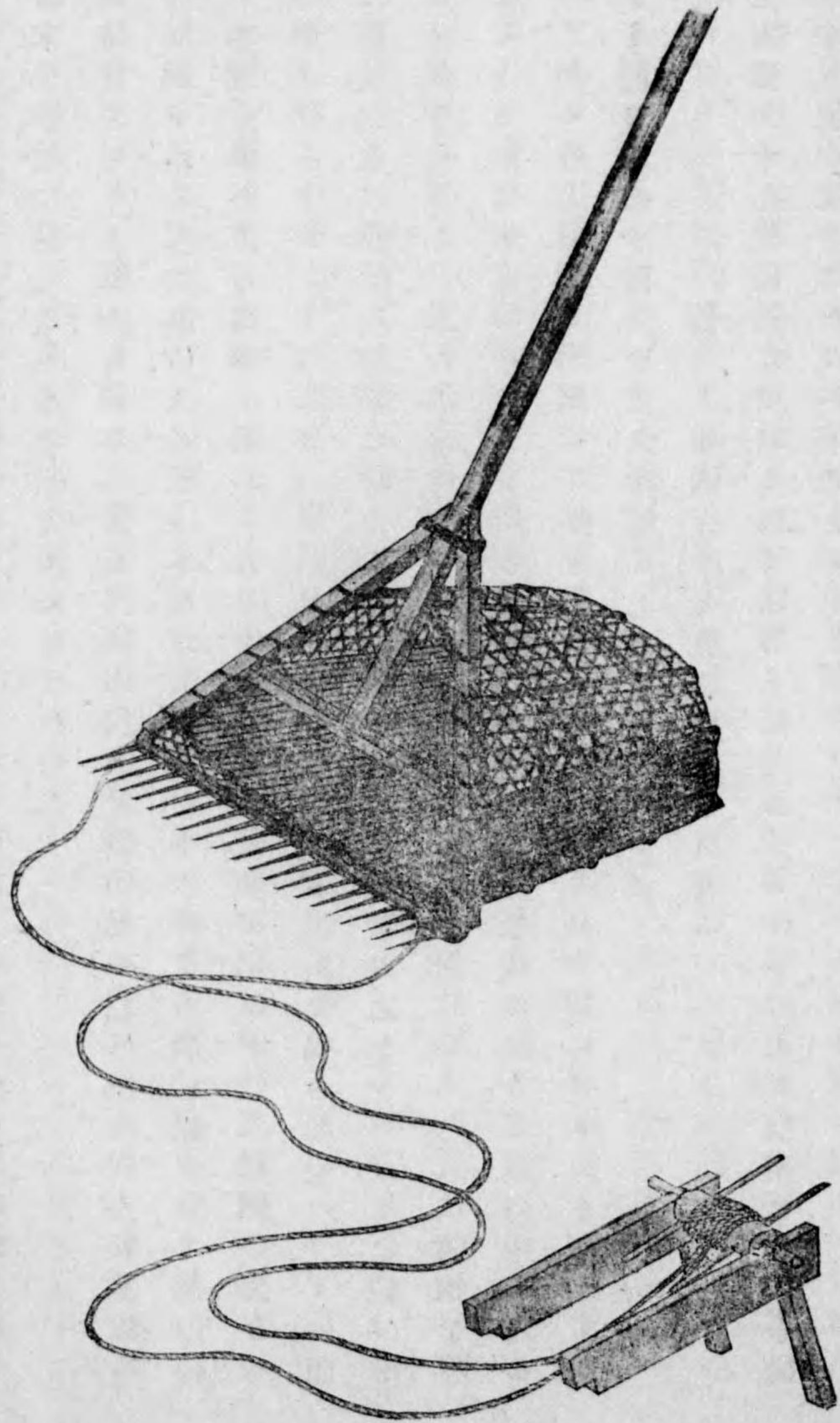


囊網を結び附く網の幅は杵の幅に副ひ深さ五尺位網目は地に接する方を一寸二分上の方を二寸とす又杵口の左右の柱には重量二貫五百匁より三貫匁位の石を括り附け是より各一筋づゝの網を出し其末端を一集に結び合せ而して之を長さ凡そ三十尋の藁製の曳網に繋くなり但し土地に依り藁網の底を稍や細く尖らせるものと丸くせるものとありて一ならず使用法は略ほ前者に同じく第七十八圖乙に示せるが如し

三 武藏、上總地方に於ける貝卷

武藏國南葛飾郡及び上總國市原郡、下總國千葉郡、東葛飾郡等東京内灣各地に於て貝卷漁と稱ふるは主として馬珂貝を捕るものなれども猶其他蜘蛛サルホウ、キサゴ等の類をも漁す其漁法を亦「マンガイ」と云ふ季節は十月下旬より始め翌年三月上旬に終るものとすれども「キサゴ」を採るは五月より六月までを良期とす「マンガイ」は鐵製の梭を作り長さ三尺許とし之に鐵の爪凡そ二十本許を出し其長さ四寸許とす而して梭の長さと同じ幅にして深さ二尺許の籠を結び附け其梭の際より籠の口を跨ぎ長さ三間許の木柄を附け籠の兩端より更に一本づゝの木を

一 卷貝 圖九十七第





出し其末を交叉して之を柄に結び附け又籠口の兩端より各一本づゝの綱を出し其末を轆轤に巻くこと第七十九圖に示すが如し

漁法は「テント」と稱ふる長さ二丈五尺幅四尺五寸許の船一艘に漁夫四人程乗組み海底深さ八九尺の處に至り樫の木を以て作りたる水棹を海底に振り立て此の棹の水際の處へ方言根綱と稱ふる長さ十五間許の藁綱を結び附け又根綱の先きへ巻綱と稱ふる長さ十五間許の麻綱を繋ぎ船の艦より其綱を曳き船の「ハサミ」の間に轆轤を設け船梁に股繩と稱ふる繩を船の左右に跨かせ之を「マンガイ」に結び附けて海中に下し一人の漁夫は「マンガイ」の柄(方言桁棒)を堅に持ち一人は轆轤を巻くなりされは海底沙中に在る所の貝類は「マンガイ」の穂先に懸りて籠の中に入るべし然る後ち巻綱を轆轤にて巻き揚げ籠に入りたる貝を船に採り入る斯くすること終日三四十回乃至五六十回にして止むものとす

#### 四 上總國九十九里に於ける貝巻

上總國九十九里浦邊に於ける貝巻は専ら蛤を漁するものにして漁業は期節を論せず風波平穩なる日は年中之を爲す

「マンガイ」は東京内灣に用ゐるものと形狀略は同一なりと雖も籠に代ふるに麻絲製の囊綱を以てするを異なりとす其「マンガイ」に二種あり一は沖「マンガイ」と稱へ梓の長さは五尺内外爪は長さ一尺三四寸にして二本許あり専ら大蛤を捕るものにて二里内外の沖合に於て使用す一は高巻「マンガイ」と稱へ梓の長さ四尺一二寸爪は長さ一尺餘にして三十本許あり是は中蛤を捕るものにて磯際より百間内外深さ一丈許の處に於て使用す漁船一艘に漁夫五人位乗組み之を使用す其方法は前者東京内灣のものと同じ

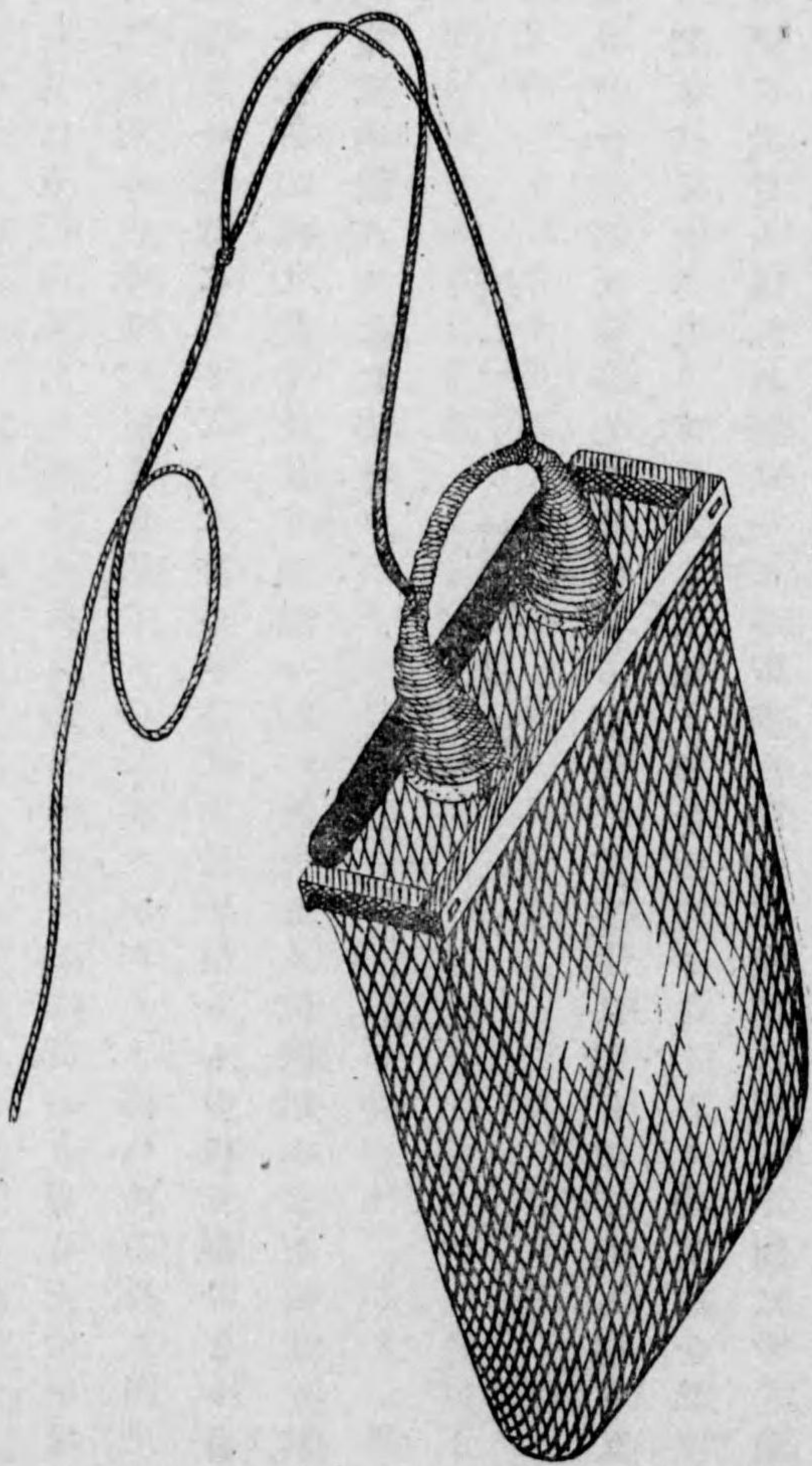
#### 第二十一 眞珠貝網

眞珠貝は岩石に附着して生育するが故に其漁法は鑿を以て起し捕り又は又にて突き捕るを多しとすれども又間々網を用ゆることあり今其網を記す  
志摩國に於ける眞珠貝網は一に小桁網と稱し其漁期は四時を問はずと雖も五月より七月までを最良季とす網は麻絲製二寸目凡そ一尋四方のもの二枚を上下にし左右に「ハスワ」を入れて編き合せ囊狀となし其囊口を木製の枠に綴り附く枠は



特殊漁業 投釣具類 爬具 眞珠貝網 百二十二  
横四尺五寸 竖一尺二寸にして下縁に鐵板を着く尙梓口に二本の柱を立て之に重

網 桁 小 圖 九 十 七 第



量一貫二百匁許の石を括り附け之より釣手を出し其上を藁繩にて巻くこと第八

十圖の如し又其釣手には更に長さ四間餘の手綱を附け末を結び合せ之を曳綱に繋ぐなり曳綱の長さ凡そ二十五尋許とす漁法は前記海鼠網に異ならず

### 第二十一 鳥貝網

安藝國に於ける鳥貝網漁業の季節は陰曆三月頃より六月頃に至る間にして漁場は一里内外の沖合海底泥濘の處とす  
網は藁繩製目合一寸位にして囊狀を爲さしめ深さ五尺許とし之を桁に綴り附く  
桁は横三尺高さ一尺許にして其左右と下縁とは木を用ひ上部は竹を用ひて之を造り又桁の下縁には横さまに鐵爬を並列し其頭を下に曲げて殆んど勾狀をなさしむ其數十七個とす桁の左右に重量五百匁許の石を網狀に編みたる囊に入れて桁の左右に結付す

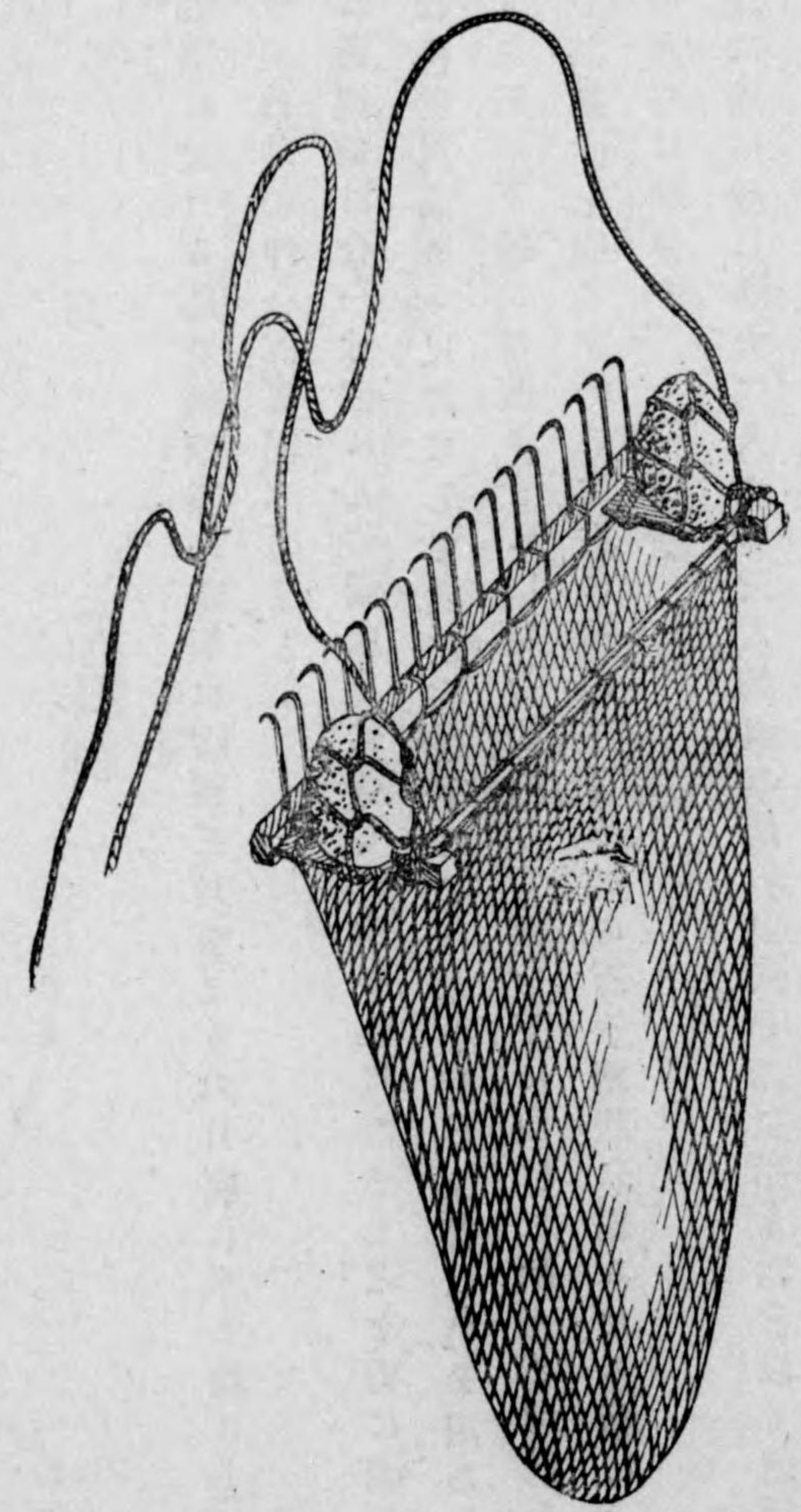
漁法は船一艘に漁夫二人或は三人乗組み網の曳綱を船に括り櫓を以て進行するときは網は一旦順風を得て帆にて進行するときは舳艫及び船腹の三所に網具を装置し船を横進すること「ウタセ網」漁法に異ならず網は船に曳れて運動するに隨



特殊漁業 投鉤具類 爬具 鳥貝網  
 ひ鐵爬にて海底を搔き泥沙中に棲息する鳥貝を搔き起し囊網入りたるを時々引

百二十四

網貝鳥 圖一十八第

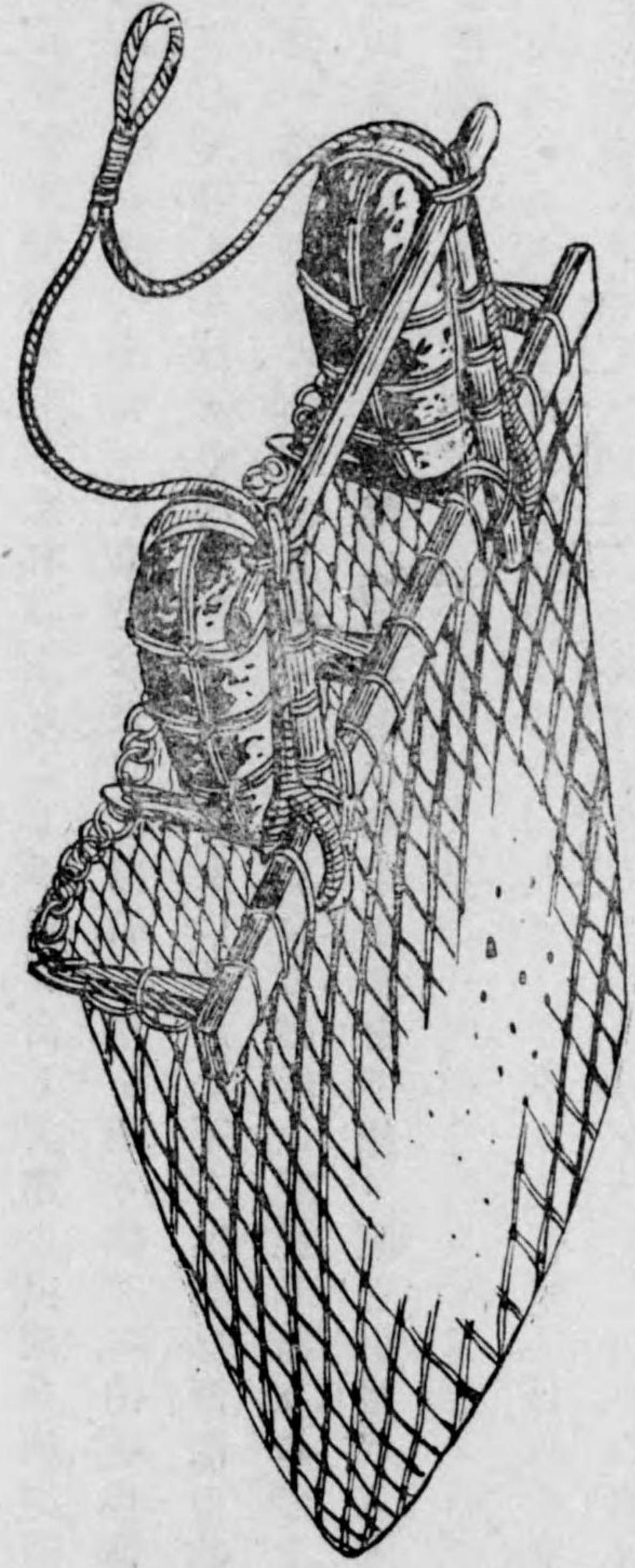


揚げて捕獲するなり

第二十二 海鼠八尺

海鼠八尺は陸奥國及び北海道にて使用する所の爬網にして網は下側は麻糸を以

尺八鼠海 圖二十八第



て作り網目は三寸目七十五掛長三尺上側は藁三子繩を以て作り網目は三寸七十  
 五掛長さ一尺五寸而して上下兩側を縫ひ合せて囊狀となし之を桁に附す桁は方

日本水産採誌

百二十五



言之を臺木と稱し檜材にて作る長さ凡そ六尺にして四本乃至五本の爬を附す爬の長さ凡そ八寸其狀恰も「コマサライ」の如し而して爬の下端には爬金を附し之に鐵鎖を貫き以て網の下縁となす又爬には第八十二圖に示す如く二個の石重量各一貫五百匁許なるを附し沈石の上方より手綱を出し其端に曳綱を結び附く漁法は小船一艘に漁夫一人乗組み未明に出船し岸を距る數丁の沖合に漕ぎ出し錨を下し其網凡そ百五十尋許を延べ置き次に八尺を下し曳綱を海深の約三倍程延し其一端を船梁に結び置き最初延し置きたる錨綱を手繰り徐々に船を進め錨の處に復すれば錨綱を船梁に結び附け網の曳綱を手繰り綱を引揚げ入りたる海鼠を捕獲するなり

### 第二十三 海扇八尺

此具も亦同地方に於て使用する所なり構造は都て前者に同じ只た網目の稍大なりと爬の數多きを異なりとす爬は八本位を附す或は本材の爬を用ひずして鐵にて作りたるもあり別に圖を揚げず

## 第二章 筍筌類

### 第一節 筍類

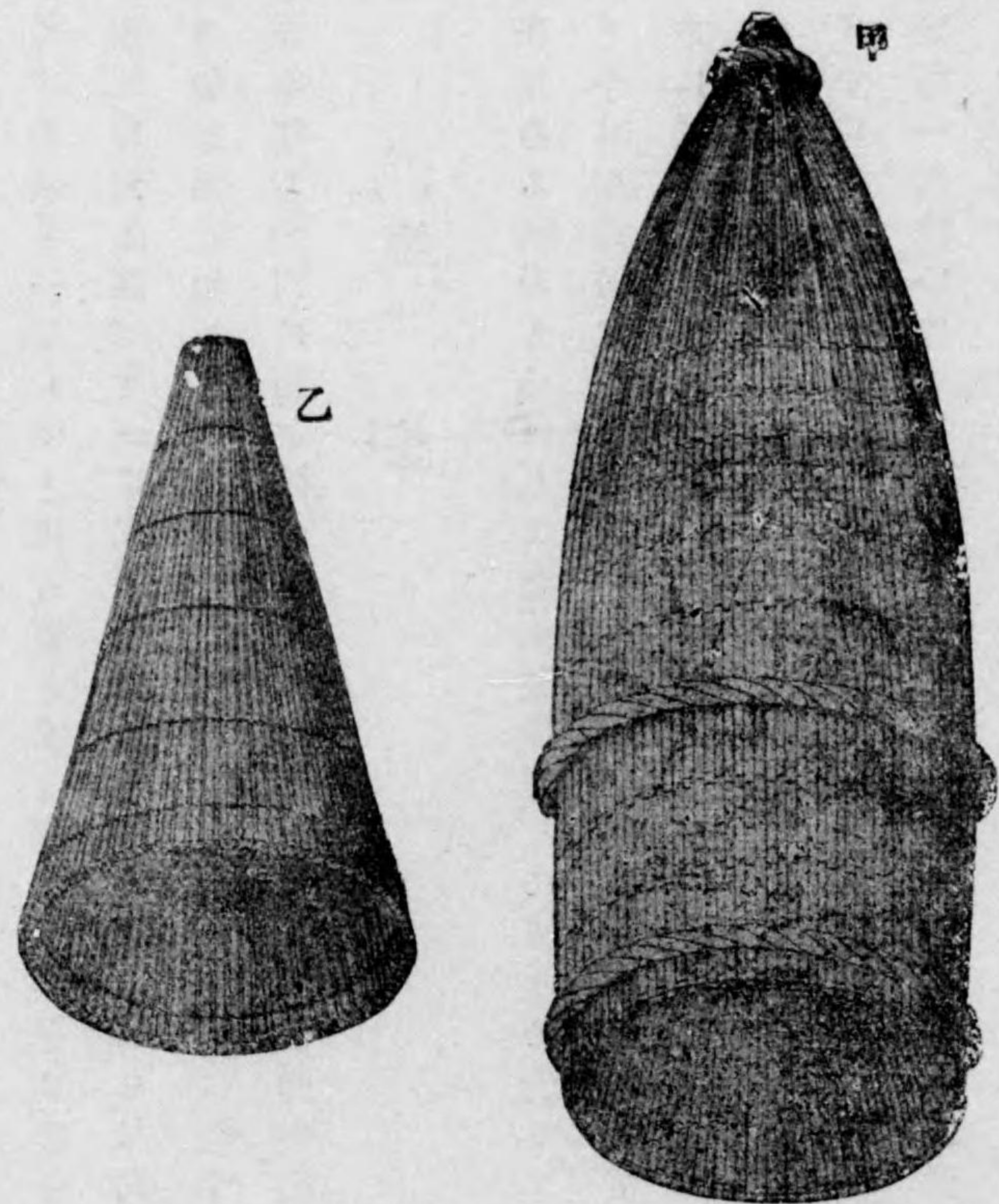
凡そ水族を捕獲するに細劈したる竹を編みて筒の如くし或は種々の形を爲したるを流水又は止水中に裝置し魚を其中に誘致して捕るものあり筍即ち是なり按ずるに筍は説文には曲竹捕魚筍也玉筍には竹器承梁之空以取魚者とあり詩に母發我筍と又敵筍在梁など見ゆれば上古より在る所のものにして今俗に「ウヘ」或は「ウケ」云ふものなり然るに和名抄に筍捕魚竹筍也とあるより世人多く筍の字を以て之に當つ是れ蓋し莊子に筍者所以得魚得魚而忘筍とあるに基くならんも其字は筍にして筍にあらず狩谷望之の和名抄箋註に釋文筍香草也可以餌或云積柴水中使魚依而食焉一云魚筍也説文筍芥脆也所謂香草可以餌者蓋是可以捕魚故後捕魚筍爲筍又改作筍也と云へり然れば則筍と筍とは固より同物のみ而して筍の字を以て正しとすべきが如し然れども世人は多く筍の字を用ひ筍の字は却て通用せず故に此の篇は題目にのみ筍の字を用ひ各條に至ては皆筍の字を書す是



唯世俗に通じ易からんことを欲するが故のみ  
 筒は玉篇に承<sub>レ</sub>梁<sub>ノ</sub>空<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>取<sub>ル</sub>魚<sub>者</sub>と云へるが如く本邦にも梁の空を承くる者多く又  
 簍類に屬せしめて使用するものも亦少なからずと雖も此には單獨に之を使用す  
 るものゝみを記さんとす而して其單獨に使用するものは竹を細く劈りたるを繩  
 若くは蔓を以て編みて筒状となし一端は繩を以て緊束し一方に口を開くこと第  
 八十三圖甲圖の如くし圖中……………點を附したる位地に於て乙圖の如き逆鬚を其  
 内に設け以て魚をして入るに易くして出るに難からしむ之を筒の原形とす  
 然れども之を装置すべき水中の模様と捕らんと欲する所の物とに隨て變形のも  
 のを生ぜざるを得ず即ち上下の幅殆んど同じきものあり逆鬚を施さず外部に口  
 を開き此に扉を設くるものあり所謂蒲鉾狀に作れるものあり方形にして鳥籠の  
 如きものあり其他猶多し而して形の變するに由て名稱も亦同じからず或は「ドウ」  
 或は「ウロ」若くは「モンドリ」「ヒン」「牢屋」「地獄」等の稱謂あるに至る當さに各條下に就て  
 説述すべし  
 又劈竹を以て尋常の筴の如くし或は他の形に作り之を一條の幹繩に吊下し水中

圖三十八第

筒



に延へ亘す  
 こと釣魚の  
 延繩の如く  
 するものゝ  
 り又陶製の  
 壺を海底に  
 沈め置き其  
 中に入りた  
 る蛸を捕ふ  
 るあり壺に  
 代ふるに介  
 殻を以てす  
 るあり箱を  
 用ゐるあり

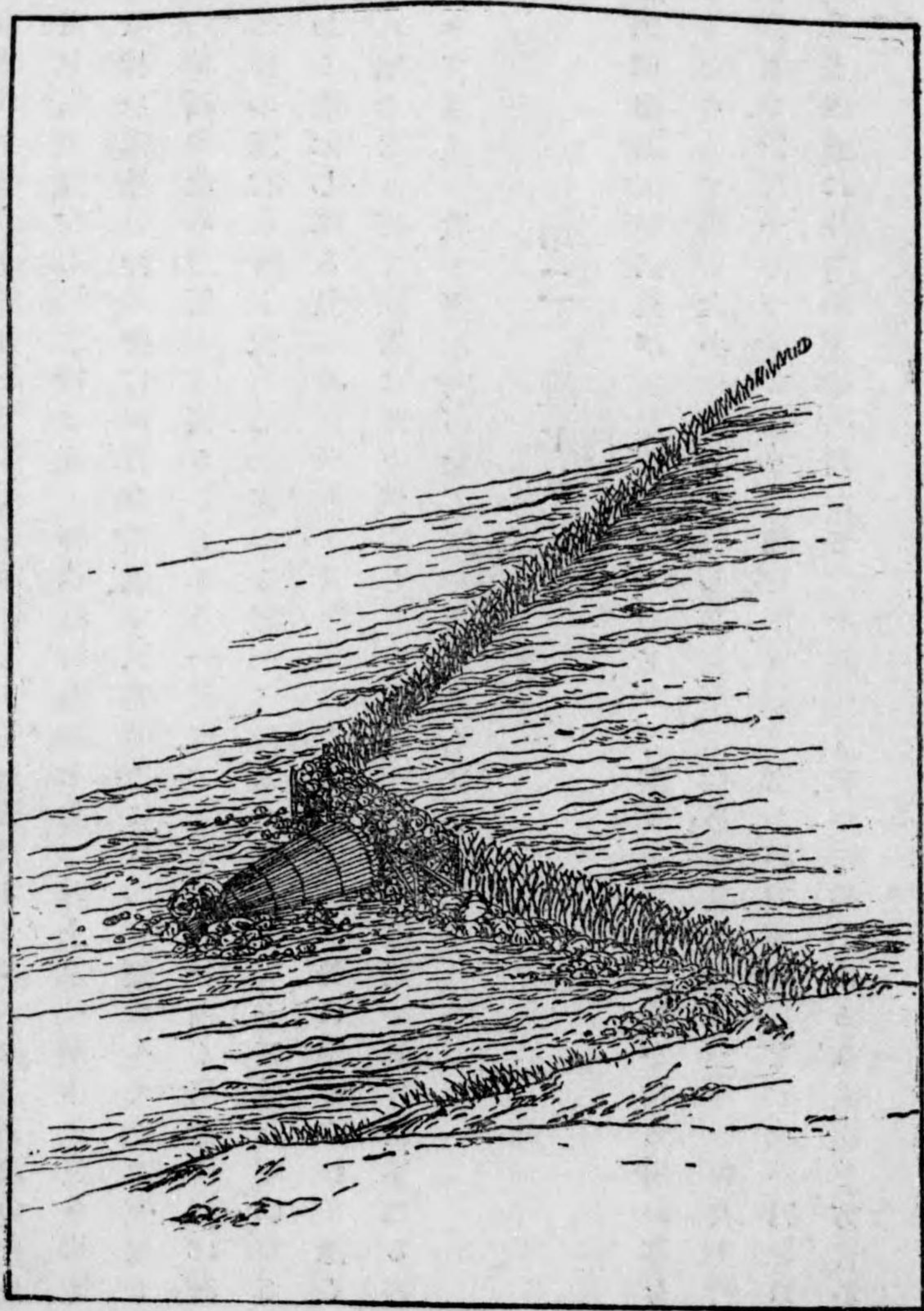


又竹を割らずして筒となし鰻を捕ふるあり桶を以て小魚を漁するあり是等の種類少からず形状も一ならずと雖も要とする所は水族を其器中に陥らしめて以て捕るに至ては筍と其歸を一にす因て此類のものを概括して筍類となす但た壺の如き箱の如き桶の如きは其物質竹器にあらず形状も筍に似すと雖も其趣向の相同じきのみならず別に類を分つ程の數なきを以て仍ほ此の類中に收む

### 第一 筍

笠は所在用ゐる所のものにして之を装置するに流水に於てするあり止水に於てするあり今其形式尋常にして支川溪流等幅員狭き水中に装置するものを記す安藝地方に於て鮎及び洲蟹鰻いた等を漁するに用ゐる笠は其製作前に記す所の如く尋常の形式なるを以て別に説明せず其劈竹を編むに葛蔓を用ゐる或は棕梠繩を以てす中に挿入する逆鬚は小舌と稱へ唯一重を用ゐるのみ大さは口径四尺長さ六尺底徑一尺位に作るを通常とす底には紐を附け之を装置するに當り緊括し以て入りたる魚をして脱出するを得ざらしむ

筍の装置の圖 第十八四圖



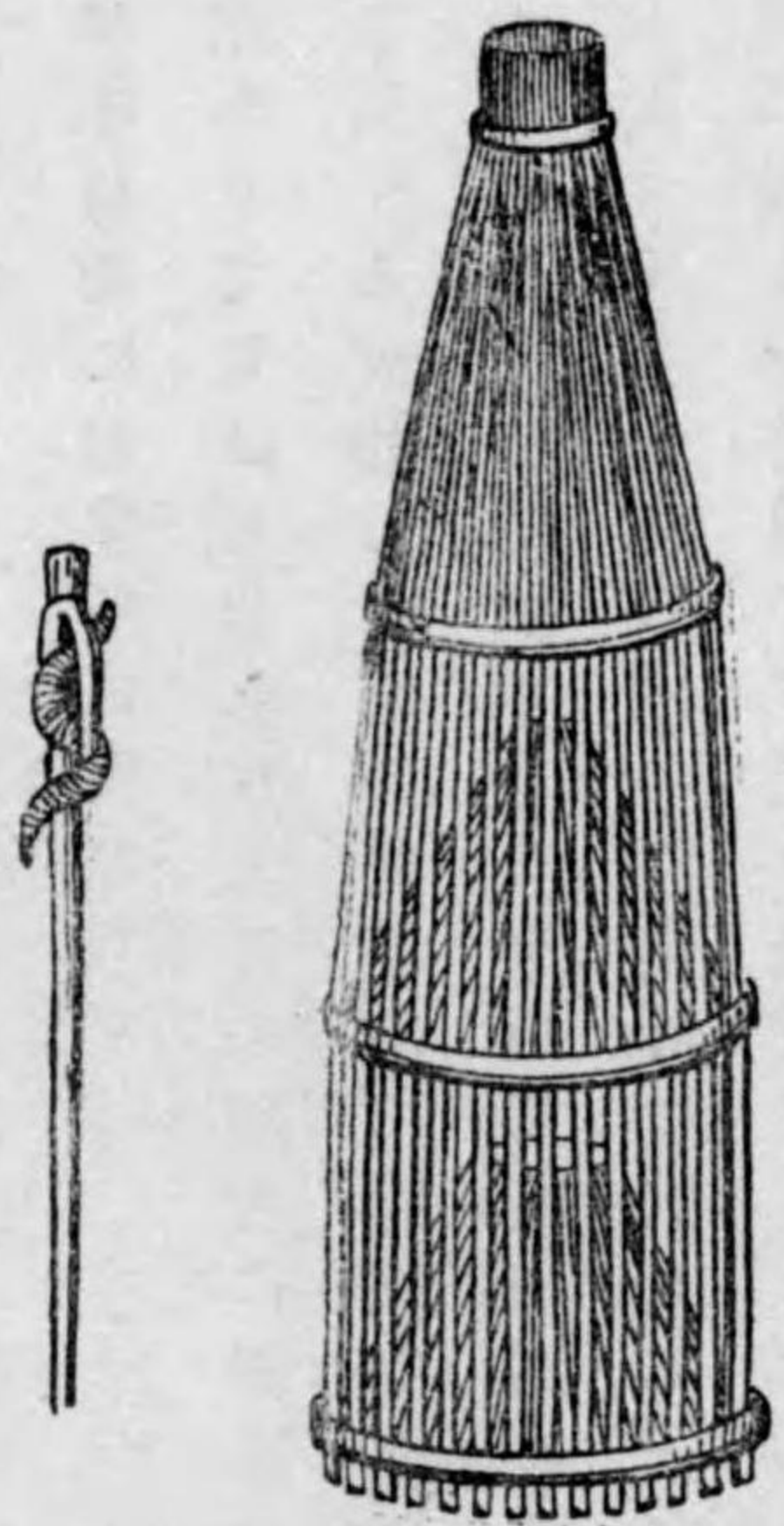


此の漁業は小暑より秋分までの間を季節とす筥を装置するには狭き川流の中央に位置を定め其左右に木柁を設く柁は松材四本を立て其上下に横木を貫き周圍には松材を亂植し柁の中には石を累積す又筥の上には木を横たへて之を鎮壓し上流には石を疊みて筥より高きこと凡そ一尺五寸許ならしむ斯く装置すれば流勢は木柁の左右を衝き激して魚筥ある凹處に向ふや忽ち急奔して弦を離れたる箭の如く游泳し來る魚は此に至りて身を支ふること能はず勢に壓せられて悉く筥中に陥るなり因て漁者は時々巡視して攪網若くは籠を筥尾に承け括りたる紐を解きて其魚を收め復た前の如く紐を括り置くなり

第一 鰻ドウ

下總國印旛郡印旛沼及び其近傍に於て鰻ドウと稱するは専ら鰻を捕る所の筥を謂ふものにして鰻の大小に應じ其筥も亦大小二様あり其大者は三年を経たる竹を撰び長さ三尺一寸づゝに切り其節を削り細く劈り幅四分許となし尙小刀を以て削り又四筋に分ち細き棕柁繩にて之を編成す其中に挿し入るゝ逆鬚を方言小

第五十八圖 鰻ドウ



舌又「アゲ」とも云ふ小舌は幅四分に劈りたる竹を善く削りて薄く尖らし猶之を四筋に分ち細き棕柁繩にて編み又其末を銅線にて編み「ドウ」の内に挿入し外より繩を嵌め尙内部には張繩を入れ各銅線にて之を接着せしむ其總長三尺一寸五分許口徑七寸九分許小舌は二重に挿入し口の方のものは長八寸四分許奥の方のものは長一尺許とす小鰻ドウは高さ二尺二寸口徑三寸八分小舌は口の方長七寸奥の方六寸五分許にし

て其製作方は凡て前者に同じ

漁業の季節は大鰻は五月八十八夜頃より十月中旬に至り小鰻は五月上旬より十月下旬に至る漁法は方言「ボウタラ」と稱ふる蚯蚓を第八十五圖に示すの如き竹に刺す此竹をば方言挿餌竹と云ふ之を「ドウ」の中に納れ薄暮池沼中の泥裏に沈め置

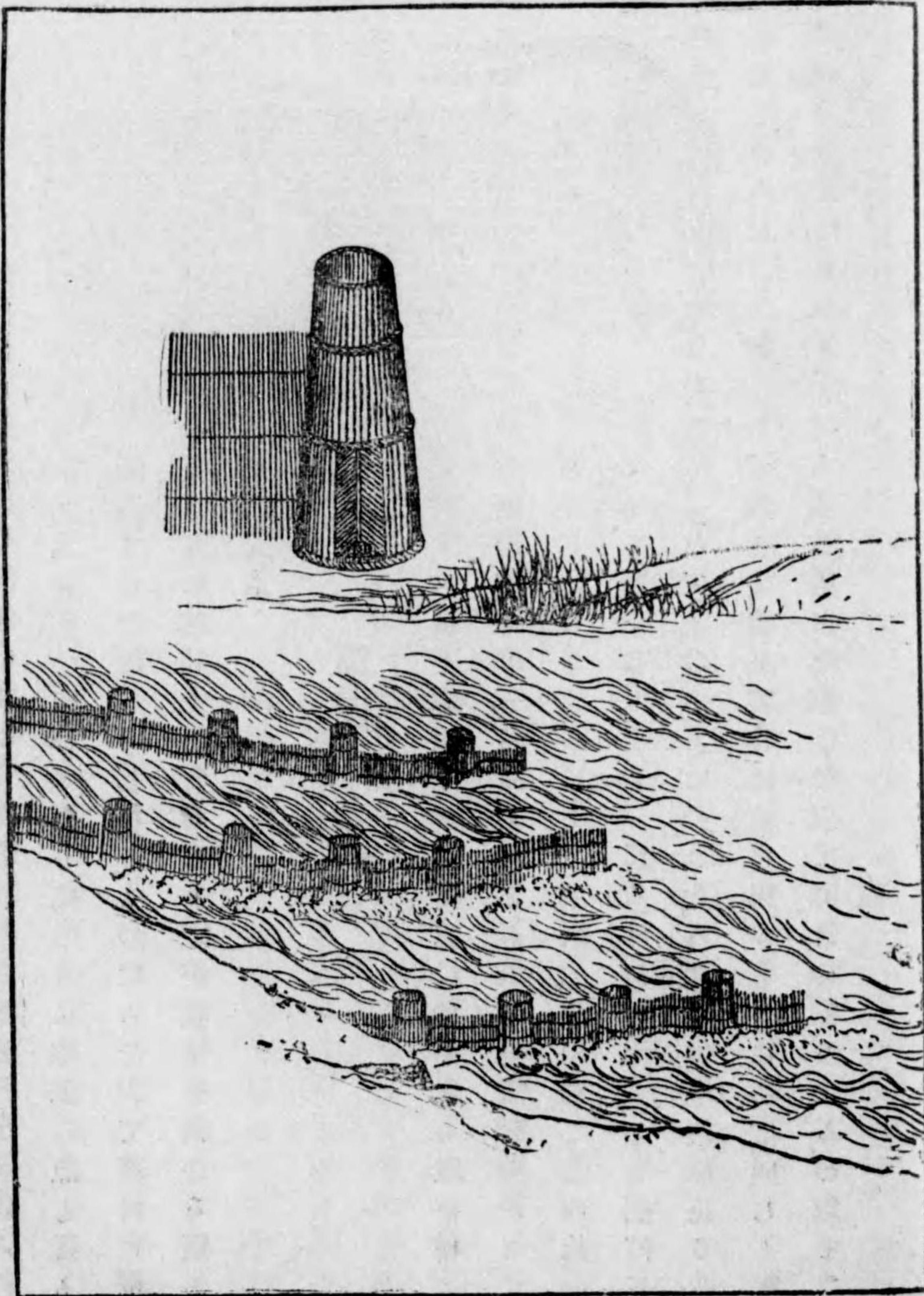


き翌旦を以て之を引揚げ入りたる鰻を捕獲するなり

### 第三 筌 筌

筌筌は利根川筋及び其附近の池沼河川に於て多く用ゐる所にして主として鰻を  
 漁するを目的とするものなれども其他の諸雜魚を獲ることも亦尠しとせず筌の  
 製作は概ね前に記す所に異ならざれども形狀第八十六圖上圖の如く下の方一面  
 の空隙ありて入口となし其入口の左右に割竹を横さまに編みたるを附け宛も門  
 扉を半開せるが如し兩扉の間僅かに罅隙を存し以て魚鰻をして入り易くして出  
 で難からしむ夫れ此如くなるを以て筌中別に逆鬚を設けず又上端を括るをも  
 爲すを要せず其大さは水の深淺等に依りて一定ならずと雖も大抵高さ三尺より  
 四五尺に至るを普通とす之を装置するには河岸又は支流溝渠等の流に沿ひ岸よ  
 り中流へ斜に凡そ六七個を並列し筌と筌との間には三四尺許の竹簀を建て如斯  
 するもの數層に及ぶ方言之を止め廻し又は建て廻しとも云ふ之を装置するの後  
 漁者は時々其處に至り筌の上口より摺網を下し中に入りたる魚鰻を抄ひ捕るな

筌 筌 圖六十八



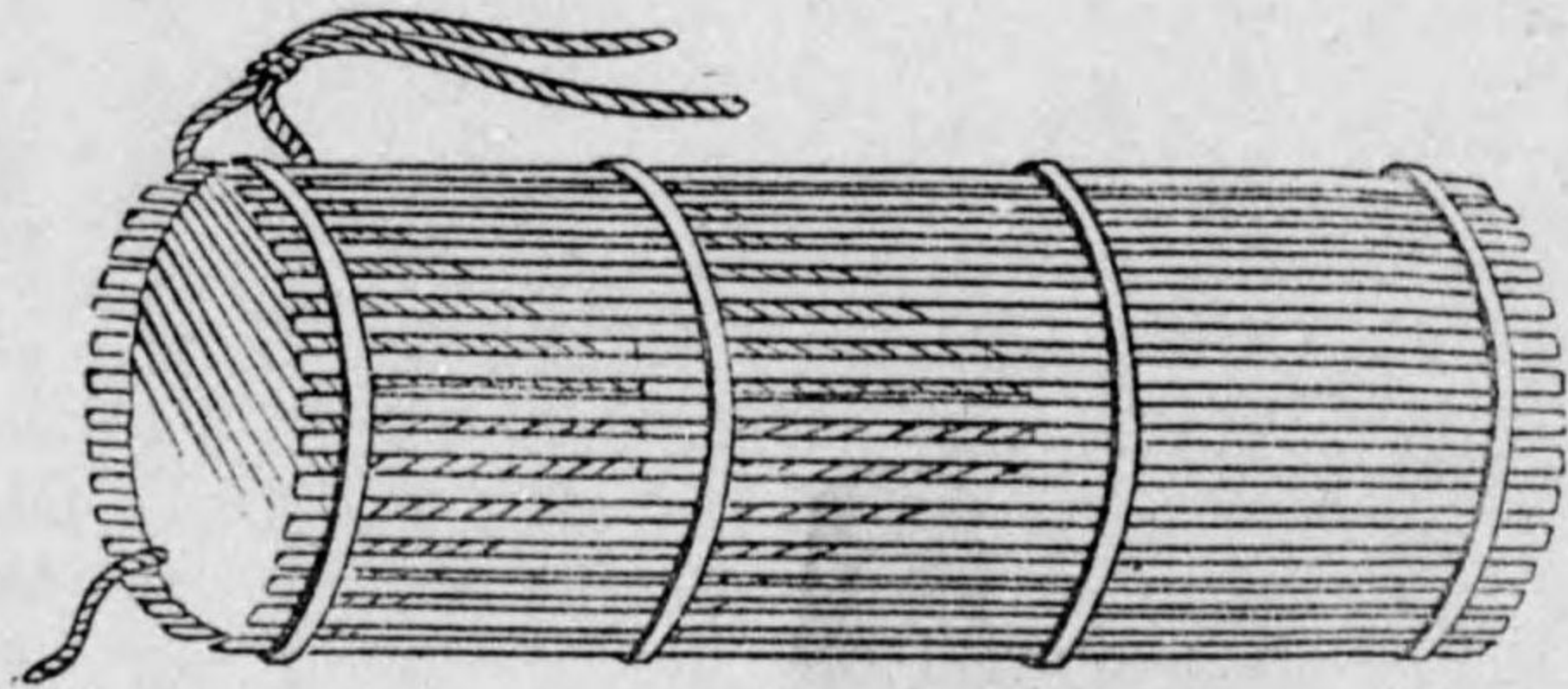


り此の漁業の季節は陰曆三月より五月迄及び八月より九月迄の間とすたゞ此の具は細微の魚と雖も脱逃するを得ざらしむるものなるを以て漁村に依ては其の蕃殖上の害を慮り之が装置を禁せる所ありと云ふ

#### 第四 太鼓ドウ

太鼓「ドウ」は下総國印旛沼其他に於て専ら蝦を捕ふる所の笠なり一名横「ドウ」とも云ふ全體を横さまに水中に沈むるものにして其狀太鼓の如し是れ此の名ある所以なり長さ一尺八寸口は兩方とも圓徑五寸にして上の小舌は長さ七八寸下の小舌は長さ四寸許とす構造製作は前に記すものに略ぼ同じと雖も兩方の口幅濶きを以て劈竹を編みたるを以て口

太鼓ドウ 圖七十八第



の六七分を掩ふを異なりとす之を使用する季節は八十八夜頃より十月の末までにして「ドウ」の内には米糠又は干鰯搾粕等を入れ之を水中に沈め以て蝦を誘集す其他の漁法概ね鰻「ドウ」に同じ

#### 第五 鯉 笠

下總國香取郡小見川町は利根川に臨める地なるを以て該川筋に於て鯉を捕るに

笠を以てす其笠は第八十八及八十九圖に示す如く長さ短くして桶狀を爲し其の一面の下方に空隙を設け此に空隙と同寸法の劈竹を編みたるを吊下すること恰も簾を懸けたるが如くし以て魚の入る處とす元來鯉は流水の淀み又は水草中に食を求むるものなるが故に河中へ水剔ハネの亂ウツクイ杖を打ち

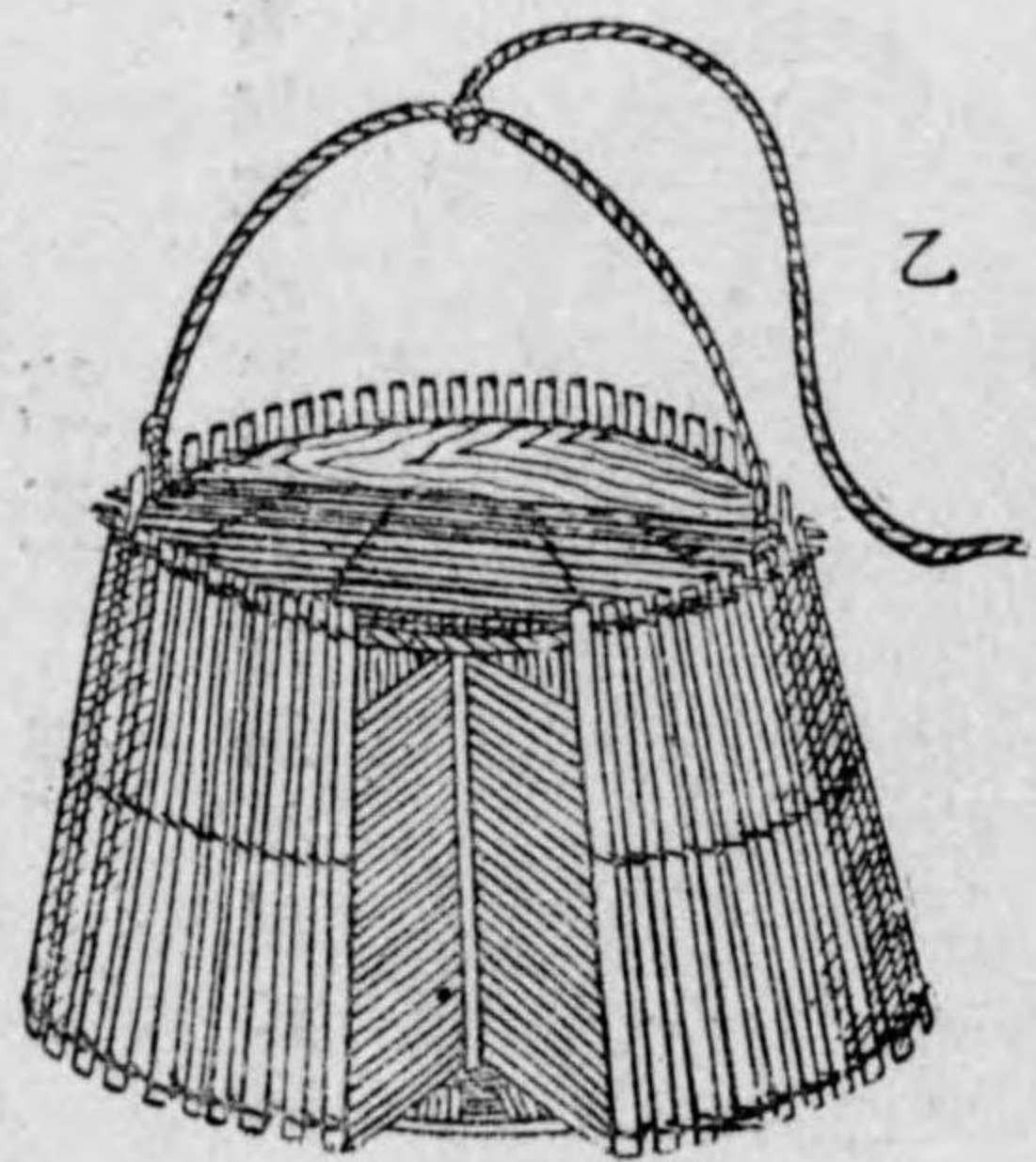
鯉 笠 圖八十八第





流勢を殺き淀を設け此に笠を装置す笠は數十個を一筋の繩に吊り下ぐることに殆んど延繩の幹繩に枝繩を附くるが如くにし笠の中には餌料を入れる其餌は大麥を烹たるを用ひ或は小麥粉を煉りて團子となしたるものを好しとす而して之を水

二 笠 鯉 四 九 十 八 第



底に沈め上に瓦石を置きて以て鎮壓す日暮に之を沈むれば翌朝其處に至り入りたる魚を捕り收め更に餌を入れて又日暮に魚を收む順次に毎朝夕之を爲す專業者は五六十個の笠を使用するを常とす

又草餌と稱ふる漁法あり之を爲すには餌料を要せず其法河中に自然に生ずる所の水草を土際より芟除して幅六七寸許の一路を開きて魚道とす是利根川の流末に於ては満潮に際すれば河水逆流するを以て諸魚水勢に乗じて河畔の水草中に溯り食を求め退潮に隨て又水を下るを以て此の際鯉をして此道に由らし

めんが爲めなり故に其間水草の稀疎なる處あれば菰コモ葭ヤカ蒲等を植ゑて其缺を補填す是れ魚をして他に散逸せしめざるの設けなり而して其魚道に當り距離凡そ三間位づゝに笠を沈め其入口を退水に向はしめ又其入口より二尺内外を隔て、菰の二三本立なるもの一株を植置く斯くて退水に隨ひ鯉は魚道に由りて徐々下り來り其笠に向ふや危懼を懐くものゝ如く猶豫して進まず尾を搖かし逡巡後退す此の時移植の菰に尾を觸るゝや忽ち驚愕し笠中に突進す入れば即ち簾の垂下するに遮られて復た出づること能はず而して尾して來る魚は一魚の笠中に在るを視れば直に進入するものなるが故に時としては一笠中に五六尾入ることあり漁者は時を測りて其處に至り入りたる魚を捕り收むるなり

### 第六 鮒 笠

鮒笠も小見川町にて使用するものは前者鯉笠と形狀に於て異なるなし唯稍や小なるのみ故に漁者は五百個乃至六百個を使用す之を使用するに流水の淀若くは水藻繁茂の間又は菰葭蒲等の叢生する處の水と草との界に沈む蓋し鮒は是等



處に集りて食を索むるものなるを以てなり餌は粟と稗とを煮て一笠毎に小盃に一杯程を入れるものとする此漁は春夏の間にも爲し得べしと雖も此の時節は笠を早く朽廢せしめ易く且捕獲多からざるを以て仲秋より大寒の間に於て専ら之を爲す

第七 ウ ロ

石見國津和野川吉賀川其他の池沼に於て鹹鮒等を捕るに用ゆる「ウロ」と稱する器

ウ ロ 圖十九第



は其形狀前者下總國の鯉笠に似たれども材は多く柳の細枝又は萩の類を用ゐる竹を以てする事もあり葛蔓にて編み入口の扉は竹を用ゐる麻糸にて編む器の高さは二尺底の徑一尺七寸口は高さ六寸幅八寸とす之を使用するには内へ餌料を苞ツに入れたるものを繋ぎ込め石を錘となし水底に沈め口を下流に向け繩を以て陸上に繋ぎ置けば魚は餌料の香を逐ふて中に入る而

ヒ ビ 圖一十九第



して餌は苞の中に在るを以て食するを得ず口より出でんとするも扉は流勢に壓せられ復た出づること能はず因て之を捕ふるなり季節は九月より十一月迄にして夜間を好しとす

第八 ヒ ビ

肥後地方に於て「ヒビ」と稱するは筥の謂にあらずして亦笠類なり其構造は第九十一圖に示す如く底及骨格は板にて作り之に竹簧を編み付け其狀俗に謂ふ所の蒲鉾形と爲し其大きさは長さ三尺口の幅一尺五寸位とし口には竹にて作りたる返りを設け一たび入りたる魚は復た出づることを得ざらしむ此の器の中に焼酎粕に粘土を混和したるものを盛りて餌となし河中に沈め口を下流に向け置くときは諸多の雜魚香を追ふ

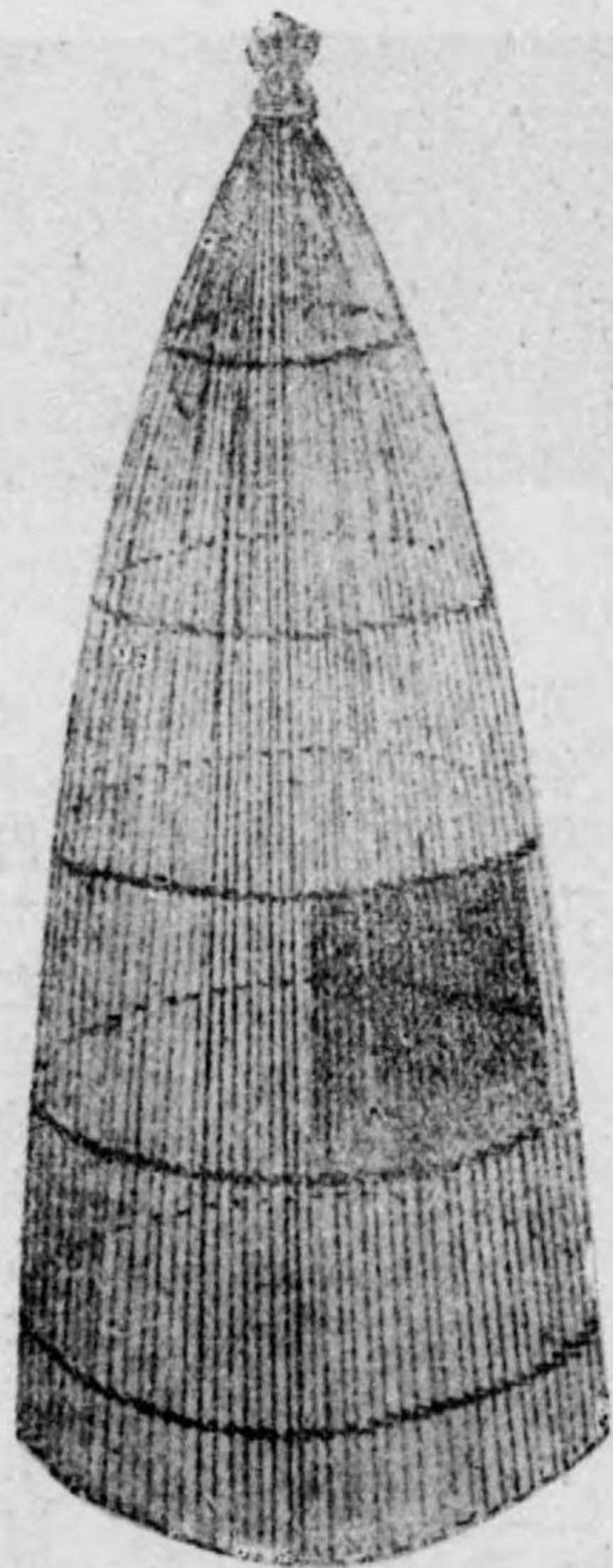


て來り遂に籠中に入る因て數日を経釣竿を以て籠を引揚げ入りたる魚を捕獲するなり之を使用する季節は秋季より初冬に至る間を良とす

第九 ヲサ突

ウサ突とは肥後地方に行ふ處のものにして割竹を長さ四尺許に切り繩を以て五個所を横に編み一端を細くし末を繩にて括りたるものなり其狀尋常の笠の如く

キツサウ 圖二十九第



しむ之を持ちて河口又は海岸の淺處水藻の叢生する處を見立て籠の口を下に突込みて攪擾すれば藻中に潜伏する魚類は驚き出で、水面に浮ぶ此時竇より手を

唯内部に逆鬚なし而して其中央より少しく下に偏して割竹を切り取り竇を穿ちて窓の如くなら

差し入れて其魚を攫み捕獲するなり

第十 イタギ

ギ タ イ 圖三十九第



縁の如くに製す之を水淺き池中に携へ徒歩して魚の潜伏すべき水藻ある處を擇びて之れを伏せ魚驚きて水面に浮び出るを上口より手を入れて其魚を攫み捕るなり

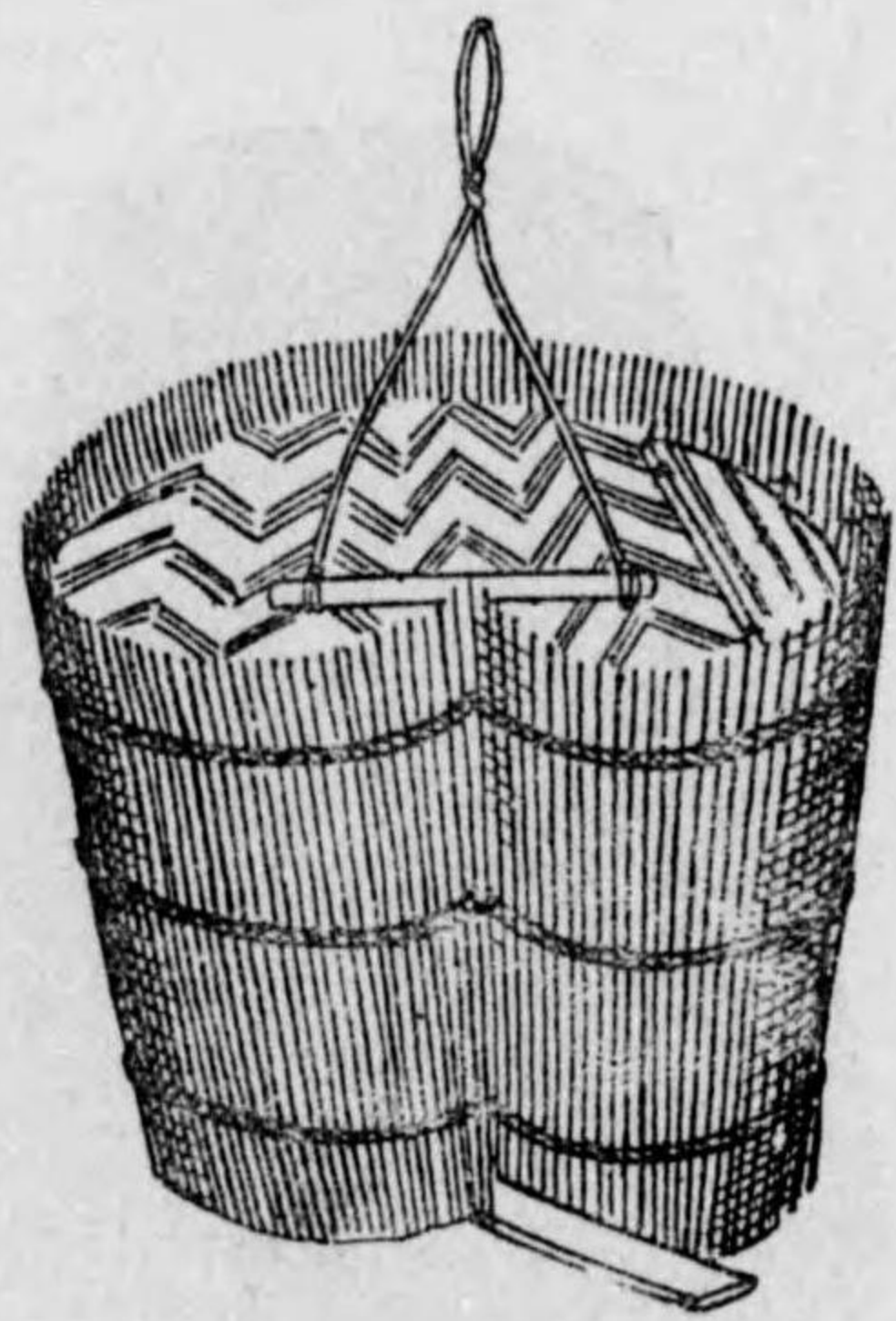
此の漁も前者「ウサツキ」と同趣向のものにして唯僅かに其具の形狀を異にするのみ今伊豫地方のものに就て記さんに長さ一尺八寸に切りたる劈竹凡そ六十五本を繩を以て横に編み筒の如くし上口の徑八寸下口の徑二尺位とし上口の縁は竹を以て尋常箆の



第二節 筒類

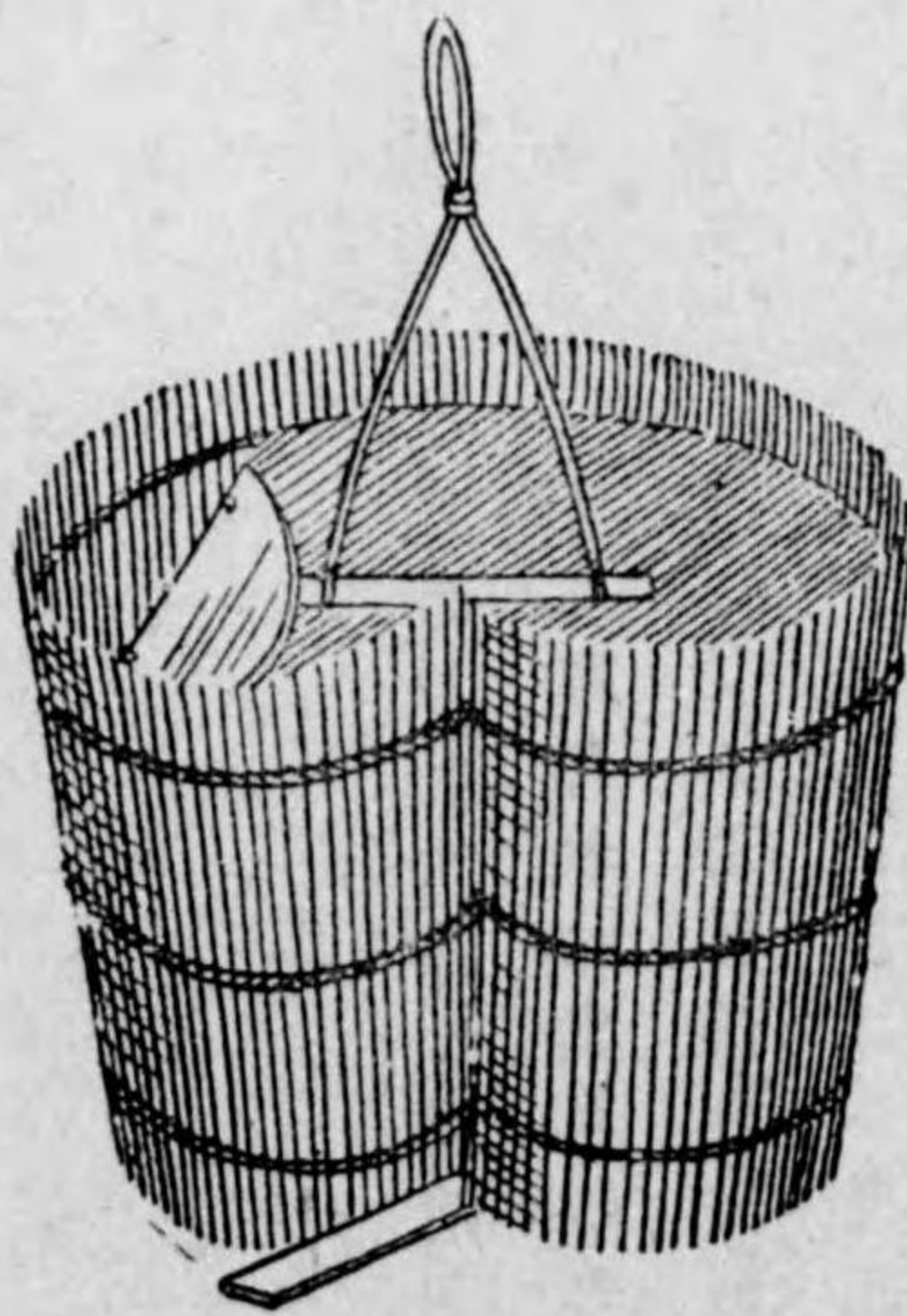
第一 蝦筒

一筒蝦 圖四十九第



面は上面に對して凡そ一寸狭くし中央より長さ五寸程の扁平なる劈竹を出し蝦をして此の筒口より入り易からしむ筒の丈は六寸七分又は六寸に作り上

二筒蝦 圖五十九第



陸前地方にて蝦筒と稱ふるは第九十四及第九十五圖の如く上面は縦横一尺にて中央の徑は四寸七分下

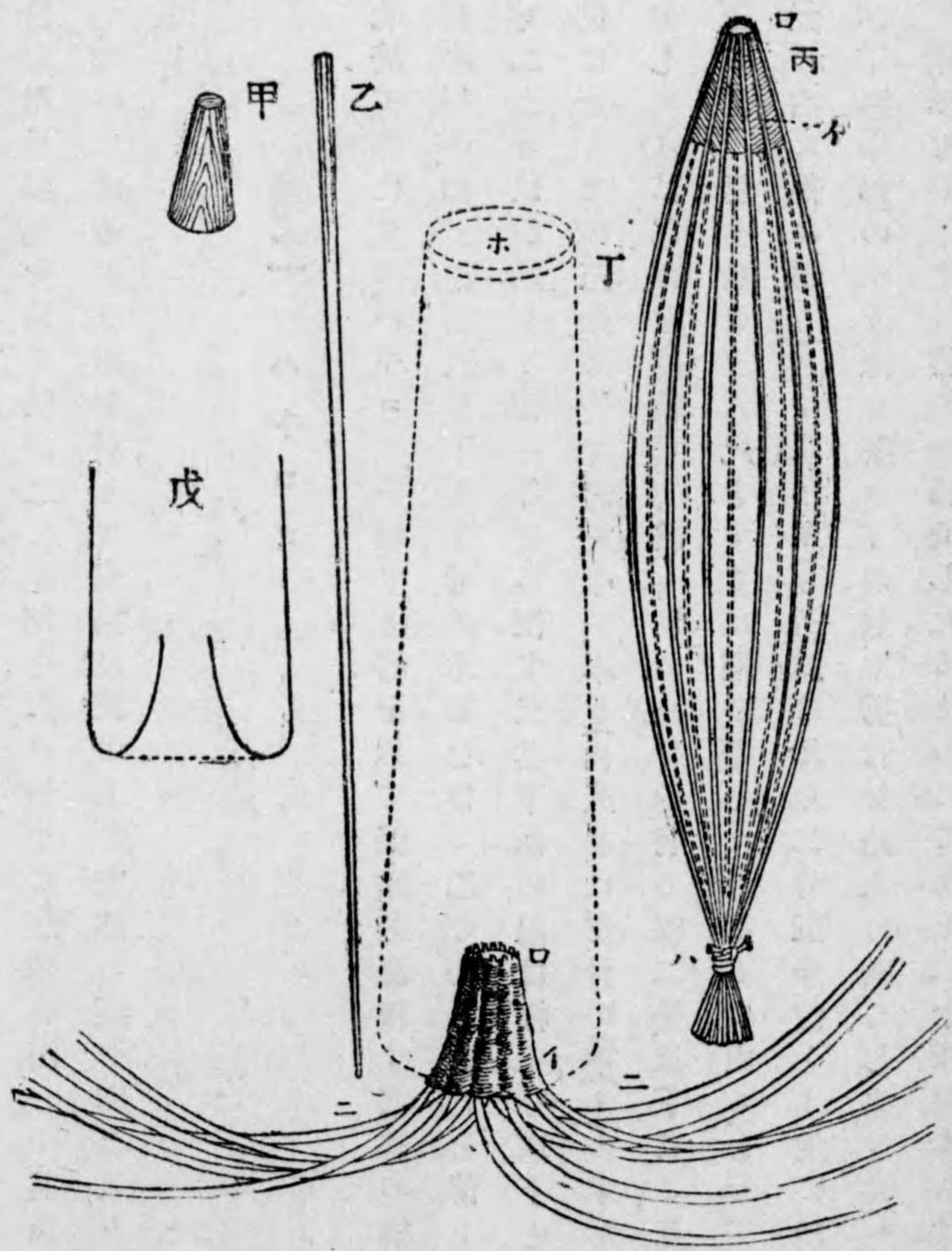
面に横竹を附け麻繩を以て結び之に手繩を附け筒中に螺類を潰して其肉を入れ餌料とし水中に沈め置き時を計りて引揚げ筒の上の左端の蓋を開き入りたる蝦を捕るなり。

第一 一 ハネコミ

武藏國北埼玉郡にては「ハネコミ」と稱する器を以て泥鰌を漁獲す其器の構造は第九十六圖中甲の如く上徑五分下徑二寸の木形を作り乙の如く青竹を薄く劈り其上部一寸二三分は細割して縁となすに便す又其下部の端は幅一分以下とし其下り三寸位に至りて幅三分許とす之を十一本を(内五本は皮付の儘(イ)の木形に丙の如く排列し其(イ)(ハ)の部を細繩にて縛り別に皮付の竹の幅二分以下長さ五六尺(幅二分以下に薄く劈り長さ五六尺とするは編み廻しに便なるに由る)を以て其(イ)より編み始め右に編み廻し(ロ)に止む(イ)(ロ)の間は凡そ二寸五分位とす爰に於て木形二分及び(イ)(ハ)部の括り繩を解き丁の如く劈竹を地上に散らし並べ其(ニ)の部を兩足にて踏みながら皮付竹の極細割したるものにて凡そ二十回位も右に編み廻



第九十六圖



せば漸く竹骨を反曲するの準備成る因て是より手に取り殊に注意して竹骨を折らざる様にして反曲せしめ其反曲部の間凡そ三寸とす夫より四寸位は皮付竹を以て其後は中身竹を以て一尺八九寸位編み末端に至れば順次隣れる竹骨に曲げ付け其外部に縁となすべき劈竹を當て幅三分位の極薄く削りたる皮付竹にて巻き丁の如き全形をなさしむ尙完成したる器の下部即ち反曲部の横断面を示せば戊の如し

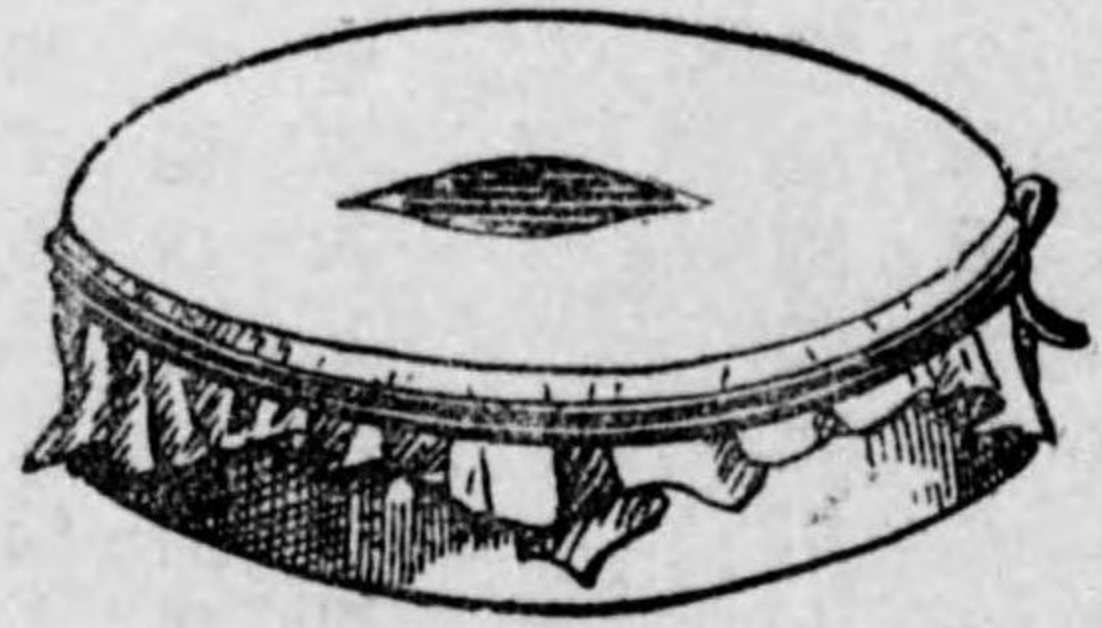
之を使用するには潰したる田螺と熬りたる米糠とを混和したるものを入れ溝渠の流れに従ひ斜に上部を溝岸に掛け下底を水底に挿して据置き一時間許を経て引揚げ中に入りたる泥鰯を捕り収むるなり

### 第三 桶 漬

桶漬は肥後國加勢川上流及び白川坪井川等に於て夏時遊漁の一として多く之を爲す其法鐵葉板製の大盥又は劈竹を以て編みたる筧の内に米糠を熬り土に混和したる餌を入れ白木綿の中央に楕圓形の小孔を穿ちたるを以て其上を蔽ひ糸若



漬桶 圖七十九第



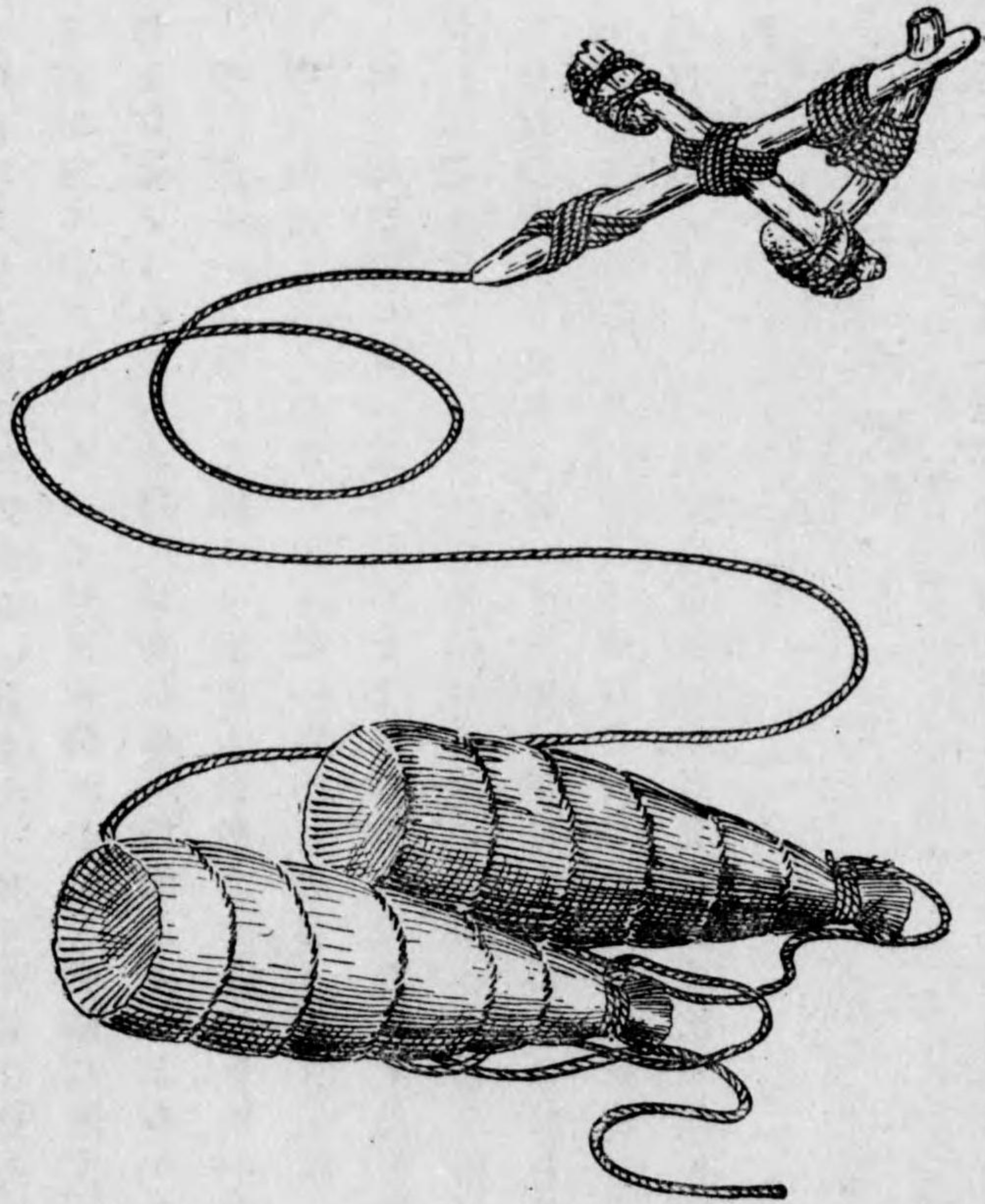
は繩を以て周圍を括り河底の泥沙を掘りて之を埋め置く時は各種の小魚其上に集まり漸く孔より桶の中に入る因て二三十分間を経て之を引揚げ魚を收め復たもとの如くに沈め置き幾回も斯くの如くするなり此漁は他地方にて爲す所も大抵皆同じ

第八 八ツ目筒

越後國新潟市信濃川の末流及び其他に於て使用する八ツ目筒は主として八目鰻を漁するを以て此名ありと雖も旁ら鮭鱒類其他の雜魚を獲ること亦少からず其筒の構造は材は荻を用ゐる上下を平分して六段に細き藁繩を以て横に編み成し圓錐狀となす其長さ四尺七八寸乃至五尺位とす而して一方の頭は繩を以て堅く縛り之に長さ四尋半許の繩を繫く一方の底は口を開き其口径二尺八九寸乃至三尺位とし内部にも亦荻を編みたる返りを設く之を方言「アケド」又は「カド」とも云ふ凡ての趣向前に述べたる笠に異ならず又別に藁繩三

圖八十九第

筒目ツ八





筋を燃合せ綱を作り長さ四十四五尋を一總とし一總毎に筒四個づゝを筒の頭より出したる繩を以て結び付くること恰も延繩の枝絲を幹繩に附くるが如くす筒の數は四個を普通とすれども水勢の強弱に依り増減することあり之を使用するには漁船一艘に漁夫一人乗にて繩十七總即ち個數六十八個を積み載せ而して信濃川にては字白山浦と云ふ漁場に至り繩の兩端に方言「カイデ」と稱ふる木錨を附けて下流に向ひ彎曲狀に延へ沈め筒口を下流に向はしむ十七總を順次繋ぎ合せて繋ぎ目毎に木錨を附け已に延へ沈め畢れば繩の中央へ浮樽を附けて目標とす斯く爲し置けば筒中別に餌料を置かすと雖も下流より浜る魚は自然筒中に陥り返しの爲めに遮られて復た出づること能はず因て十二時間毎位に巡視し鈎を以て筒を引揚げ魚の入りたるあれば之を收め筒は元の如く沈め置き日日斯くの如くして漁獲するなり

### 第五 狀鰻籠

備前地方に於ては狀鰻籠と云ふを使用す其狀恰も竹製の插花瓶の如くにして全

第九十九圖 狀鰻籠



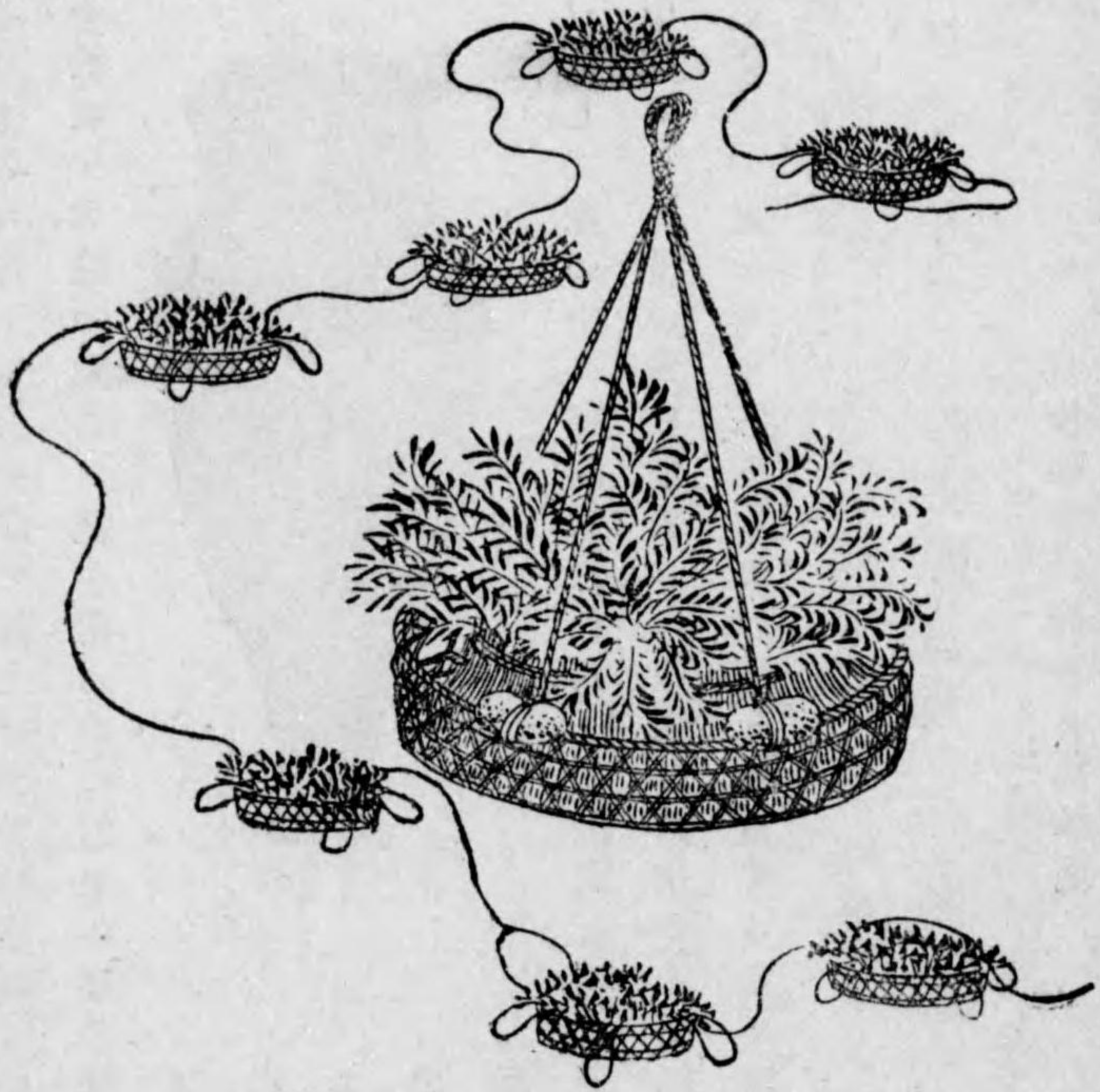
長一尺七寸上の口徑五寸五分胴の徑七寸下の口徑二寸にして下口には紐を附け以て之を締括す又籠の左右に繩を附け之に鉛製の錘二個づゝを貫く其長さ一寸五分周圍六分とす籠の中には漏斗狀の逆鬚カヘリを設くること猶筒ウツの小舌の如し之を一條の幹繩に一尋距離に枝繩を垂れ其先きに括り附け而して籠の中には玉筋魚イカナゴを餌とし海底に延べ下し置けば狀鰻は餌を貪り籠の中に入り逆鬚の爲めに遮られて復た出づること能はず依て一日一二回づゝ引揚げ下口の紐を解き入りたる狀鰻を捕獲するなり漁業の季節は陰曆三月上旬より四月下旬までなり

### 第六 烏賊籠

一 筑後地方に於ける烏賊籠



鳥賊籠



鳥賊籠は専ら九州地方に行はれ他地方には多く之を見ず今筑後地方のものに就て記さんに該地に於ては此の漁業を又鳥賊漬とも云ふ其季節は雨水の頃に初まり夏至の頃に終る漁場は沖合深さ七尋乃至十七尋位の處とす

籠は周囲は苦竹ツグタケの劈りたるを以て編み底は繩にて俵の小口の如く荒く掛け鳥賊の脱せざる位の目に結び附け其中央に犬槻の枝を堆積し以て鳥賊の産卵するに供す之を幹繩七百尋に枝繩十二尋のもの十六筋を結び其末に各一個の鳥賊籠を附くること第百圖の如し而して中央なるは其廊大せるものなり

漁法は潮の平穩なる時を測り漁船一艘に漁夫二人乗にて漁場に至り潮の流れに直線に幹繩を延へ枝繩は左右に延べ分け籠を海底に沈む而して幹繩の兩端には錨を沈め浮標を附け置き凡そ三日位を経過すれば鳥賊來りて籠内に設けある柴の中に入り卵を産み之を巢窟となし棲息す因て晝間潮の平穩なるとき漁船一艘に二人乗にて出漁し浮標を取り幹繩を手繰り枝繩を靜かに引揚げ籠を船中に移し鳥賊を捕りて復た元の如く海底に沈め置くなり此漁は海底平沙の處にては多く「カツイカ」を捕獲し泥土なれば「マイカ」を多しとす

二 肥後地方に於ける鳥賊籠

肥後地方の鳥賊籠は中に盛る所の柴を水木屋又は楊桃ヤモモ躑躅等の枝を以てし肥前國南高來郡多比良村にては方言「カタバミ」と稱ふる灌木又は萩を束ねたるを以て



す又籠は底までも竹を編みたるを用ゐ來りしが底も編竹なるときは海底高低甚しき場處にては覆へるの恐れあるのみならず時としては繩を繰り揚ぐるに際し籠傾きて烏賊を漏すことあるを以て近來底を網に改めしものありと云ふ蓋し網底なれば猶此の餘に引揚ぐるとき重量を減するの便あるべし

又肥後國八代にては近年工夫し大に手数を省くことを案出せり其法初め樹枝の束ねたるものゝみを沈め置き日數を経て一たび引揚げ之を検し其卵の附着したるものゝみ更に籠に入れ猶其處に沈め置き後籠ともに引揚ぐ故に空籠を引揚ぐるの徒勞なきを得るなり

烏賊籠の製最も大なるものを使用するは同國宇土郡戸馳村とす其籠の周圍五尋以上深さ七八寸位あり捕獲も亦隨て多し此の地は島嶼の一村にして寛文年間藩主寺本八左衛と云ふ者此の島の領主たり當時開墾の業を起し多くの耕地を得たりしかば領主島民を犒らはんが爲め藩主に請ふて烏賊籠專行漁場の許可を得此業を繼續する所なりと云ふ

肥前國南高來郡島原港以北の各浦に於ては從來烏賊籠を使用するに其烏賊と

卵子とを併せ捕り卵子は漁夫の食料に供し而して樹枝は乾枯せしめて薪材と爲すを例とせり然るに數年以來烏賊の捕獲漸次に減少し漁民の生計窘迫に赴きたるより管轄郡衙は種々考索を遂げ其減少の原因は全く卵子を併せ捕るに在るを察し素より卵子は漁夫の食料に止まり別に收利あるに非ざるを以て之に諭して卵子を捕るを禁じ其已に烏賊を捕り了るに及んで樹枝は海中に投棄し以て卵子の孵化を助けしむるの法を設けしに數年にして其漁場に於て烏賊の大漁あるに至れりと云ふ此の事たる頗る當業者の參考に資すべきものなるを以て因に茲に附記す

## 第七 油螺籠

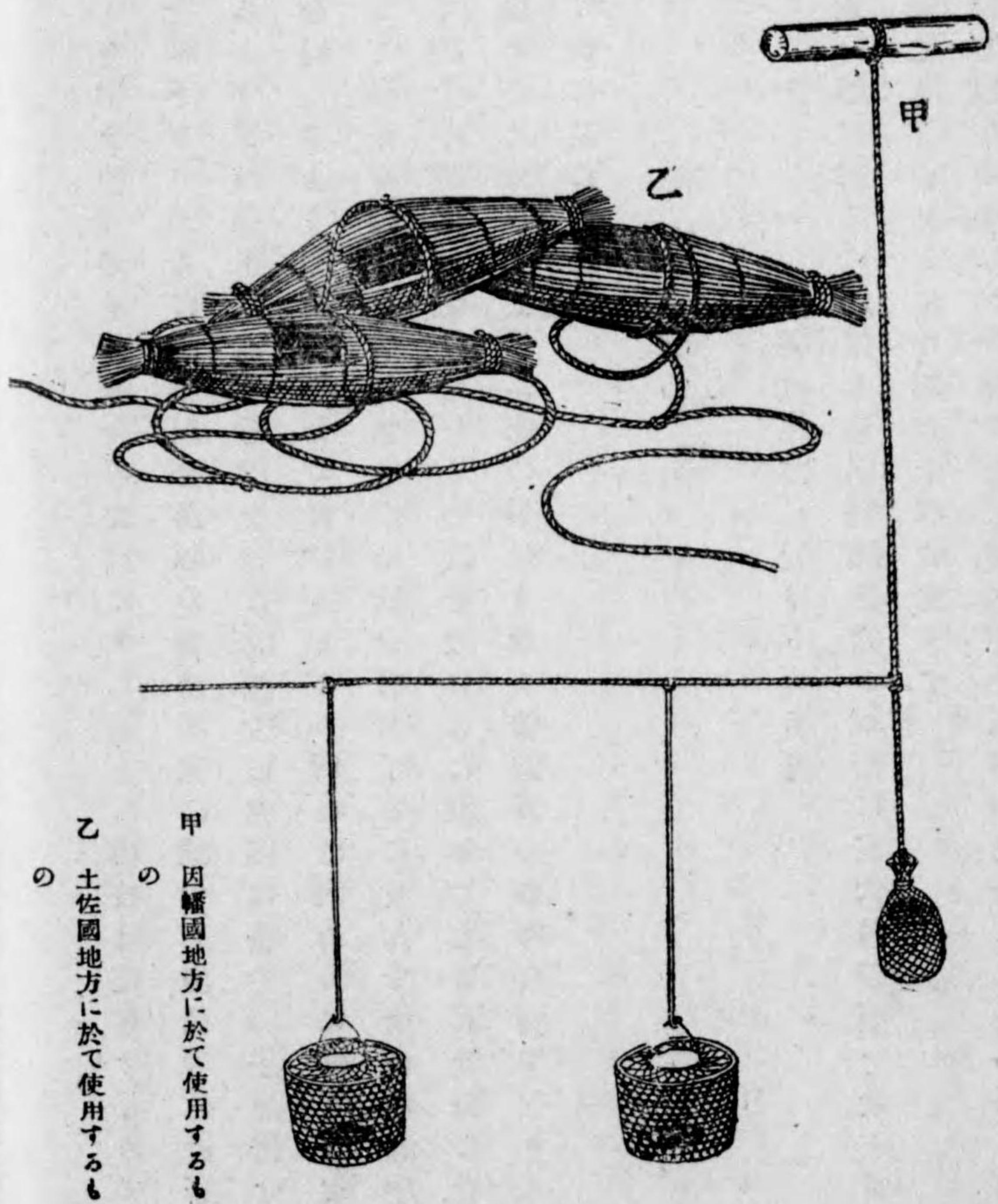
### 一 因幡國地方に於ける油螺籠

因幡國氣高郡賀露港に於ける油螺籠繩漁業の季節は五六月の頃を最とす漁場は陸を距ること三百間の海中深さ十尋の處とす

籠は劈竹を以て周圍二尺許深さ五寸許に作り籠口の周邊には藁心製の網を附け



油螺籠 圖一百第



甲 因幡國地方に於て使用するもの  
 乙 土佐國地方に於て使用するもの

中央に入口を設くること第百一圖中の甲に示すが如し籠の底には石を入れて鎌となし之を長さ五百尋の幹繩に五尋距離に吊り下げ其吊繩は長さ三尺許とす繩は皆藁製なり餌料は人の食餘の魚骨又は鹽漬の魚肉等を炙りて籠口に結び附く幹繩の兩端には沈石を附け之より綱を出し其一端には浮標を附け之を海底に延べ下すこと猶釣の延繩の如し晝夜とも延べ下し置き時々浮標より繰上げ入りたる油螺を收むるなり漁獲多きときは一舉に三百個も得ることあり

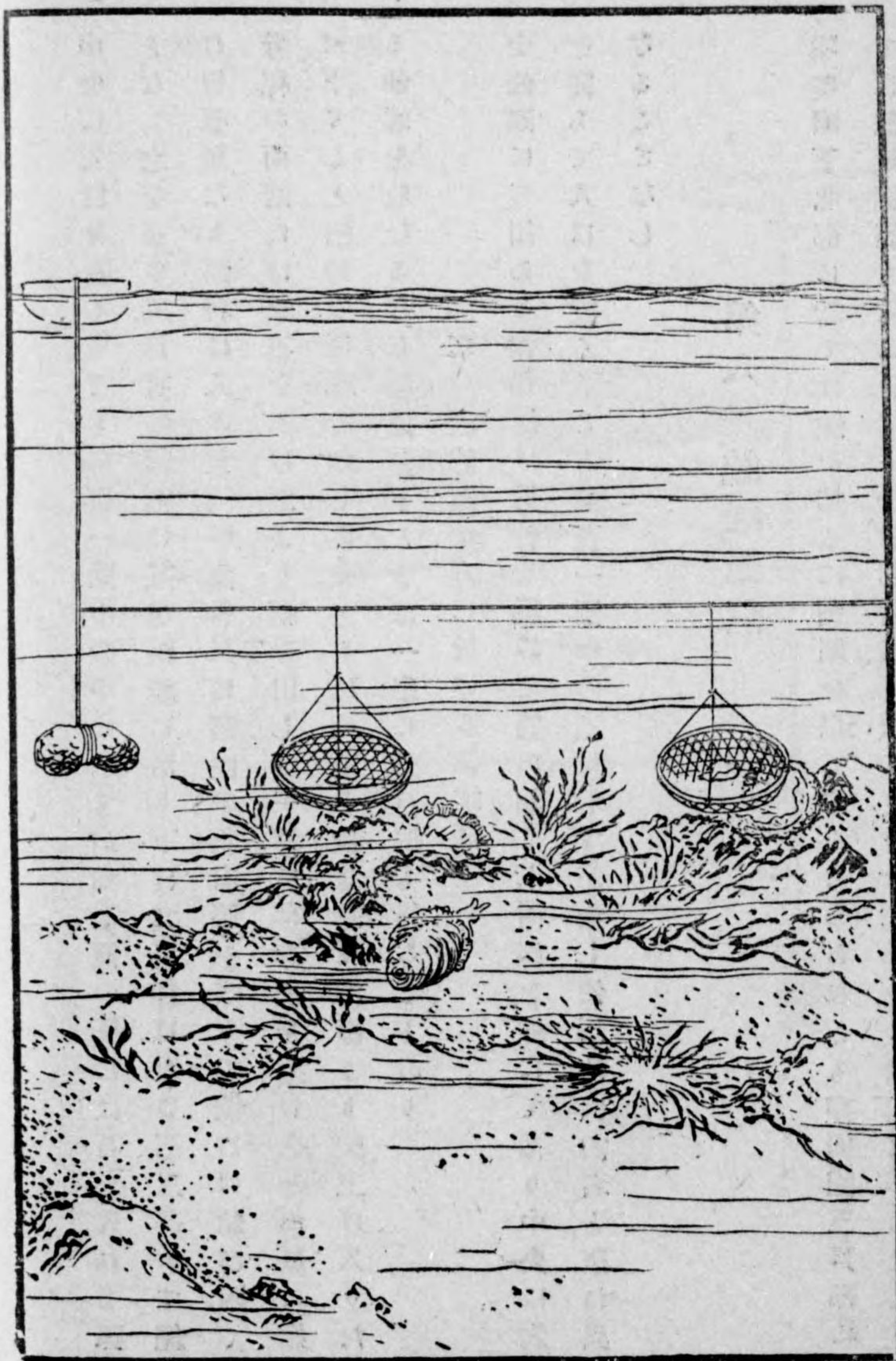
二 土佐國地方に於ける油螺籠

土佐國にて用ゐる油螺籠は劈竹を編みて筒の如くし兩端を繩にて括り中央に穴を穿ちて入口を設くること第百一圖中の乙に示すが如し使用法は前者と概ね異なることなし

第八 鮑延繩籠

陸奥國下北郡に於ては鮑を捕るに刺網を以てするものあれとも亦同國三戸郡にては鮑延繩籠と云ふを用ふ今同郡白銀村にて使用するものに就て記さんに此の





特殊漁業 荷笠類 筒類 鮑繩籠

具は藤蔓又は山葡萄或は細き灌木を以て徑九寸許の輪を作り之に細繩にて一寸五分目位に編みたる網を結び附くこと攪網の底の淺きが如くす其中央に重量七十匁位の石を細繩を以て移動せざる様に結び附け又其石の大きと同じ位に昆布を束ねたるを結び附け鮑の餌となし輪の三方より細繩二つ合せにしたる長さ二尺位のものを以て吊手となし末端を合せ束ねて一條となし而して更に之を藁繩二つ合せ徑四分の許幹繩に凡そ一尋距離に附け之れを海底に延べ下すこと猶釣の延繩に於けるが如くす

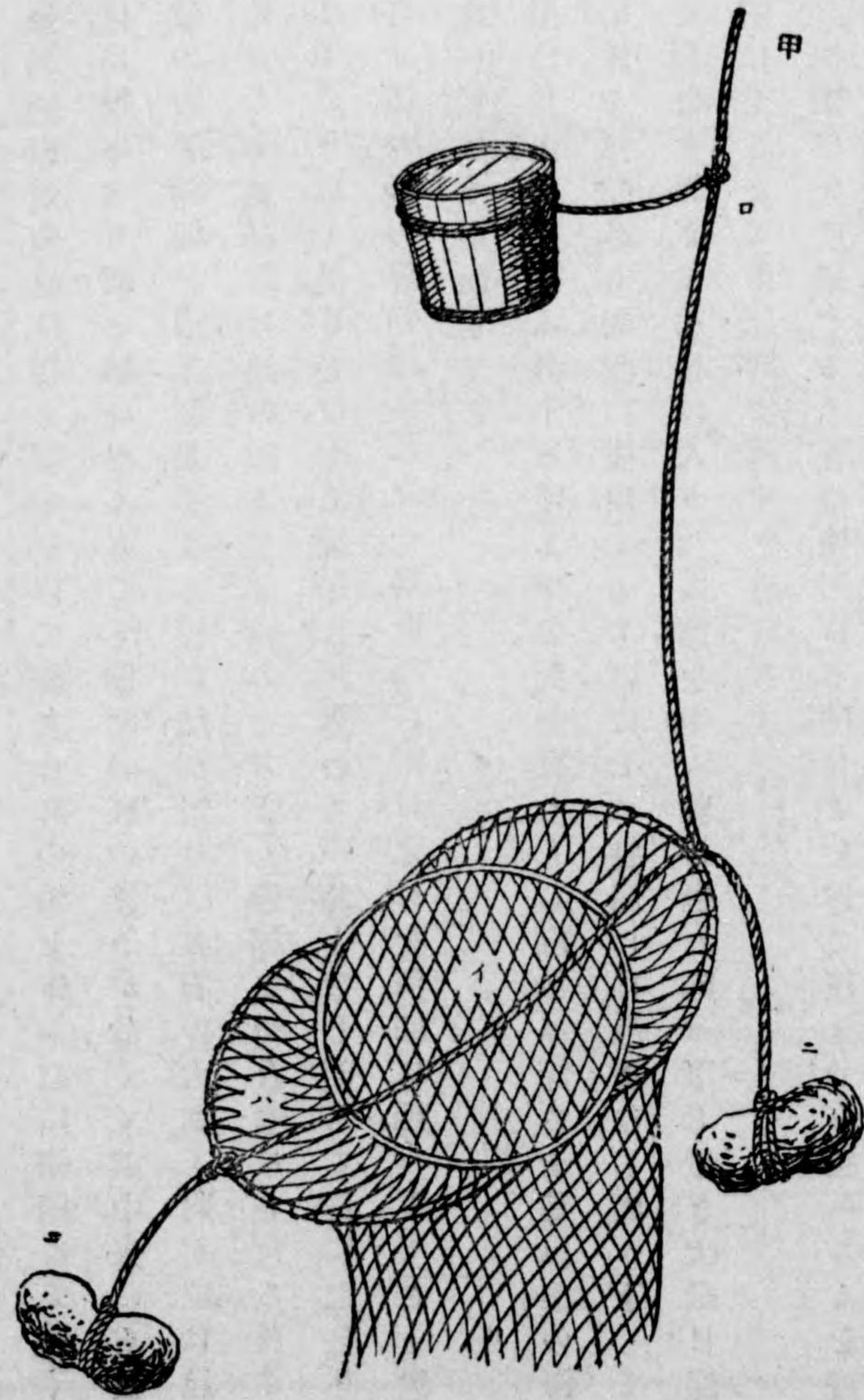
此の漁業は夏土用より八月十日頃までの間を良しとし漁場は深さ十尋以上の海底岩石の處を擇ひ専ら夜間に使用するものにして晝間には漁獲なし延へ下してより三時間許を過ぎて引揚げ入りたる鮑を捕り收め復た延べ下し置き大抵日没より天明に至るまで兩三回折返すを通常とす

此の籠の周圍は大に過ぐるときは使用に不便なるを以て徑九寸を超へざるを可とし又底は深からざるを良しとす大抵中央に結びたる錘石の上面と周圍の輪と平均なる位にて可なり



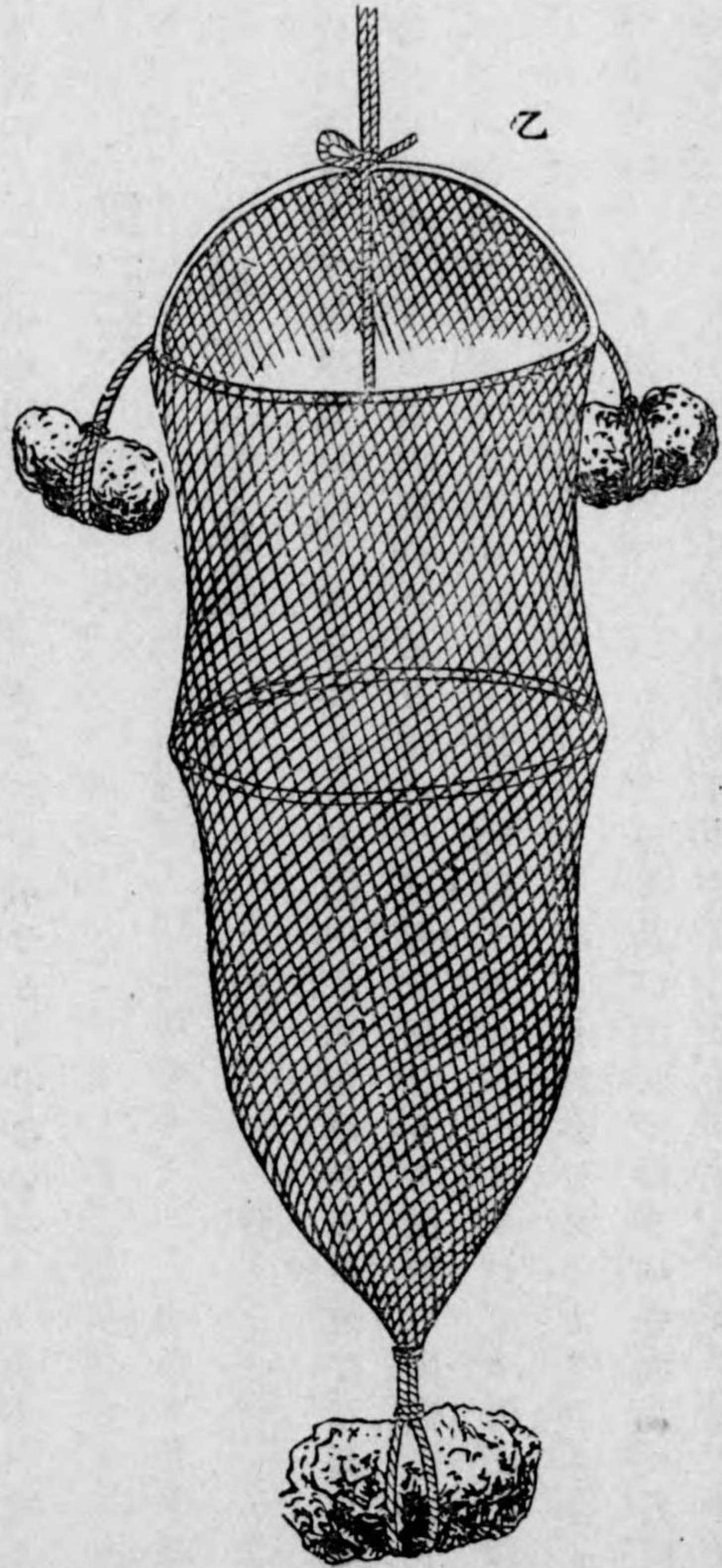
第九 アブラコ籠

一籠コラプア 圖三百第



北海道及び陸奥地方に於ける「アブラコ籠」は其構造一ならざれども第百三圖及第百四圖に示す所のものは渡島國龜田郡尻澤邊村にて使用する所なり其製法陸奥

二籠コブラア 圖四百第



地方のものに比すれば網囊の稍や長きを異なりとす即ち第百三圖は此の器を海底に下したる形状にして其(イ)部には餌料を盛り魚來りて此に入るとき船上の漁



夫(ロ)の引網を取り急に之を引くときは(ハ)の兩片忽ち合閉し魚をして復た出づるに道なからしむ(ニ)は沈石にして(ホ)は浮樽なり又第四百四圖は引網を取り半は引揚げたる状にして上部密閉し全體伸張せる所を示せるものなり

### 第三節 壺類

#### 第一 章魚壺

章魚壺は主として眞章魚を漁する具にして全國中大抵用ひさるの地なし蓋し章魚の漁法は種々ありて其海底岩石多き處にては壺を用ひるも波浪の動搖により岩石の爲め破碎せらるゝの恐れあるを以て釣獲するを多しとすれども海底泥沙の地に在ては壺を用ゆるなり其具は「タコツボ」と稱ふる地多けれども又「カメ」コシキ「國」ヘイジ「邊」尾張等と稱ふる地も之れあり其漁季及び漁法の如きは各地互に異同あり今章魚に於て最も盛漁の名ある備後國御調郡三原町のもの<sub>を記さんに</sub>漁場は海岸を距ること五十間乃至百五十間深さ十六七尋乃至二十等の處にして漁業の季節は陰歷七月の頃より十一月頃に至る凡そ百五十日間とす漁法は藁製の幹

寸五分長さ五百尋のものに五尋距離に細繩の長さ僅に一尺内外なるを附け其枝繩毎に壺一個づゝ凡て百個を附け幹繩の一端には浮樽を一端には錘石を附け之を一具とす而して一艘の漁船に漁夫二人乗組み此の器二具或は三具を載せ蝟の群集すべき位置を測り一人は艀を押し一人は繩の一端より漸次延べ下し畢れば其儘歸るなり蝟の性穴居を好むか故に皆壺中に入り潜蟄するを以て一夜乃至二夜を経て次の拂曉に漁場に至り繩の浮樽の方より徐々に引揚ぐるも蝟は恬として覺らざるものゝ如し依て之を船中に揚げ章魚を引出して捕獲するなり

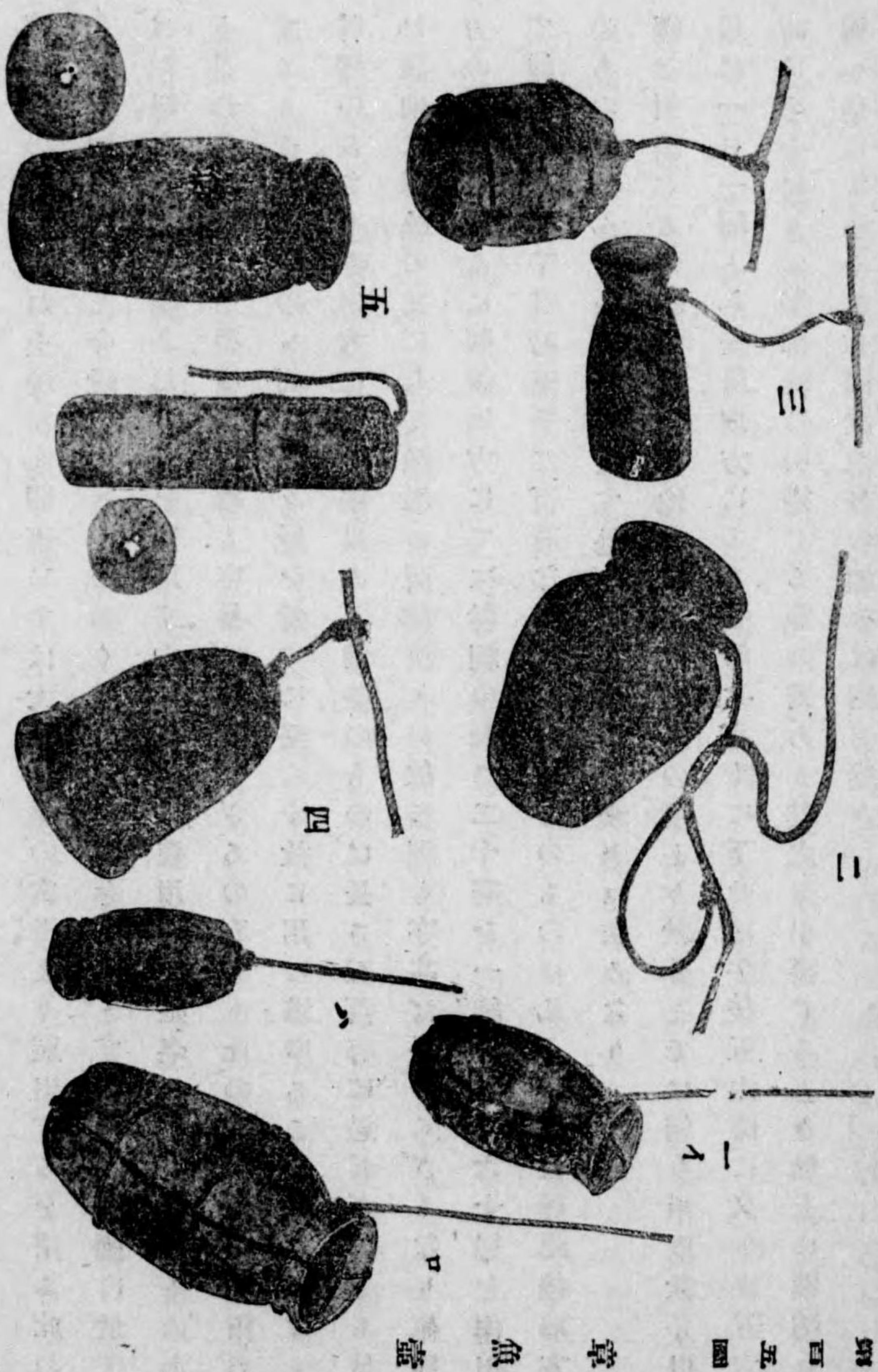
壺の形狀は地方により頗る差異あり右に記す所の備後地方のものは口濶く其下に凹處あり肩張り底稍や窄まり恰も酒店に備ふる酒瓶に似て小なるものなり是れ各地方多く用ゐる所なり又伊豫國には前者に似て肩張らざるものあり播磨國には徳利の如き狀のものあり又上下窄く中部張りて太鼓の胴の如き形のものあり周防國には牽牛花狀のものあり薩摩國には俗に「ズントウ」と稱ふる花瓶の如きものあり其他異狀のもの甚だ多し今其差の著しきもの二三を次に圖出す壺の大きさも亦地方に依て差あり然れども深さ七八寸口徑四寸乃至六寸位を普通とす而



して底に孔を穿ちたるあり穿たざるあり前に記したる備後のものには孔なければ  
ども伊豫國其他のものには徑六七分の孔あり安房地方のものは孔殊に大なく徑  
一寸許あり孔を穿ちたるものは水切れを善くするの便ありと云ふ  
壺を枝繩に附くるの法も亦地方に依り差異あり口の下の凹所を繩にて括り之を  
枝繩に繋ぐを多しとすれども中には壺の周圍を繩にて搦めたるものあり而して  
之を枝繩に附くるに壺口を上にしたるものと下にしたるものとあり口を下にし  
たるを一見すれば其引揚ぐるに方り章魚は中より逃れ出でざるやを訝からしむ  
ると雖も章魚は其壺の動搖するに隨て壺底に吸着するものなるか故に逃出の憂  
なし而して口を下にすれば引揚ぐるるとき中に水を保たざるに由り幾分か軽く覺  
ゆる者なり又壺の側面に孔を穿ち是より繩を通ずものあり大に簡便なるを覺ゆ  
壺を引揚げたる後章魚を中より出すの方法も亦各種あり安房地方に於ては底の  
孔より焼火箸を突き込み章魚をして自ら躍出でしむ又竹串を挿し入るゝ地もあ  
り底に孔なきものは木片を以て底を打ては章魚自から出るなり若し容易に出で  
ざれば木灰少許を壺中に向て振り掛くれば輒ち出づるものなり

章魚壺の製は概ね土焼なり關東にては大抵尾張の常滑トナカより製出するを用ふ此の  
壺は幾回も使用し介殼の如きもの多く附着したるを宜しとす但た薩摩國に於て  
は釉料ウツクを施して焼きたる壺を使用す中には壺に使用者の姓名を刻したるものあ  
り是れ急に古色を帯びすと雖も容易に破毀せざるの利あり此の壺は介殼の附着  
するも土焼のものゝ如く曇々層を爲すに至らず故に用に堪ゆること久しとす  
幹繩の長さも亦地方に依り差異あり備後のものは長さ五百尋に過ぎざれども是  
れ該地は海峡の間にして漁場の面積狭きが故に繩も亦甚だ長からざるなり他地  
方のもつを見るに阿波地方にては幹繩の長さ二十尋を一總フツとし五六十總を使用  
す即ち總長さ千尋乃至千二百尋なり又筑前地方のものは凡そ千五百尋肥後地方  
のものは殆んど一里を延亘す是れ畢竟漁場の濶きに依るなり  
繩を引揚ぐるの時期も筑前地方にては處暑の頃より秋分までは朝夕兩度秋分以  
後は一日一回とし安房地方にても午前七八時に下せば午後五六時に又午後五六  
時に下したるは翌拂曉に引揚ぐる等の差あり其之を引揚ぐるるとき船上に轆轤を  
備へ是にて巻くあり阿波地方の如きは則ち然り





第四百五圖

章魚壺

- 一は備後の國に於て使用せるもの  
 イは口徑四寸胸徑五寸深さ八寸にして  
 外側に一の孔あり  
 ロは口徑五寸胸徑七寸深さ一尺二寸に  
 して底部に一の孔を穿つ  
 ハは口徑三寸胸徑四寸深さ六寸にして  
 底部に一の孔あり  
 二は波阿國にて使用せるもの  
 三は幡摩の國にて使用せるもの  
 四は周防國にて使用せるもの  
 五は薩摩國にて使用せるもの

第四百五圖の説明



此の漁に嫌ふ所は風波及び霖雨にして風波劇しきときは海底には壺の動揺するが爲め章魚は壺に入らず又霖雨の爲め潮水に淡水多く混ずるときは章魚は散亂するを以て漁獲なし故に近傍に大河の注入する漁場に在ては霖雨洪水ありたるときは多く休業す

漁場の遠近は地方に依り差異あるは勿論なれども概して薄暑の候には章魚は近岸に在り暑氣加はるに随ひ漸く沖に出づるものなれば漁場も亦之に従はざるべからず

章魚の産卵期に方れば壺中に卵を産み附くるとあり之を採收する地少なけれど播磨地方にては必ず之を採り醗藏して販賣す是れ海藤花カキタケと稱へ酒家の下物に供し珍賞する所の物なり

章魚壺漁業は經濟上有益のものなれども延繩釣との關係より往々紛議を生ずることあり何となれば既に他の延繩を下したる上に章魚壺を置かるゝときは其重量の爲め延繩を揚ぐるゝこと能はず又章魚壺を沈ためる上に延繩を下したるときは章魚壺を揚ぐるゝとき延繩も共に引揚げらるゝを以てなり斯の如き關

係あるを以て延繩章魚壺共に使用する漁村に在ては豫め規約を定め使用の場所を區劃するか又は季節を分ち斯る紛議を豫防せんこと必要なるべし

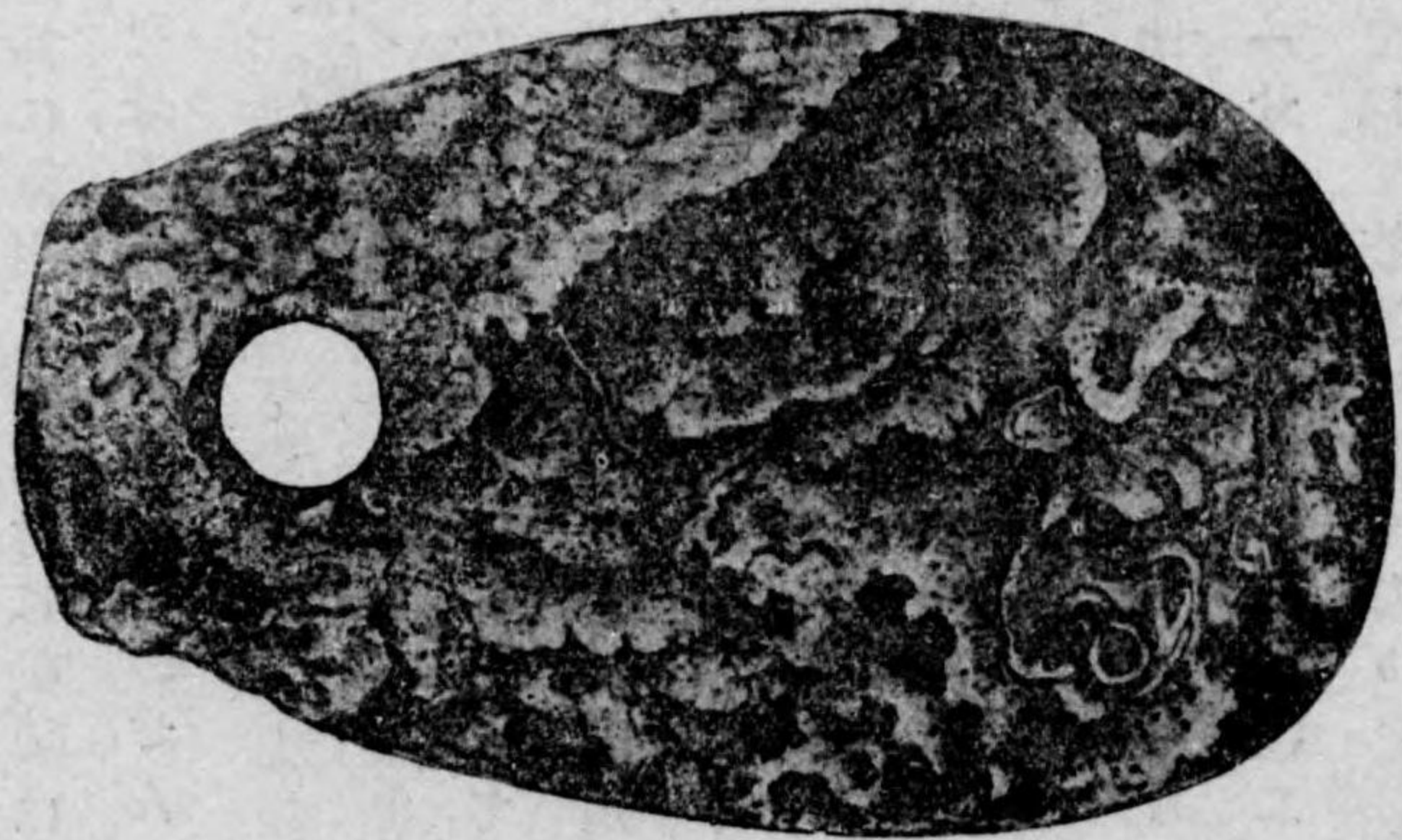
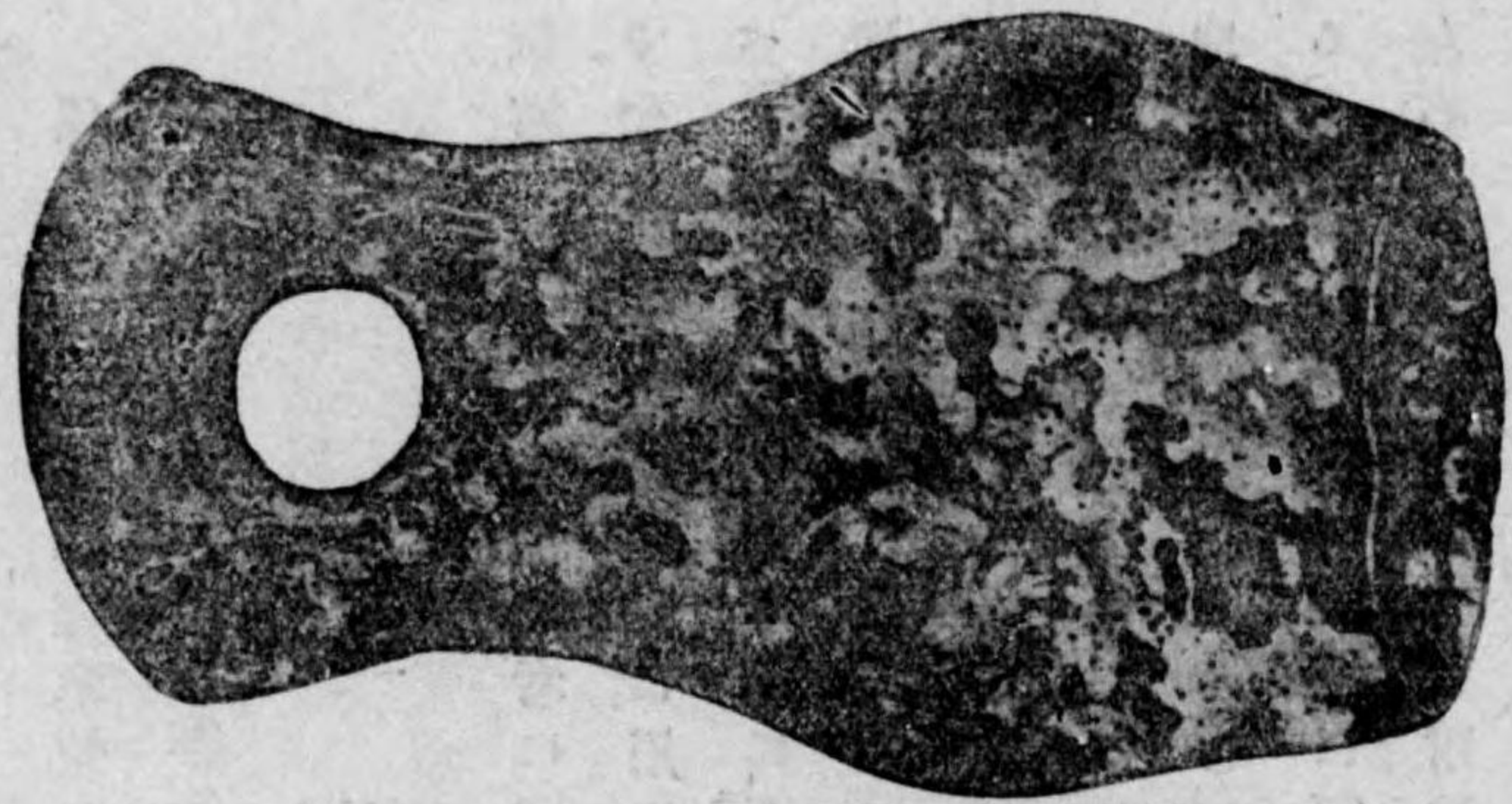
### 第一 飯鮪壺

飯鮪の漁法は略は前者に同じきも其體の小なるを以て壺は自ら異ならざるを得ず今上總下總の内海に用ゆるものに就て記さんに該地にては此の具を「タコツルベ」と云ふ壺に代用するに「蓼螺」の殻を以てす其季節は十二月より翌年二月に至る漁法は小船一艘に漁夫一二人乗組み幹繩の長さ千尋乃至千二百尋の蓼製なるに三四尺の細繩を一尋毎位に附け其末に蓼螺殻を結びて延へ下すなり其延へ方等は前記「マダコ」の漁法に同じ

地方に依り蓼螺殻ミヅウミに乏しき地にては土焼の壺を用ゐることあり播磨地方に用ゐるものは高さ三寸五分口徑一寸三分胴の太き所の徑二寸四分許口より少しく下左右に孔あり此に繩を附けて以て枝繩に繋ぐなり

蓼螺殻を用ゐることは各地大抵同じと雖も羽前地方にては鮑殻を二個重ね細き



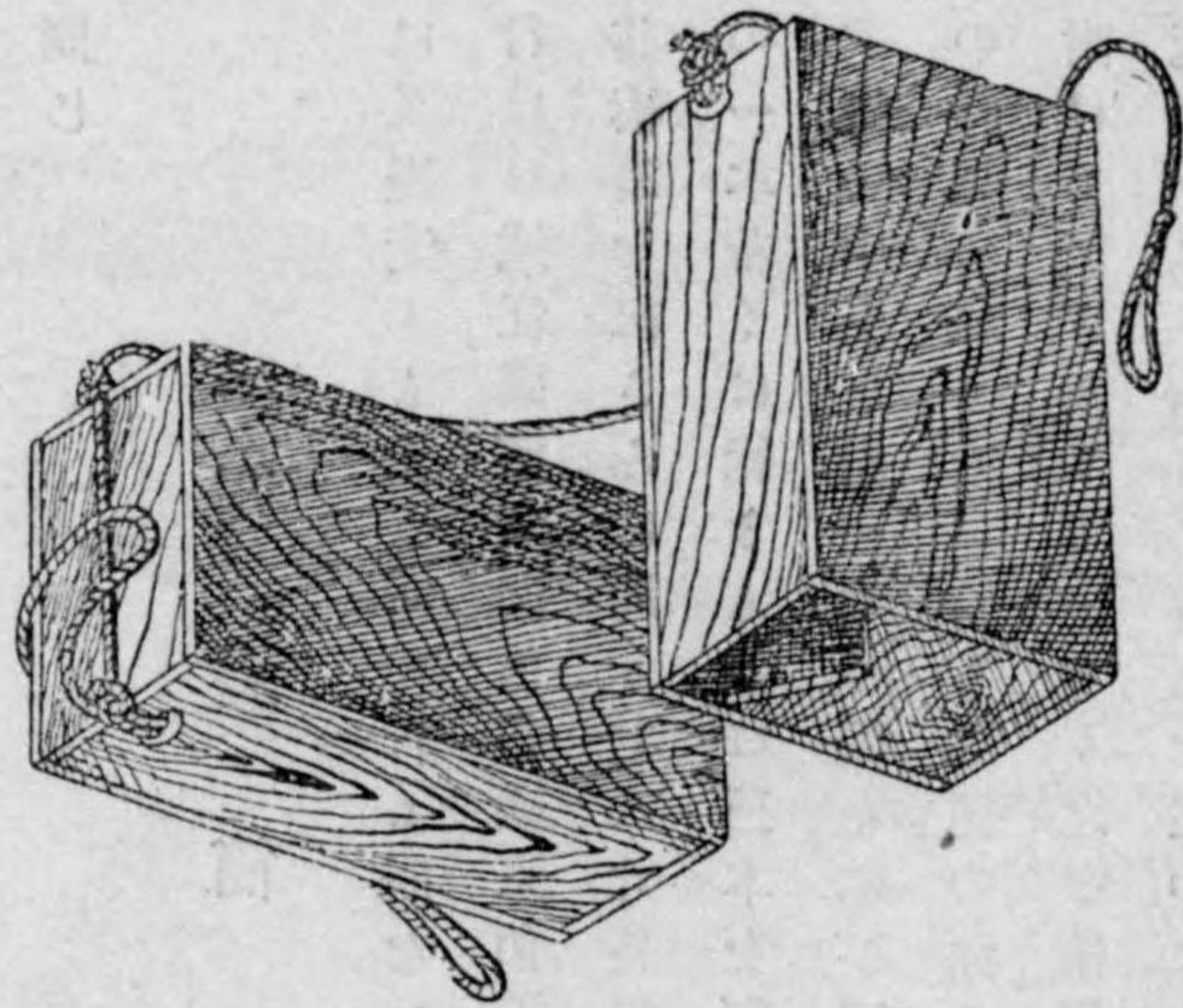


藁心繩にて括り一方に一寸五分位の孔を穿ち入口となしたるものを用ふ此の具は飯鮪の外猶「十夜ダコ」と稱ふる小鮪の類を漁するにも用ふ

### 第三 章魚箱

北國筋にては章魚を捕るに箱を以て壺に代用するの地往々之あり是れ蓋し波浪高く動搖烈しきが爲め圓形なる壺にては頻に輾轉して蛸の入らざるのみならず毀傷し易きを以てなり今越後國三島郡寺泊村邊に於ける章魚箱を記さん其木は杉又は椴等の類を以て堅七寸五分横五寸五分厚さ四寸許に作り其一方に入口を設くること第百七圖の如くし一方を幹繩に取り附け此に適宜の重

箱魚章 圖七百第



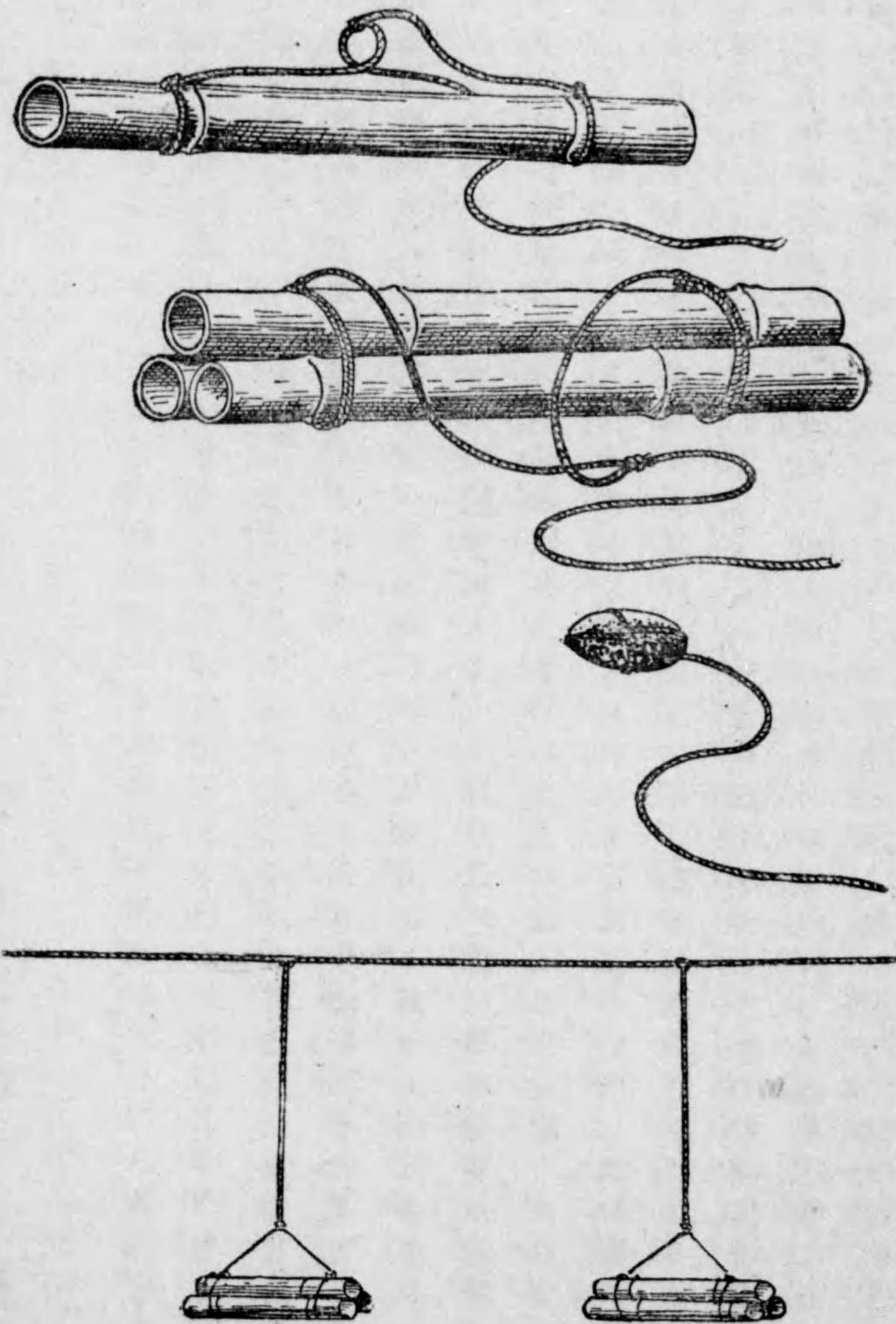


量ある石を括り付け錘となし以て其輾轉するを防ぐものなり使用法は凡て章魚壺に同じ

### 第四 鰻筒

鰻筒は又鰻漬とも云ふ所在行ふ所なれども就中近江國琵琶湖に於ては最も古くより行はれ遠江國濱名湖伯耆國東伯郡東郷池等は之に倣ふて現今盛なるものなり今其構造を記さんに周り七八寸長三四尺許の竹筒の節を抜きて内部を黒くせしもの一本若くは細きものは三本を纏めて一本の長からざる繩にて前後二ヶ所束ね其繩の中央に猶一本の繩を結び附くること第百八圖の如くし此もの許多を一本の幹繩に取り付け恰も延繩の如くに作りたるものにして數所に適宜の石を括り付けて錘と爲すものなり之を使用するには漁夫湖中泥底の淺所に入り徒歩して延繩を曳く如くに竹筒を泥中に沈め置き時刻を許りて之を引揚ぐ鰻は竹筒の内に潜伏するを以て漁人は引揚ぐるには豫め竹筒の兩口を兩手にて塞ぎ其一端を傾けて鰻を籠に收むるなり

筒 鰻 圖 八 百 第





## 第三章 梁類

説文に梁は水橋也とあり然るに淵鑑類函には梁者以木絶水取魚と曰ひ陸龜蒙漁具詩序には横川曰梁と曰ひ和名抄には梁魚梁なりと曰ふ狩谷望之の和名抄箋註に其説を載せて曰く按説文梁水橋也是本義棟梁之架南北柱魚梁之互兩岸其形如橋梁遂以轉注也と此説當れりと謂ふべし詩の谷風篇に母逝我梁母發我笱とありて傳梁魚梁笱所以捕魚也と云へば支那に於ても上古より爲せし所なるを知るべく其用法は周禮に獻人掌以時獻爲梁とありて鄭衆注に梁は水堰也堰水爲關空以笱承其空疏に笱者葦薄以薄承其關孔魚過者以薄承取之とあるを以て見れば本邦に於ける普通の梁と異ならず本邦に於ては神武天皇東征の時既に大和國に梁を架する者ありしこと古事記日本記にも見へたれば由來最も舊きものなるを知るべく西洋に於ても古昔は亦爲しこと各書に散見す而して本邦の梁は所謂以木絶水堰水爲關空以薄承其關孔が如きは是れ普通のものにして猶其空處に笱を設くるものを笱梁と謂ひ網を設くるものを網梁と云ひ繩を張りて魚の行を遏む

るものを繩梁と云ひ樋を作りて魚を導くものを樋梁と云ふ其他趣向の異なるものは一にして足らずと雖も水を横絶して終に一路を設け其路に當り機器を設け魚を此に陥らしめて以て捕ふるに至ては皆同じ此装置を舟筏を通すべき河川に爲すときは舟筏の通路を阻碍し運輸の便を妨げ其舟筏を通せざる河川に於てし又は舟筏の通すべき空間を設けたるものと雖も本來の趣向たる魚をして殆んど遁避の路なからしむるものなるを以て其蕃殖に害あること太甚し故に西洋各國に於ては大抵之を禁止せり本邦に於ても近世に至り蕃殖上の害を慮り之を禁止し又は制限を設けし地方もあれども又舊慣に従ひ漫然として放任せる地方も一二に止まらず凡そ梁を架するは河川に於てすべくして海洋に行ひ難し是れ其捕らんと欲する魚類は鮎を最とし鮭、鱒、鰻等都て時に隨て河川に上下するものを獲べきものなればなり故に梁の装置は巧なるに従て蕃殖上の害大なる者なれば其最も機巧と稱するものは最も擯斥せざるを得ず夫れ此の如くなるを以て本篇之を記すは編者心に喜ばざる所なりと雖も然も其是の存する以上は故なく闕如することを得ず是を以て止むを得ず其二三を左に記す讀者其蕃殖上に意を注ぎた



るの装置は之を参考に資するも可なり其の然らざるものは敢て之に倣ふことなからんことを要す

## 第一 梁

### 一 安藝國に於ける梁

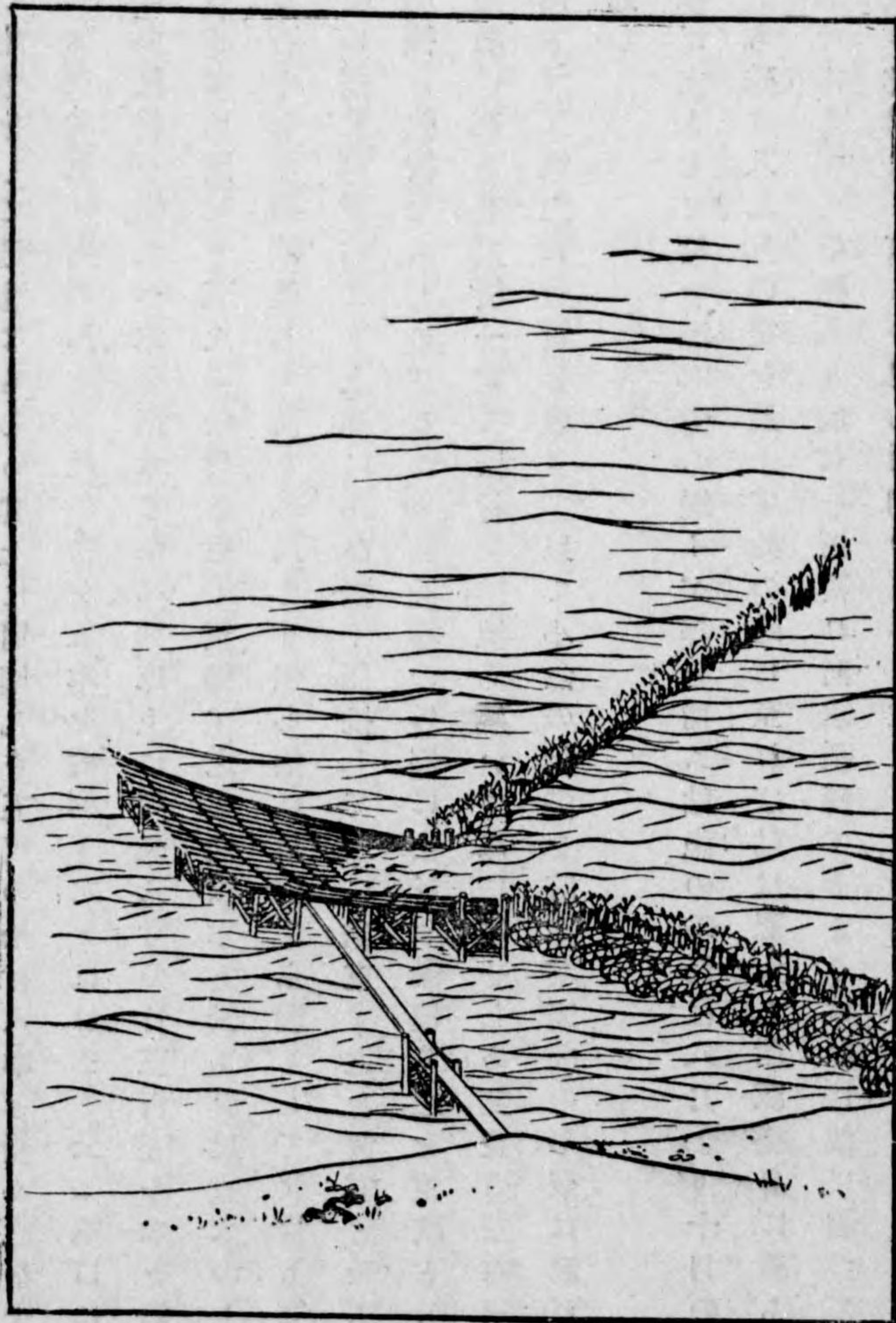
安藝國太田川の上流山縣郡坪野村字築地に於て架する所の梁は構造完備且堅牢にして漁利の豊饒なる近國に其比稀なりと稱す然れども其趣向は普通のものなり其位置たる上數丁の間深遠あり下數丁の間急端にして梁の在る所は河幅殆んど二百間兩端急瀬を爲し中央は巨石磊砢一朝降雨出水あれば滿川頗る激灘となる而して梁を架するは其中央に於て木杵八個を左右に分設す杵は樹皮を剝かざる松材を以てし其徑凡そ一丈杵中石を重疊して以て堅牢ならしむ其杵の第一は左右高さ各八尺第二は七尺第三は五尺第四は四尺とし第一の杵より第二の杵に至る距離凡そ五間第二と第三との距離凡そ四間第三と第四との距離凡そ三間にして長さ凡そ十二間とす而して其中流なる魚道及び杵と杵との間隙を深く浚疏

し以て流勢をして迅速ならしめ其上に周圍凡そ五尺の松材八本を横ふ之を大床木と云ふ又其上に周圍凡そ二尺の松材五本を縦列す之を「はね木」と云ふ梁口には方二尺の松材を横たへ之を床木と稱へ其床上に周圍八寸の竹三百五十本を縦架し其竹根は周圍凡そ五尺の松材を以て鎮壓す之を地獄木と云ふ其地獄木の上に蒲柳と石とを交錯重疊して高さ二尺とす但し梁は口狭く裾濶くして狀恰も箕の如く竹の根元は左右より上部に向ひ緊く屈撓して木に結束す之を波卷と云ふ又竹の屈撓を弛緩ならしめざるため其波卷の外側に松材を亂植す之を重狀と云ふ梁の左右に高さ五尺横一丈に松材を排植し延いて岸に達せしめ其長さ左右三百五十間とす又梁上に竹簀を敷きて以て小魚の脱溢を防ぐ其完成の形狀は第百九圖の如し

此の梁は主として鮎を漁し旁ら鰻イダ等を捕ふ鮎漁の季節は八月より十月の間なれども殊に八九月の交を最とす此の時に至れば鮎は肥大し脂膩全身に滿ち漸く下降せんとするの兆あり故に一雨霽れ河水張濁するとき鮎は波に随つて下流に赴き其梁口に來るや忽ち兩側の波卷に激せられ奔水と共に梁内に陥り復た



梁 圖九百第



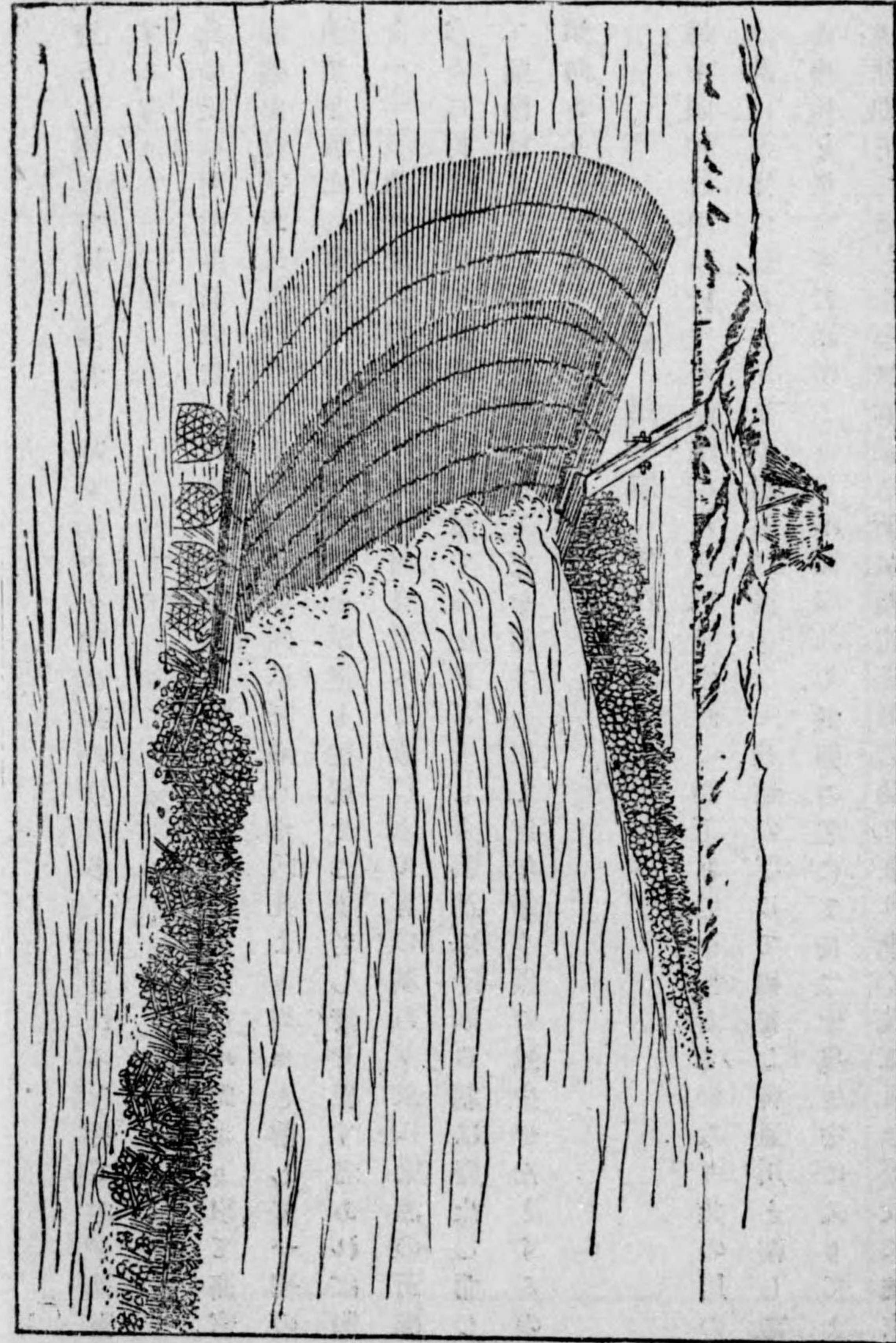
逃るゝ能はず因て漁者は時々梁内を窺ひ其の魚の多く止まれるを見て之を捕獲するなり

此の梁は明治革新以前に於ては藩廳の直轄にして太田川筋は坪野より以て高宮郡龜山村字四日市に至る里程六里の間は毎歲八十八夜より川止と稱して一切の漁業を禁止し猶夏土用入より吏員を派遣し監視せしめ若し禁を犯す者あれば假令一竿の釣一投の網に於けるも尙且捕へて獄に下す等の制あり故に梁漁の苛酷なるに拘はらず年々敢て魚の減するを見ざりしも明治以降斯る制は廢止し而して梁漁は民業に移り依然として之を爲すを以て近年漸く魚の減少せんとするの傾向ありと云ふ

二 越中國に於ける鮎梁

越中國神通川に於ける鮎梁は八月以降十月の間下り鮎を捕るものなり此の川の水は飛彈に發し宮川高原川の二川となり飛越の堺にて相會し神通川と稱し富山市街を貫き東岩瀬港より日本海に注ぐ飛彈の間にて長二十里越中に入りてより屈曲して長三十里許其濶き所は幅四五町の間在り斯く流域長きが故に流末





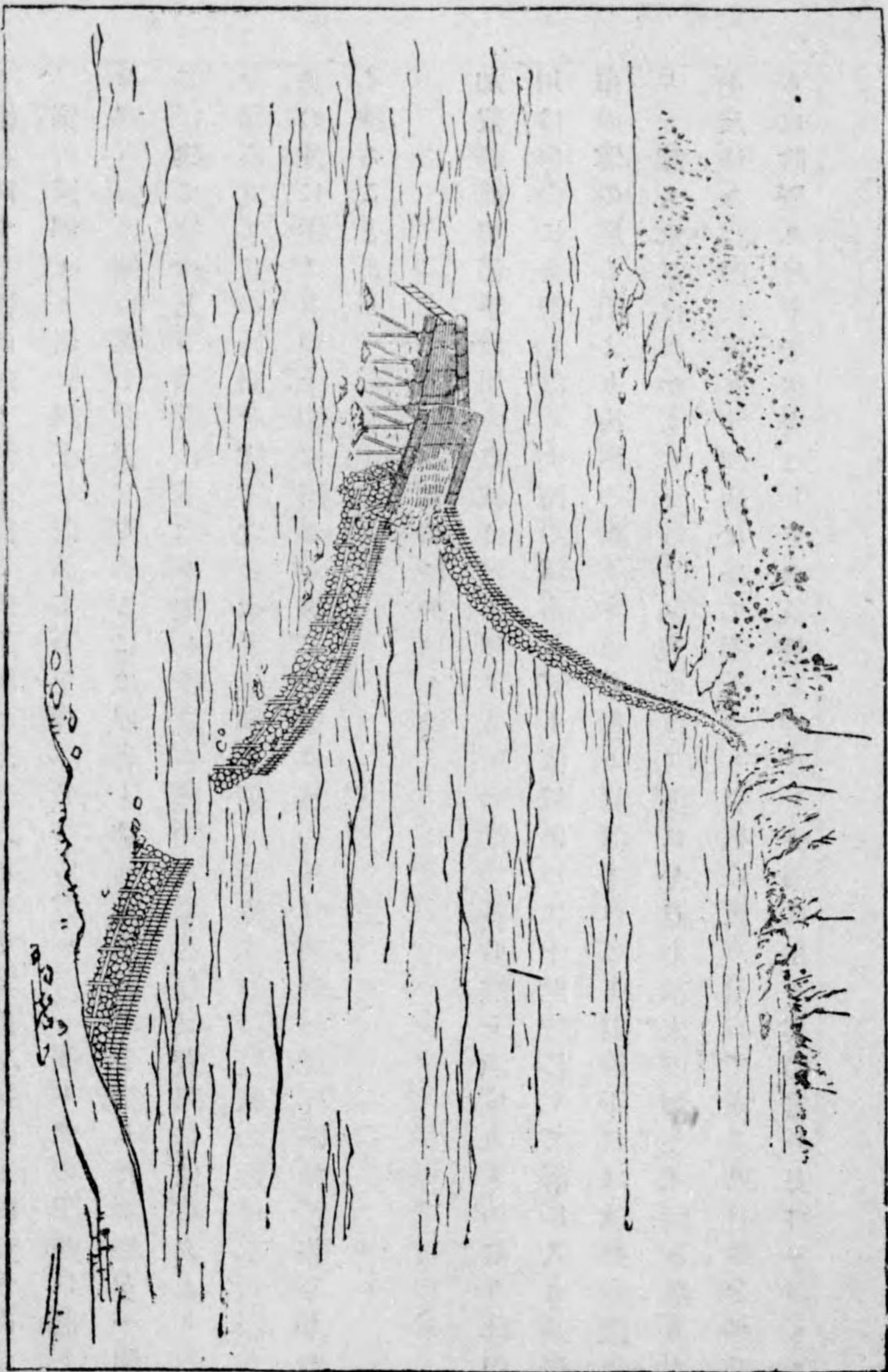
は稍や緩流にして海口より七八里の間は舟楫を通じ水量多くして水底は概ね細礫なり梁を架するは海口より四五里の處にして水流分岐し其一派は舟楫を通ずる所にして其一派に架設す其法先づ川の中央に周圍二尺許の木材を長さ二間餘に切りたるを方三間に打立て横木を架し藤蔓にて結び枠を作り其中に石を實す此の如きもの中間凡そ二十間の距離を置き左右二個を設け是より左右の岸に至るまでの間亦周圍二尺許の木を長さ三間に切りたるもの三本を鼎足に打立て其頭を合一し是に數本の横木を架し亦中に石を實す此の如きもの三間距離に若干を設け其上方に又長二間許の木を密に打立て棚を設け之に柴枝を結び附け尙其背面に無數の石を累積して之を固む其狀左右岸より中央に向つて斜にし中間二十間の處は水底を掘し段階を爲さしめ其上段より落つる水をして恰も瀧の如くならしむ其下には左右と中との三行に蛇籠に石を實したるを豎に据附くること一行に五個づゝ則ち蛇籠の總數十五個とす其蛇籠より蛇籠まで横さまに木を架す此の如くして其高さ上にて九尺下にて二間許とす而して臺簀と稱へ唐竹の周圍三四寸のものを藁心繩にて編み長は竹の長さを限とし幅は凡そ二十三間許と



之を蛇籠の上に載せ横に架したる木に結び附くれば其面は上方に傾き恰も瀑口に當る又魚を捕らんとするときは別に細竹の長二間許なるを細き麻繩にて簧に編みたるを臺簧の上に置き漁夫は籃及摺網を携へ其上に登り鮎の水勢に壓せられて瀑より簧の上花落つるを或は抄ひ又は手攫みにして捕獲するなり

三 肥後國に於ける梁

肥後國球摩川の上流に架する所の梁は主として鮎を漁するものにして其の構造は河の中央に凡そ二間の距離を以て大柱二個を雙方に据へ付く其柱は杉檜松材にて末口周圍二尺位の丸木四本を角に立て上下四方に貫木を通じ柱幅四尺長さ八尺位に作り周圍五六寸廻りの丸木を駢立し内に石礫を填む之を梁の柱とす而して此の柱より川下に向け二間許の處に數個の短柱を立て周圍一尺位の丸木を柱より架し尙其上に六七寸廻りの丸木數本を横たへ之を梁の床とす梁は一二寸廻りの小竹を編み漸次川下の方を狭くし其兩邊に同様の竹を以て高さ一尺位の牆を設け尻の方四尺を上げ床に据附け水口には石を積て竹を抑へ梁枕とす之を上棚と云ふ其次に一段の棚を架す同一の製にして長さ三間尻幅三尺位とし之を



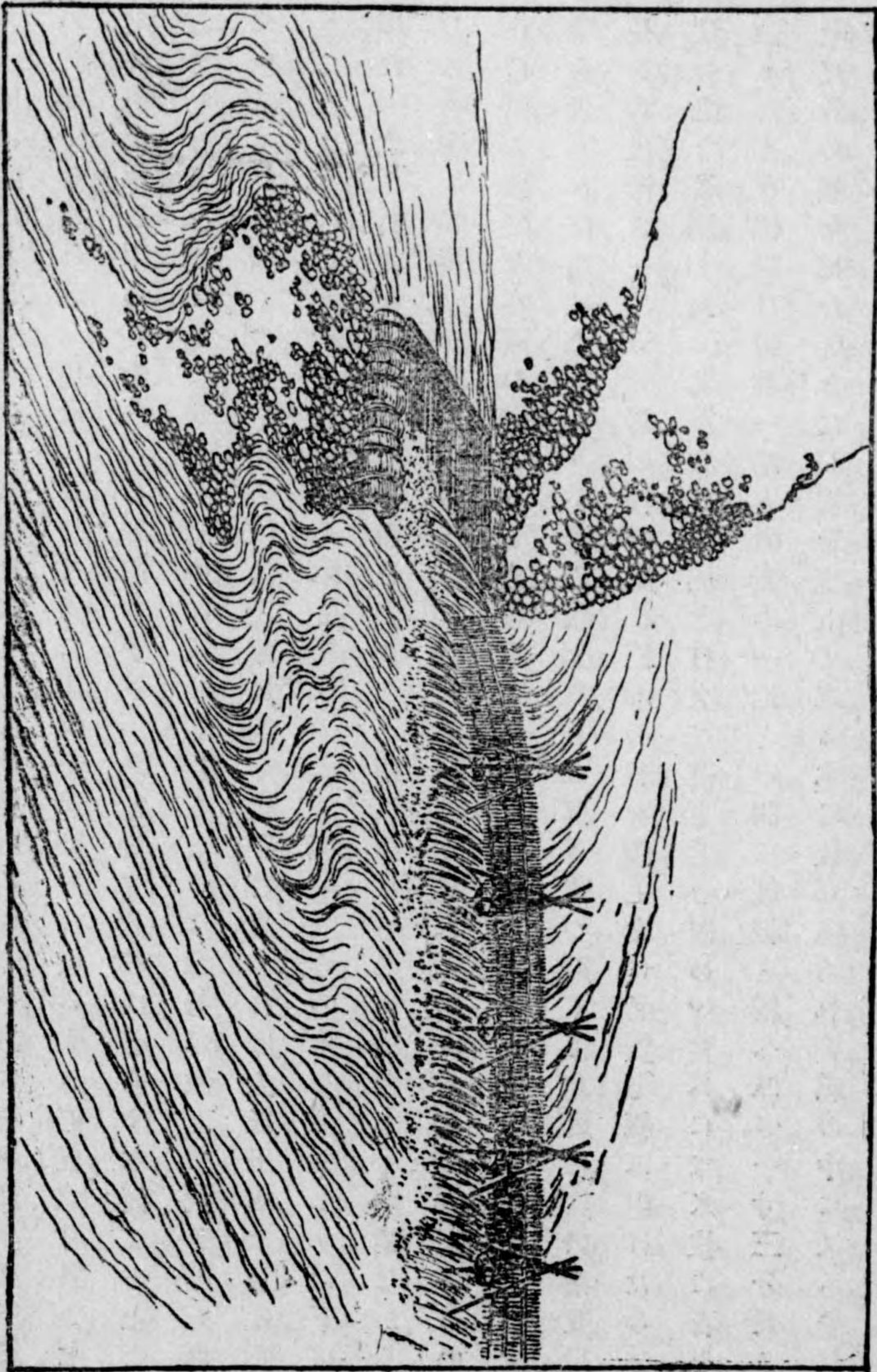


下棚と稱す上棚は即ち魚の陥る所下棚は漁者之に居て其魚を捕ふる處なり而して築の兩側より斜に川上に向ふて石を積み竹簧方言「ハジ」を張り魚の下流に赴くを遮り以て築に導く其簧を支ふるには片馬と稱へ丸木三本を括りたる梓を一間毎に建て竝べ上下二段に横木を架し梓足を強固ならしむ又簧際には裏表より石を積み立て魚の通路を塞ぐ之を永手と稱す斯く装置すれば夏秋の候増水に際し魚の流に従ふもの上棚に陥るを以て此築は鮎ササギの外仔鱧ササギ鱒ササギ鯉ササギ鮎ササギ鰻ササギ鮫ササギ等をも多く獲ることあり

四 加賀國に於ける梁

加賀國能美郡手取川の末流に於て架する所の梁は専ら鮎を漁するものなり此の川は白山に發源し頗る大河の稱あれども流域僅に二十里許にして海に入る其白山の雪の解る頃より梅雨の候までは水屢々暴張すれども其餘平日は流勢急激なりと雖も水量は多からず大抵二派若くは三派に分流し秋末の如きは深き處も六七尺淺きは膝に過ぎず河底は擧て拳大より合抱に至るを以て成る此に梁を架するは陰曆九月下旬以後にして水量最も少なき時節に在り其場處の海口を距るこ

梁類 圖 百八十五





と一里に満たざるの地なり其梁を架するの法先づ川幅の一方に石を積み又三又の杙四十を組み之を川底に打立て斜に川幅を横断す其杙の太さ徑五六寸長さ七尺許の雜木を用ゐる其中央に石を吊り下げて鎮となす其石は必らず水面より上にあらしむるを要す是れ其石を水中に没せしむるときは水勢に激して杙を押し倒すを以てなり斯くの如く凡そ六尺距離に四十組を打立つれば大抵川幅を遮る而して杙より杙に連続して間渡し木と稱する太さ徑五六寸の木を中央より以下に横たへ之に竹簧を張り渡し水面を出ること四尺許ならしめ横少しも間断なからしめ唯纔に張簧の一端と川の一方に石を積みたる處との間に少しの空隙あるのみに至る因て其空隙の處より下方の水底一尺五寸許を掘り一道の堀の如くし段階を設くれば水は上段より小瀑の狀を爲して瀉き落つ斯くて其底には口幅五尺長さ六尺深さ一尺五寸許の杙の底に三本の竹を渡し之に竹簧を編み附けたるを沈む之を簧箱と云ふ其左右には杙を打立て確と之を固め尙其外には米俵に石を詰めたるを据附け尙其一端と張簧の一端との間に堰板ヤマトと稱へ厚さ一寸三分長さ七尺許の板を挿むときは張簧を漉して來る水は板に遮られ簧箱の中に入らずし

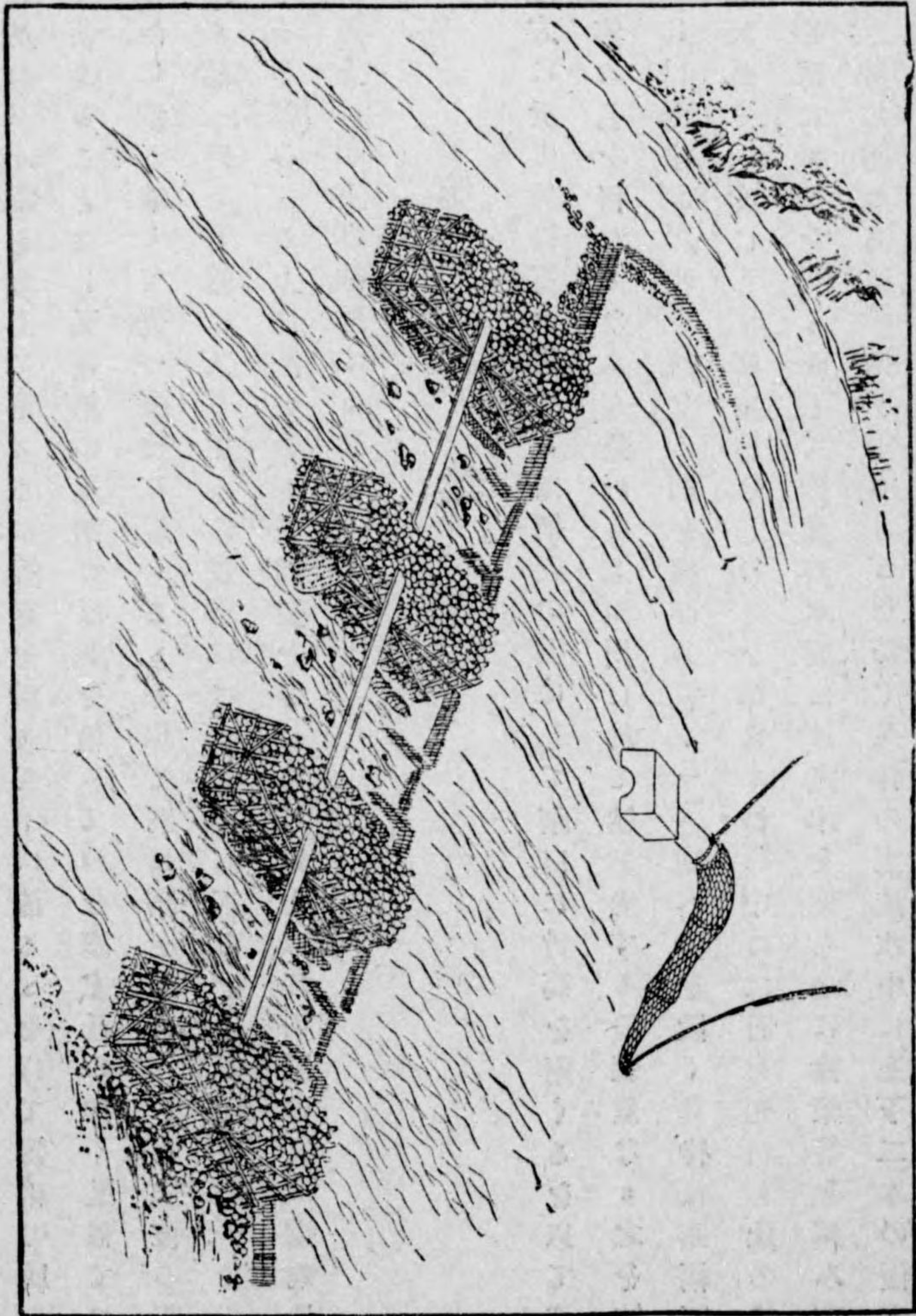
て下に流れ又小瀑を爲して落る水は簧箱を潜りて下に流るゝを以て簧箱の底には水を蓄ふることなし又簧箱の尾端には柴を積みて口を塞ぐ此の如く装置すれば鮭は河に溯り來りて先づ張簧に遮らるゝを以て別に路を求めんとして彼の堰板を跳り越へ自ら簧箱に入る然るに簧箱には水を蓄へざるを以て鮭は驚き潑洩するを石を積みたる上に漁夫ありて間髪を容れず打釣を以て引懸け又は攔網にて抄ひ陸上に引上げ捕獲するなり

## 第二 網 梁

肥後地方に於て竹筒筥と稱するは網梁の類にして網口に竹筒を附くるを以て蓋し竹筒筥の名を得たるならん是れ専ら河川に於て鮎を漁するの装置なり之を結構するには河中瀬の稍や緩なる所を擇び方言「シマ」と稱へ杙を設く其杙は頭幅四尺底五尺長さ一丈にして高露出せしむるを準とす杙の中には石を充たし此の杙を二間距離に數個を設く而して杙間の水底には丸木を架し之に篠柴等を積み束ね以て水勢の爲め河底の掘り去らるゝを防ぐ又杙の上流水中に上下二本の横木



網梁 圖四十四

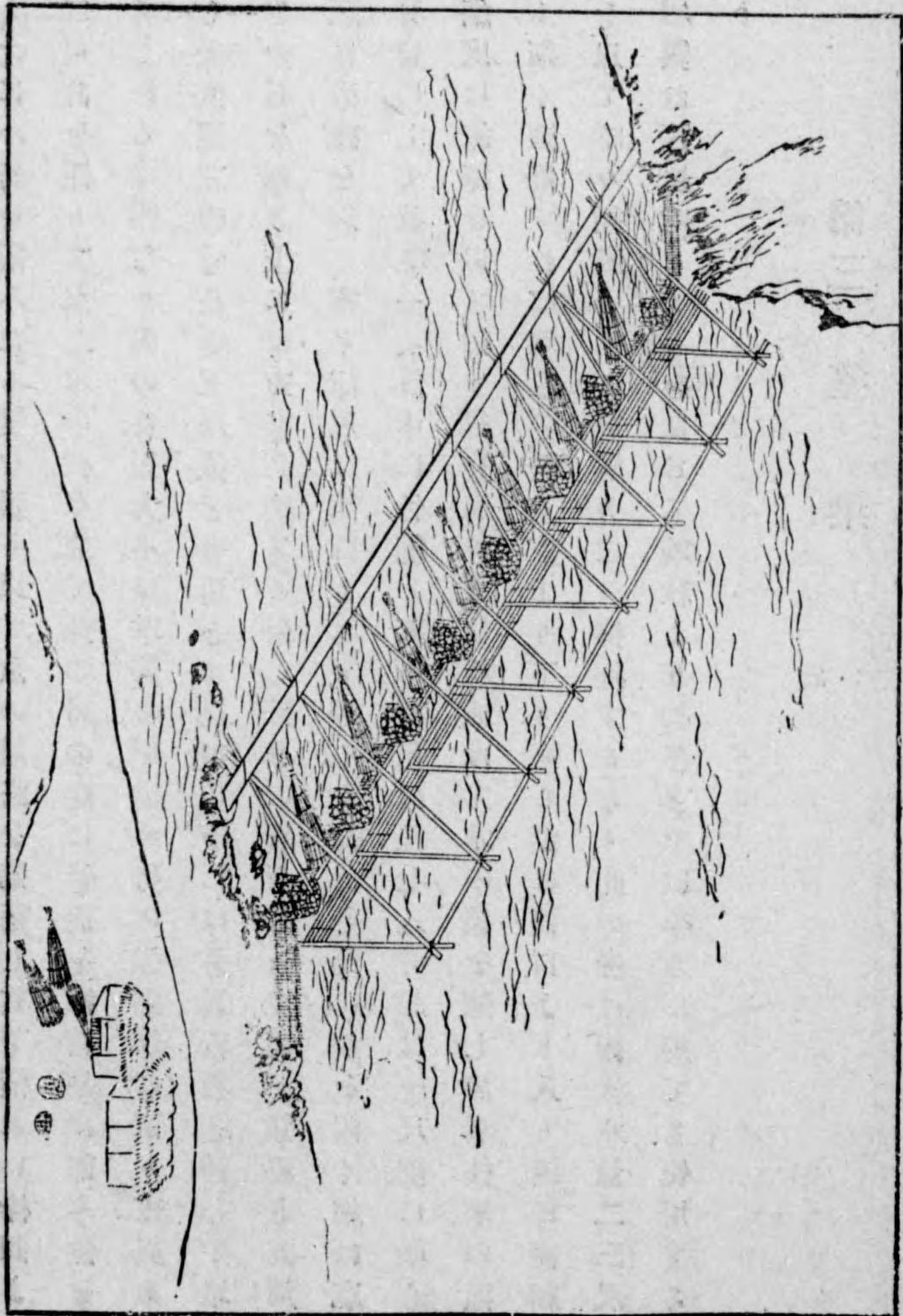


を渡し之に小竹を編みたる簀を張り以て魚の通路を遮断し其下横木に枠側より凡そ二尺許を距りて又二本の杵を立て此の材の間に竹筒を挿む是れ即ち魚を網に陥らしむるの門なり筒の長短大小は季節の早晚水勢の強弱等に依り差異ありと雖も大抵徑三四寸長さ五尺位を普通とす筒口の下には方言舌石と稱し平坦なる圓形の石を敷き上には方言「クラワ」と稱し鞍形の石を置きて筒を鎮壓し其周囲の間隙は砂礫を以て塞ぐ筒尻は筒口よりも少しく高くし此に網を附く網は麻糸製五分目にして長さ一丈許中に竹籬を入れ首尾は徑七八寸胴は一尺位に張らしむ其網底は細繩を以て括り締む又枠上に板或は丸木の橋を架し漁者往來の通路に備ふ斯く装置すれば増水の際上流より下り來る鮎は筒口より入り遂に筒網に陥るを以て時々網底の括りを解き之を捕獲するなり此の漁は雨後水量二三尺増加し雲霽れ西風吹くときを良とす晩秋より初冬までは平水に於ても使用するこ  
とあり

第三 筌 梁



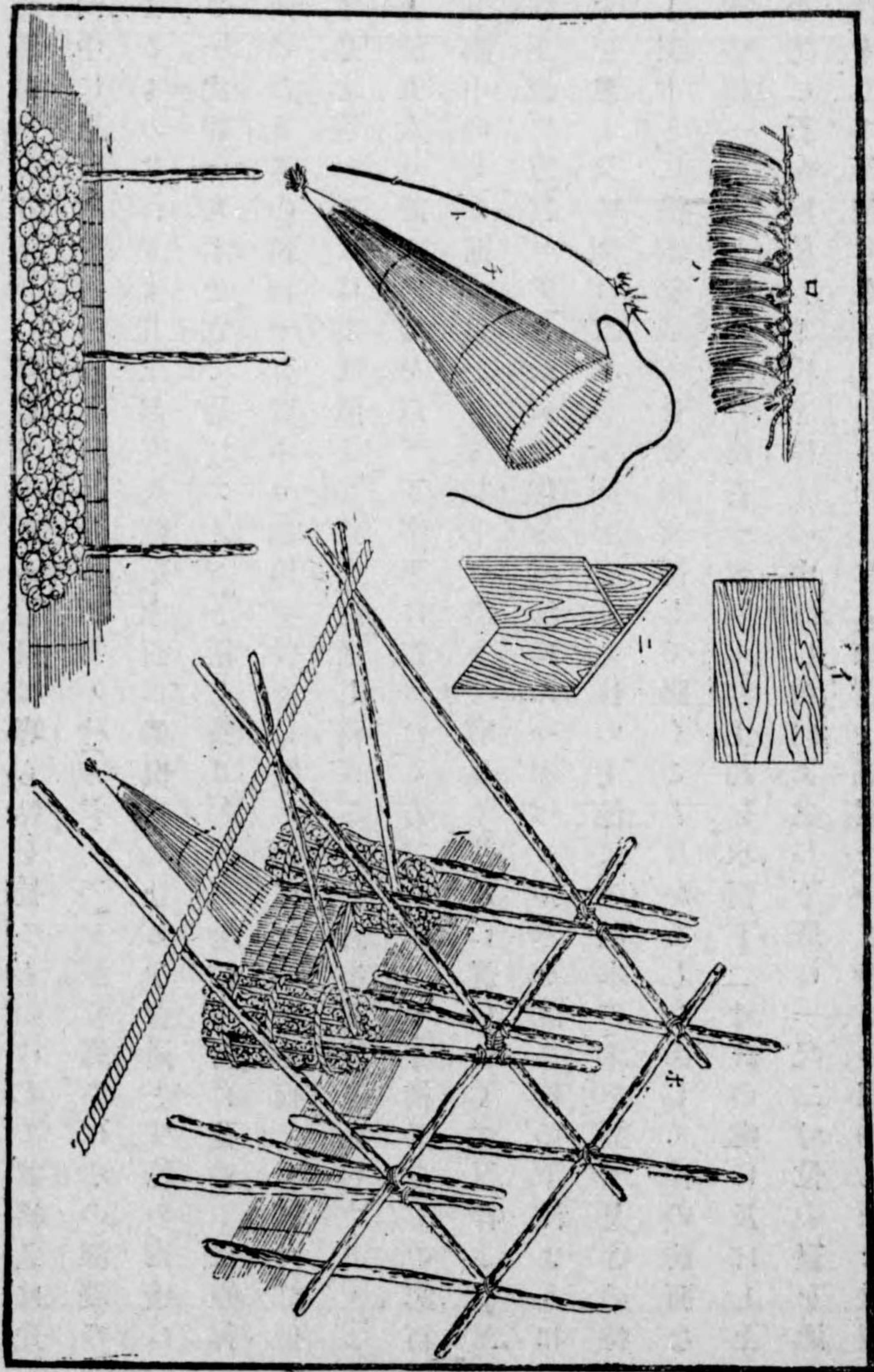
笠梁装置の圖 第十四圖



肥後國球磨川、川邊川に架設する處の笠梁は専ら鮎を捕るものにして其構造は先づ河中に上徑四五尺下徑七八尺なる圓形の杵(方言「シマ」)を設く高さは水の深淺に應ずるものなれども其上部五尺位を水面に露出せしむるを普通とす杵の内邊に長さ一丈許の丸木を立て是に「ナメシ」と稱し長さ二尺八寸位の竹に藁若くは麥稈を附けたるもの(第百十五圖中ロ)數箇を段々に箆め上げ上端を水面より三寸許低くす是を箆むるには其間隙より魚の通過し得ざる様注意を要す又此の「ナメシ」より上流五六寸許に薄板を以て丁字形に作りたる方言「コシライ」と稱するもの(第百十五圖中のニ)を箆め魚をして其下を潜りて容易く落口に進むべくす又杵より三尺許上流に方言「ヨド」と云ふを作る其法杵に一本づゝ持木を立て杵の下流より扣へ木を渡し又杵側に二本づゝ持木を立て杵の上流にも數本の木を立て是等の持木と支木とに横木を括り合せ相支持して動くことなからしむ而して杵の前面なる木の根へ丸木を編み附け(第百十五圖ホ)其上端を水面下二寸許の處に及ぼし上流の方に石を堆積し其杵と杵との中間に相向ふ處に下底に一尺二寸位の竇を通して魚をして下流に赴かしむる路となし(第百十五圖ヘ)杵と杵との間即ち石を堆積



笠梁 圖五十四



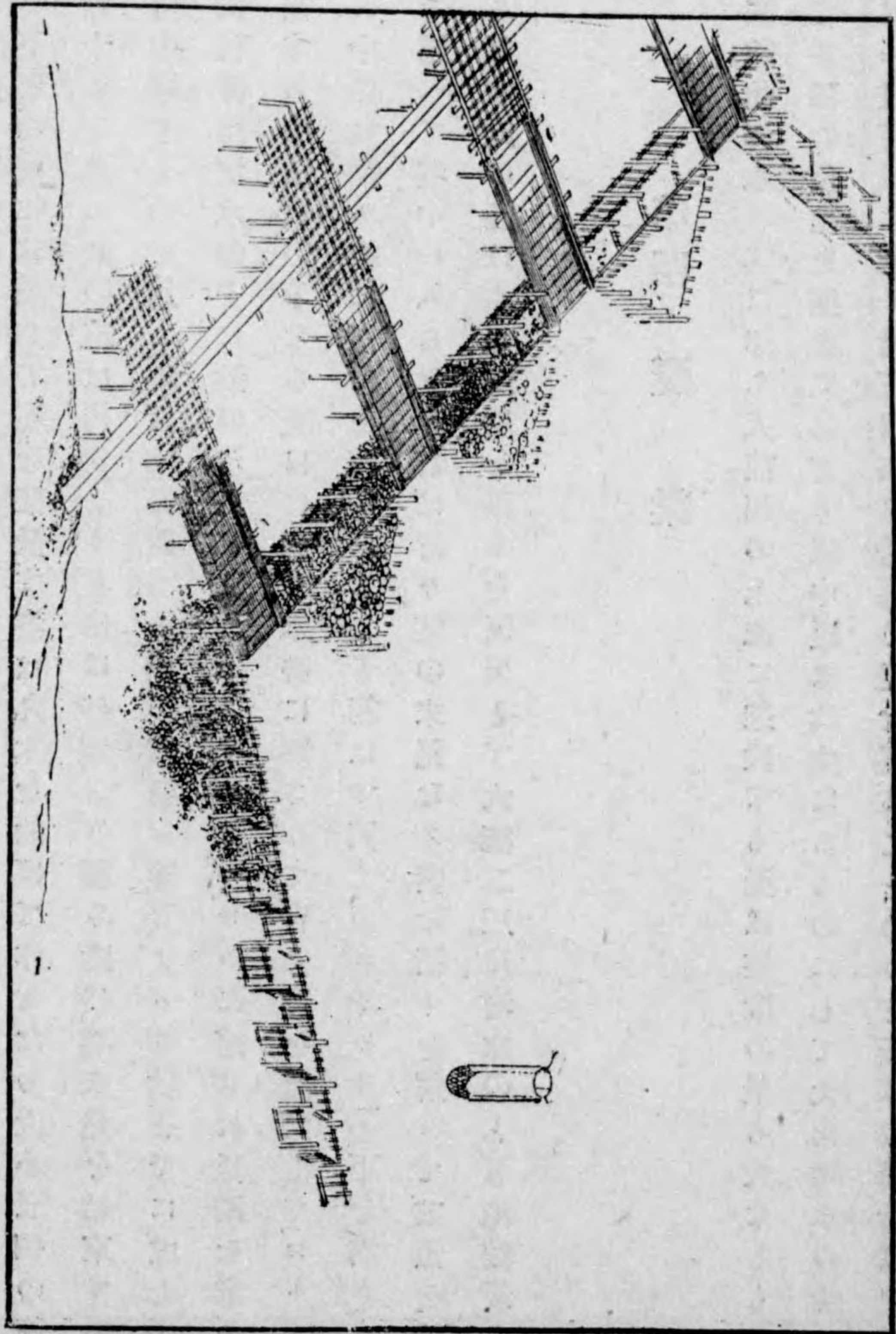
したる下底の竇に相對して笠を裝置す笠は丸木を曲げて作りたる大小三個の籠に竹數十本を集め頭の籠は内側より其他は外側より編み附け其末尾を結束す索は葛等の強きものを用ふ(第百十五圖トチ)此の構造を晩夏より初秋までに成し畢れば爾後降雨増水毎とに鮎の流れに従て下るもの先づ「ヨト」に遮られ通路を求めて彷徨する中積取の下なる竇口に到り水勢に壓されて自ら竇を通過して「ヨト」と梓との中間に陥り終に復た上流に返ること能はず因て又「コシライ」の下を潜り「ナメシ」を越へて笠中に入るを漁者は時々笠の末尾なる索の括りを解きて其魚を捕獲するなり此の漁は水の適度を得るを緊要とす大概二三尺増水の時漁獲最も多し

### 第四 囊 梁

信濃國諏訪湖水の落口即ち天龍川の上流に架設する梁は裝置の最も大なるものにして各種の魚類を捕獲すれども就中鰻は其主なるものにして大雨増水の時に當ては一晝夜間に能く價三百四五拾圓の鰻を得ることありと云ふ其構造は先づ

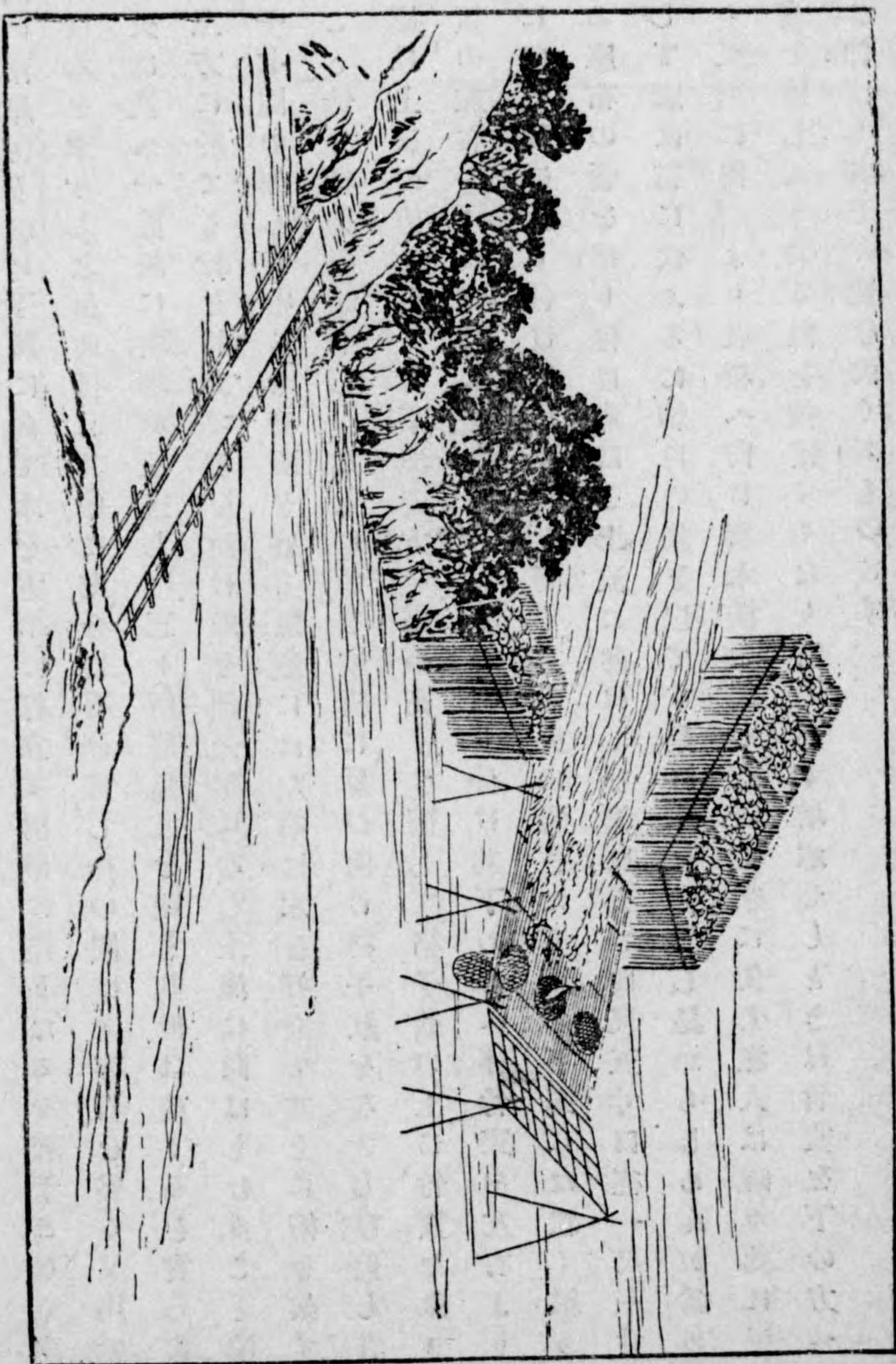


蓋梁 圖六十四



川の兩岸より斜に下流に向て木を方形に打立て桁形に作りたるを若干となく列ね横木を架して之を接続し其中に充分に石を實し枠の間にも亦石を盛る又川の中央は横へ一直線に桁形を接続し唯三ヶ所許魚道を開き其餘は盡く石を實し尙其上方に於ても材を打立て柵を設け頭を劍先形になし上流に向はしむること第百十七圖の如し其中にも亦石を盛る魚道には左右に木を打立て其上に桁を架すること恰も棧橋の如くし尙其上に竹を縦横に結び附け格子状をなさしむ但し其棧橋は上流の方を低くし下流の方を稍や高くす而して格子状の上に竹簧を敷き竹簧の左右邊には竹數本を結束したるを括り付け其下の方へ亦竹束を左右より下に向て斜に括り付け僅に中央を開く其中央の開きたる所の下端には粗く織りたる麻布の囊を括り付け囊口を上流に向はしむ囊は長さ四尺五寸口徑一尺一寸にして底は布に代ふるに細目の網を以てす是れ水を排泄し易からしめんが爲めなり又別に兩岸より棧橋へ向け獨木橋を架し人の往來に便し漁人は時々此に至り囊を検し入りたる魚を捕獲するなり若し多く増水せしときは竹簧を下の方へ敷き伸ばし其下に囊を設くるものとす





第五 壺 梁

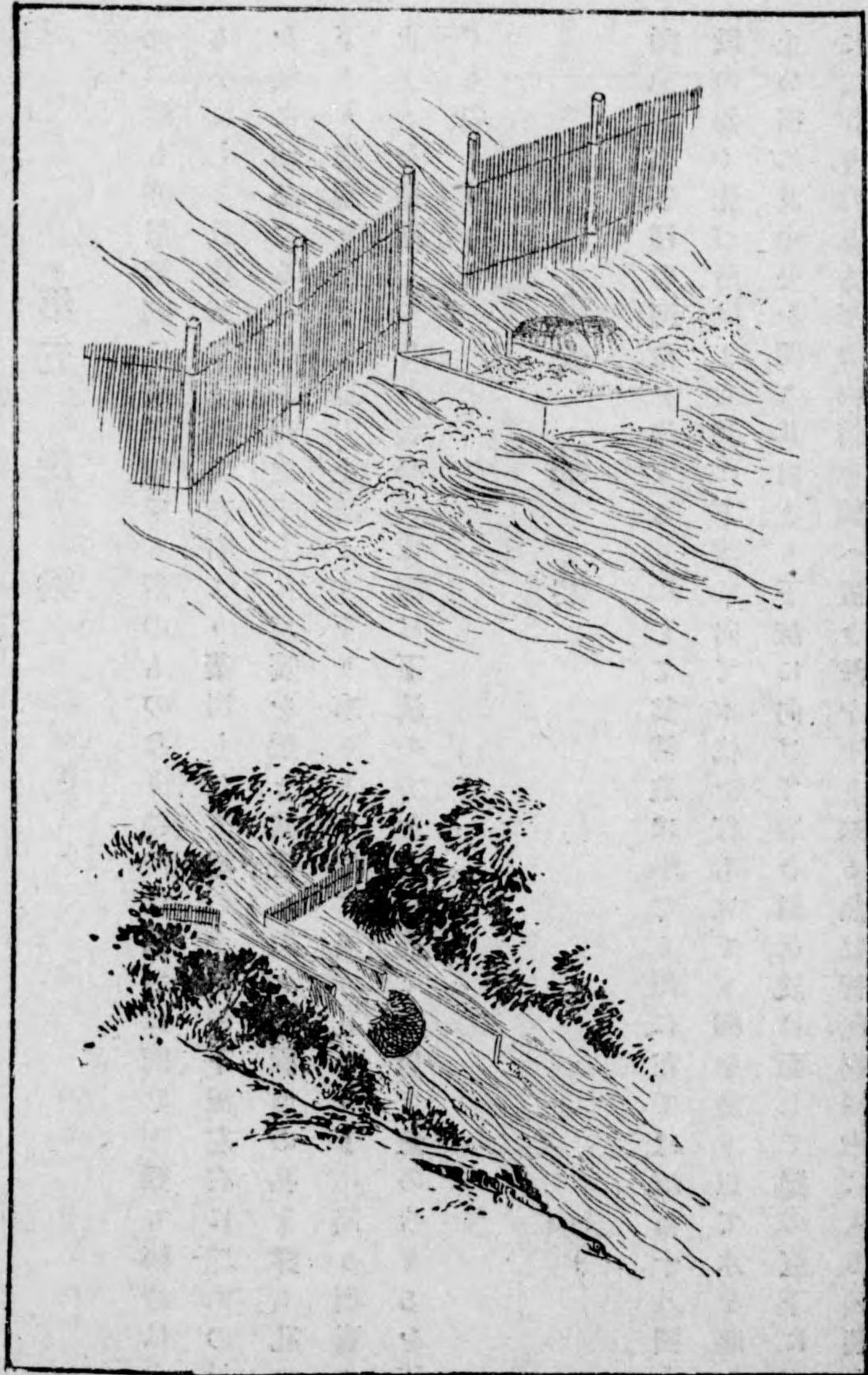
此の梁も亦信濃國に於て架する所のものなり趣向は前者に同じと雖も構造は尤も小にして且簡單なり則ち左右より築出したる堤の中間の下流左右に二木の材を又に結びたるを數本打立て上に竹箆を敷き其箆に數ヶ所圓形の孔を穿ち孔の下より網囊を垂下し魚の上流より下り來るもの爰に至り孔より下に陥り網囊に止まるを捕獲するなり竇臺の末端は下流の方を斜に高くし以て魚の脱するを防ぐものとす

第六 樋 梁

樋梁も亦各種の河魚を漁する具にして其構造は小なる川に在ては第百十八圖上段の如く先づ兩岸より斜に下流に向て木杭を打ち立て、柵を造り以て水を堰き止め僅に其中央を開き其口より下流に向けて短き樋を設け而して樋の直下に木にて作りたる方形の柵箱を備へ置き流を下り來る魚は皆此柵箱中に入るの装置



梁 樋 圖 八 十 百 第



にして時々此中より魚を收め捕ふるなり  
 又一種稍大なる河の流を分ちて細き支流を作り前者と同じく支流の兩岸より下  
 流に向て斜に柵を作り僅に中央を開きて其口より下流に向けて稍長き樋を二段  
 に設け其一段の直下に受網を設置すること第百十八圖下段の如くし流を下り來  
 る魚を此に受け捕ふるの装置をなすあり又此の支流の落尻を樋にて引きて稍瀧  
 の如き姿と爲し其直下に受網を設置するもあり

第七 鰻待梁

近江國勢多川は著名なる琵琶湖の落口にして即ち宇治川の源なり此に産する鰻  
 は佳味にして京都等にては勢多鰻と稱し殊に賞美する所なり之を捕ふるに待梁  
 と云ふを以てす其法川の兩岸より中流に向て長さ八尺の杙を三尺距離に打立て  
 之に高さ五尺の竹箆を結び付け中央四間半を開きて魚道とす其左右の兩端の下  
 流の方に小船二艘を繋ぎ留め船へ板を架し而して長さ五間の丸木三本を組合せ  
 手元に横木を架し之に扇面狀の網を結び付け魚道より上流に向て沈下す其丸木



の頭には繩を結び付く之を脈繩と云ふ兩船の舳部に漁夫一人づゝありて脈繩の端を持つ之を脈取と云ふ鰻の網の中に多く入りたるときは此脈繩に感ずるを以て其機を計り双方より繩を曳き他の四人は船上及船に架したる板の上とに在りて之を引揚げ攔網にて抄ひ捕ること殆んど四手網の漁法に似たり此の網目は上の方は一寸二分目手元に至り稍や密にす斯る疎目の網を用ゐるものは若し極めて細目なるときは水底に抵抗して引揚げ難きを以てなり而して疎目なるが故に大魚を獲るに適して小魚を獲るに便ならざれば蕃殖を害するの憂ひなし此の漁を爲すには暗夜を良しとし月色及び火光を忌む雨後泥水混流の時を最も漁利多しとす從來は單に此の待梁のみを以て漁獲せしか尙往々鰻の逃脫する憂ひあり因て明治十五年以來魚道の下へ竹簀を設け其内へ竹筒を置き逃るゝ鰻を捕ふるの装置をなせしかば收穫二割を増加するに至れりと云ふ

此漁の起源は在昔本州大日山の麓に栗の大樹あり其實熟すれば毛毳破開して湖中に落つ之を拾ふもの藁繩にて製したる粗網を以て抄ひ取りしに時として鰻を獲ることあり因て黒津村の住人某と云ふもの始めて麻繩にて網を作り漁せしよ

り漸く變遷して現今用ゐる所の待梁を工夫するに至れるなりと云ふ

#### 第四章 簾類

本邦「エリ」と稱するもの往昔より其物あり然れども和名抄等の書之を載せず故に世人適當する字を知らず漫に魞の字を製作して用ゐれる地方あり蓋し「エリ」は水中魚の通行すべき衝に當り木竹を列植し若しくは簀を建て廻はし中に陷窅を設け外に一路の空所を開き魚をして迷ふて其空所より入り遂に陷窅に落ち復た出つることを得さらしむる装置のものにして魞の字を製作せるも恐くは此の義に取りしものならんか但た魞の字も未だ遍く世間に通用するに至らず因て諸書を按ずるに字貫に「簾海中取魚竹器」同「簾」按左傳九扈爲九農正註「扈止也今簾」同「通作簾所以止魚之行」故「魚之不率行者曰跋扈」也又陸龜蒙漁具詩「序列竹干海溼曰溼」註吳人謂之「斷」也其斷の字は字貫に「斷即溼也吳人謂之斷言可斷魚之行而捕也」と見ゆ是れ以て我が「エリ」に當つ可きに似たり而して本邦之に類するもの猶多し即ち「簀立八陣波瀨」と云ふものゝ如き其形狀は異なるも装置の趣向



に至ては皆同じ故に是等を概括して蘆と云ふことを得べし  
 又和名抄に爾雅云稜謂之涔郭璞曰積柴於水中魚寒入其裏因以簿圍捕取也とあり  
 て註に布之都介とあり然るに今爾雅の正文を検するに稜謂之涔とありて稜謂之  
 涔とは言はず但た釋文には字林作稜とあり狩谷望之の和名抄箋註に曰く按毛詩  
 爾雅釋文云稜爾雅舊文并詩傳并作米旁參太平御覽引舍人云以米投水養魚曰涔毛  
 詩正義引李巡曰今以米投水中養魚曰涔是爾雅稜本作參故以投米養魚爲解稜古文  
 稜字從訓粒並見說文釋文又云小爾雅云魚之所息謂之替替稜也謂積柴水中令魚依  
 之止息因而取之郭景純因改爾雅從小爾雅作木旁參毛詩正義又云諸家本作米邊然  
 則爾雅舊註及毛詩諸家本皆作參只詩正義引孫炎曰積柴養魚曰參郭氏依孫炎及小  
 爾雅改作稜非古義也說文稜積柴水中以聚魚也稜木長良字不同依之似稜正字稜  
 假借然爾雅釋文云字林作稜知說文無是字今本有之疑後人依字林及郭注增之也  
 字の由る所は此の説甚だ詳にして稜を以て正しとすべきに似たり然れども今本  
 の説文既に稜の字ありて古本には果して無きや否未だ確證を得ざるのみならず  
 本邦最も舊き和名抄にも稜の字を冒頭とし註を下し由來久しく傳ふる所なれば

本篇は之に従ひ稜の字を用ふ

然るに現今本邦に於て漁業者が爲す所の装置に布之都介と稱ふるものなし爾雅  
 に所謂魚寒ければ其裏に入り藏隠す因て簿を以て圍て之を捕取すと云ふより見  
 れは今山城巨掠池に爲す所の株浸木の如きもの之に的當す然りと雖も今本説文  
 に積柴水中聚魚也とあるに據れば魚の寒を避けて柴の中に隠るるものを捕ふる  
 のみに限りとす可らず元來柴の古言は「フシ」と謂へは現今柴漬と云ふもの之を  
 古言を以てすれば即ち「フシツケ」なり又現今は柴を魚朶と云へは是亦古言を以て  
 すれば即ち「フシツケ」と云ふべし而して柴漬又は魚朶漬と云ふものは魚の暗處を  
 求め陰翳の下に集ることを好む特性あるを利用したるものにして寒を避けしむ  
 るにあらず故に其陰翳を與へ魚を集むる趣向のものは共に稜と云ふを得べし因  
 て此の義を布衍し築磯鳥賊柴と云ふものゝ類及び柴を用ゐるも魚の隱蔽すべ  
 き處を設くる鰻塚の如きものをも概括して稜の類と爲す  
 以上解説する所を以てすれば蘆と稜とは固より装置異なるものあるを以て各其  
 類を分ちて記すべきに似たり然るに中には木竹を水中に列植し其中に柴類を沈



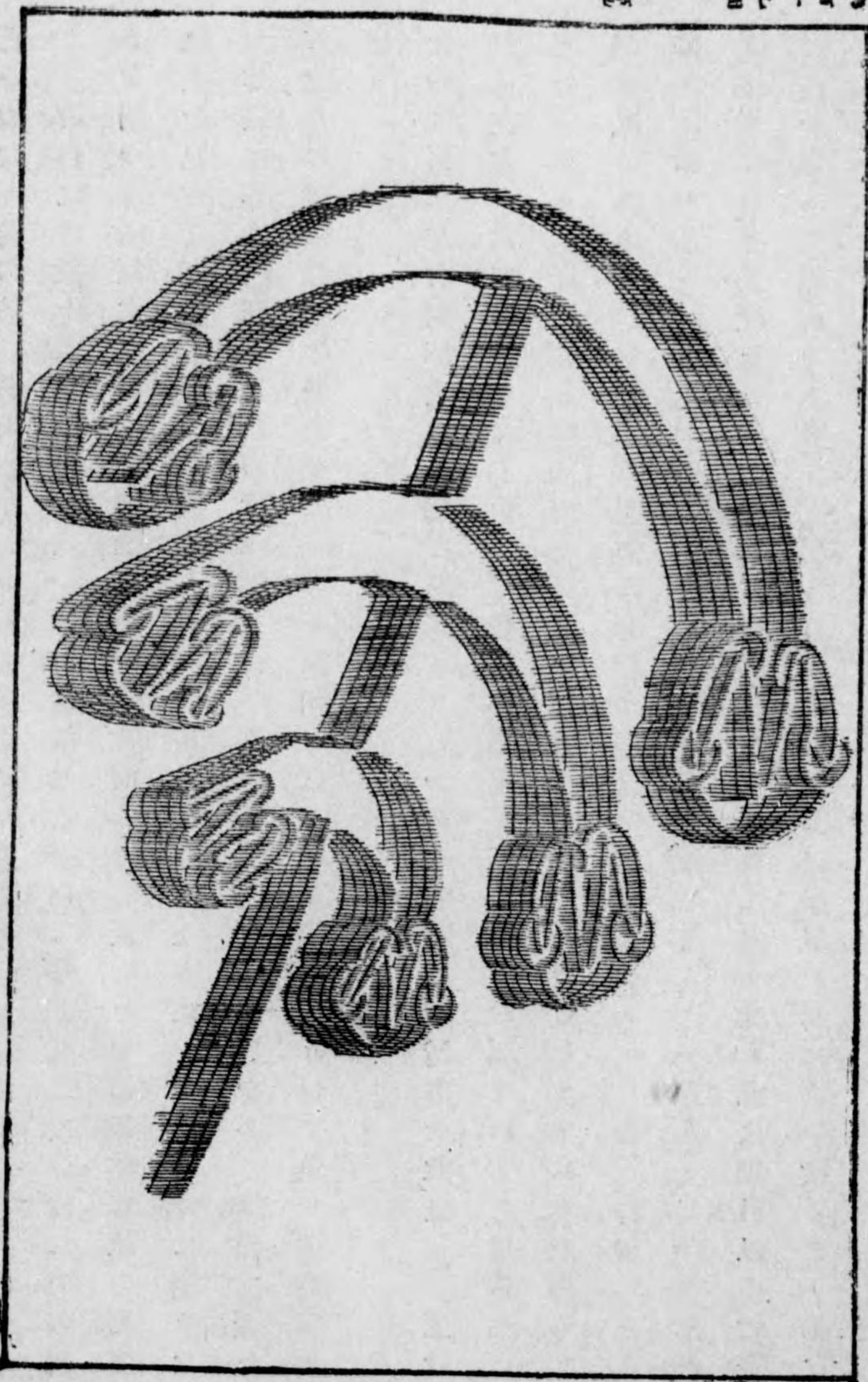
下し以て魚を集めて捕るものあり斯の如きは籠と罾との装置を兼ねるものにして兩者孰れにも偏屬せしめ難く其類を分たんこと固より得べからず故に本篇に於ては籠罾を併せて一部を立て部中に於て別に類を分たす

### 第一節 籠類

#### 第一 籠

近江國琵琶湖中に設立する籠は大中小の三段あり其第三段は最も大にして第二段稍や小く第一段は最も小なり其大なるを鮒系りと云ひ中小を雜魚エリと云ふ第三段の鮒エリには周圍凡そ六寸の生竹(六本束を以て一駄とす)を二百八十八本に割り藁棕栢繩を取り合せ簀の目を凡そ七分に編み一枚を三間となし總計五百枚を要す簀の丈は二丈なり之を打立つる杭竹は凡そ八九寸周圍のもの簀一枚に四本づゝにして總計二千本を用ゆ第二段第一段は周圍凡そ四五寸許の竹(八本括りを以て一駄とす)を二百八十八本に割り簀の目を五分に編み一枚を三間とす簀の丈は二段目は一丈七尺にして總計二百五十枚一段目は一丈五尺にして總計

籠 第十九圖





百十枚なり此の簀の總計に於て每段差異あるは蘆坪の多少に由るものにして即ち三段目は坪數十六二段目は八一段目は四なるを以てなり又二段一段に竹の細きを用ゆるは漸次水の淺きに臨むが故なり斯く竹と簀とを用ゐる毎年春秋の兩度魚道を見立て湖中に打立て置くときは魚其簀に沿ひ入り來りて終に坪に陥るなり其魚は春は鮒鯉<sup>フナ</sup>等の類秋は鮎<sup>アサ</sup>、ハス、ハイボテ等其他の雜魚を多く捕獲す簀を打立たる後は二三の漁夫をして亦々攜網を以て坪を撈へ入りたる魚を捕獲するなり

此坪は舊來左右四個或は八個に過ぎざりしか文政年間其製造方を改良して三段目は左右十六個の坪となしたるに費用亦隨て二倍の多きを要すれども捕獲高に至ては殆んど三倍餘を増加せり又之を打立つる杭の材は近年までは木を用ゐしが暴風の爲め大に破損する患あるを以つて之を竹杭に改めしに費用僅少にして持久に耐へ某一村五十七所の魴場にして費金を減せること一歳凡そ二千有餘圓の多きに及び又輓を竹杭の根に穴を穿ち水を入れて之を沈め或は細目魴の竹簀に段を雜へて編成する事となし、に水の増減及び暴風の爲め害を被ること稀なり

るのみならず更に其費金を減少するに至れりと云ふ

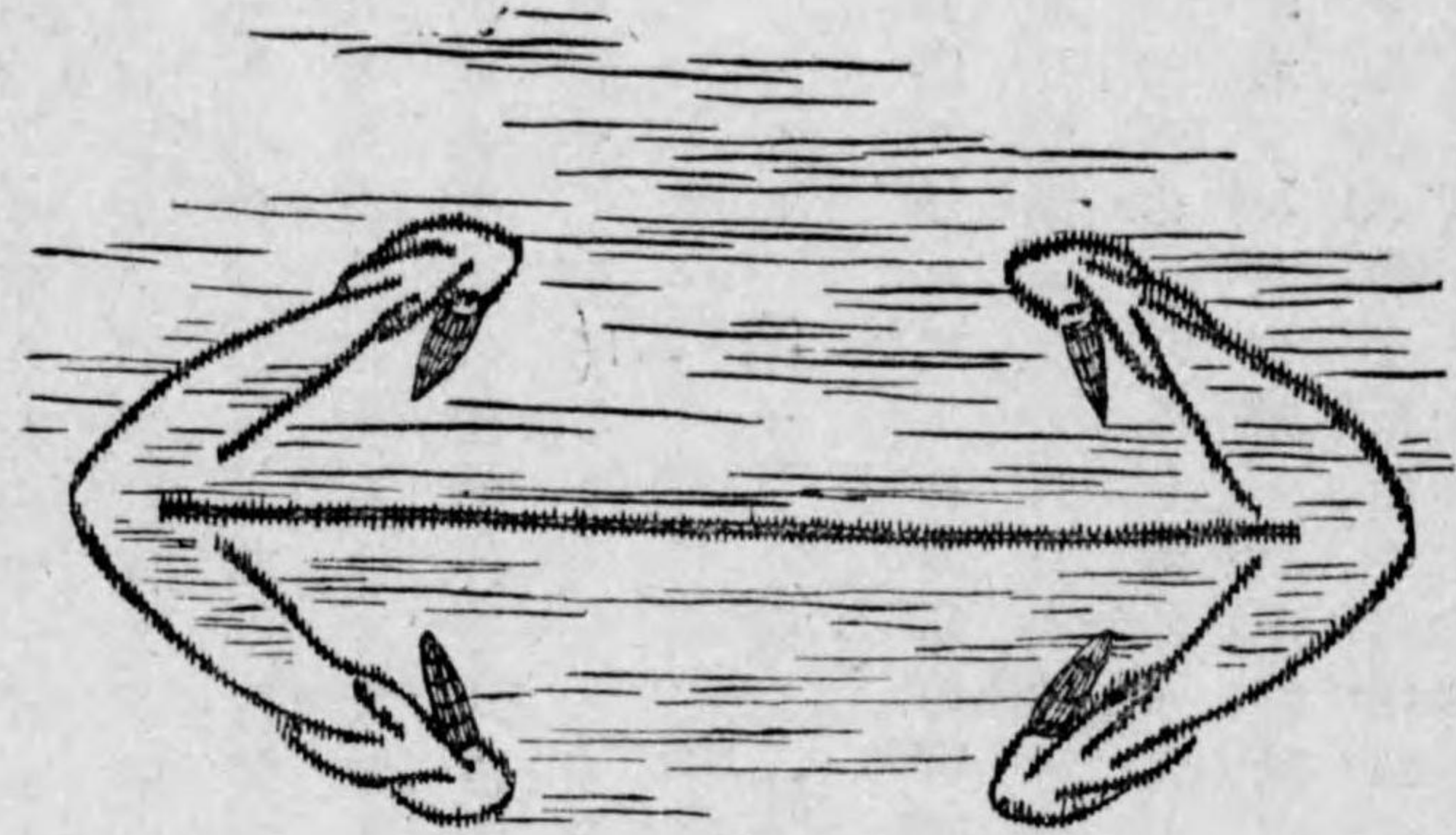
此漁法は古老の口碑に傳ふる所に據れば遠きは百年前より之ありと云ふ現に永祿四年三月佐々木定貞其臣目賀田守忠能登貞遠をして本所木濱郷魴漁業者に附與したる一書の存するあり其書に曰く木濱郷魴の事如指來永代知行不可相違由被仰出候也依て執達如件と此書の由來漠として詳ならずと雖も是より先き既に魴の存在せしや明なり

## 第二 簀 建

常陸國霞ヶ浦に於て行ふ所の簀建と稱ふる漁事は方言「西洋グレ」とも云ふ其趣向は前者琵琶湖の蘆と同じく構造少しく粗なるものなり獲る所の魚は鯉、鮒等を首とし其他魚の何たるを問はず大小を論せず悉く此に陥らしむべきものにして四時不斷漁すべしと雖も就中春秋二季を以て漁獲最も多しとす其構造は篠竹を以て簀を編み水勢を横斷して中部は一直線に建て左右に二個の陷窠を設け其窮極の局部に笥を装置し魚の湖中を游泳上下するもの皆其中部の簀垣の爲め通路を



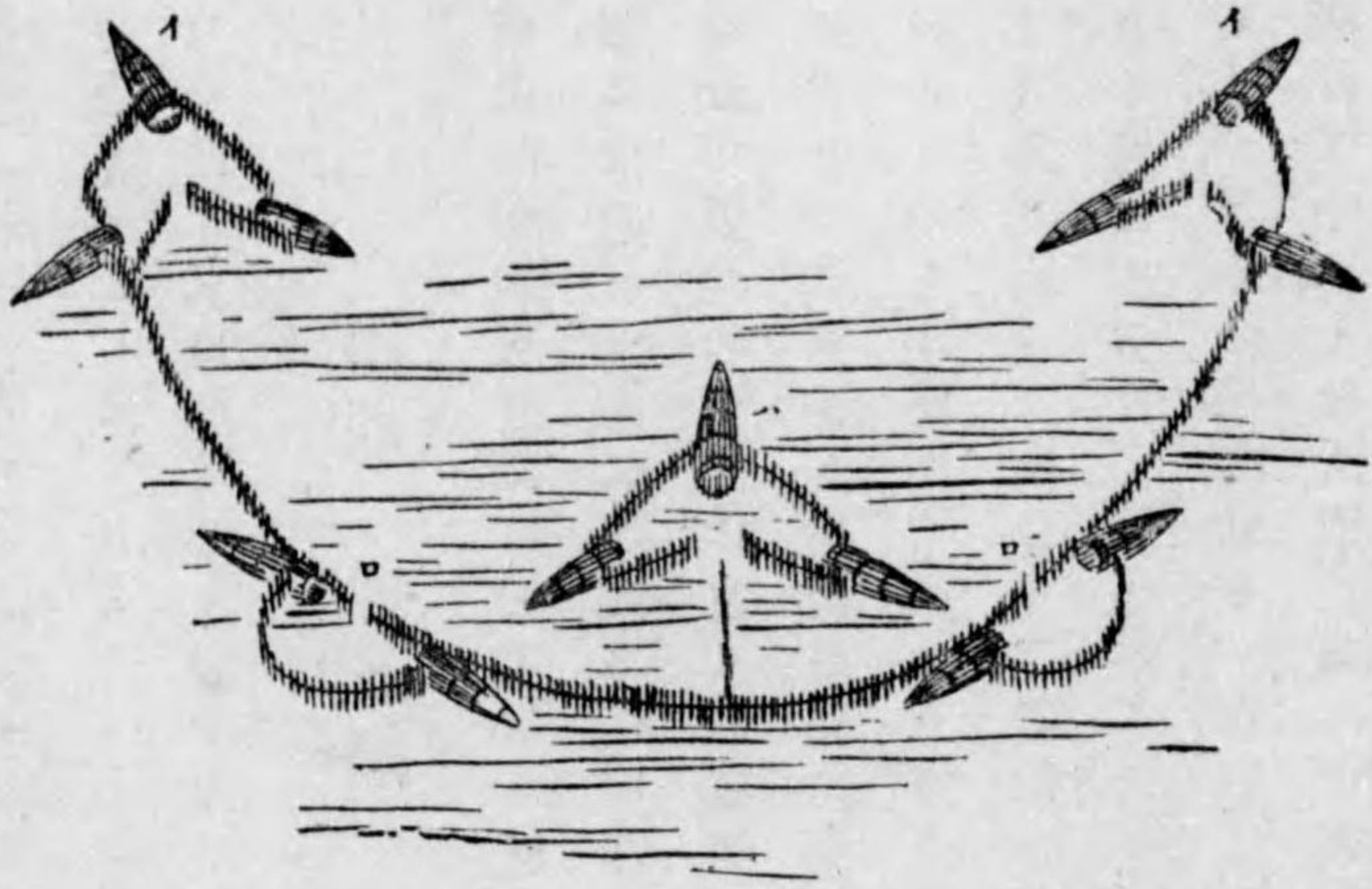
建 簀 圖 十 二 百 第



特殊漁業 簀採類 簀建

遮断せらるゝが爲め更に路を求めんとし  
て簀垣に沿ひ游行して知らず識らず窸に  
入り竟に笥中に陥るを待ち之を捕獲する  
ものなり此の構造の規模は江湖の廣狹淺  
深等に依り大小一ならず從來下總地方の  
各湖沼には之を爲すもの多く大抵其湖沼  
面を横断し纒かに舟路を開くのみなりし  
か其魚族の蕃殖に害あるを慮り千葉縣廳  
は更に湖沼川漁業取締規則を設け明治二  
十二年五月より霞ヶ浦を除くの外其他の  
沼川に於ては總て此の漁業を禁止し且霞  
ヶ浦と雖も延長百間以内水際を距ること  
五十間以上たるべきことに制限せり蓋し  
霞ヶ浦に限り之を許すは其水面廣濶にし

卷 簀 圖 一 十 二 百 第



日本水産採誌

第三 簀 卷

て此の漁を爲すも敢て蕃殖に害なきも  
のと認めたるに由ると云ふ

簀卷も亦霞ヶ浦に於て行ふ所にして方  
言「下リグレ」とも云ふ其趣向前者簀建に  
同じと雖も専ら魚の上流より下り来る  
ものを漁するは目的とするが故に中部  
の簀垣をば上流に向ふ彎曲せしむ是れ  
「下リグル」の稱ある所以なり而して其陷  
窸は第百二十一圖に示す如く五ヶ所を  
備へ各此に笥を設く其陷窸は局部に従  
て名を異にす則ち兩端なる「イ」を「トモ  
エ」と云ひ次なる「ロ」を「オトシ」と曰ひ中



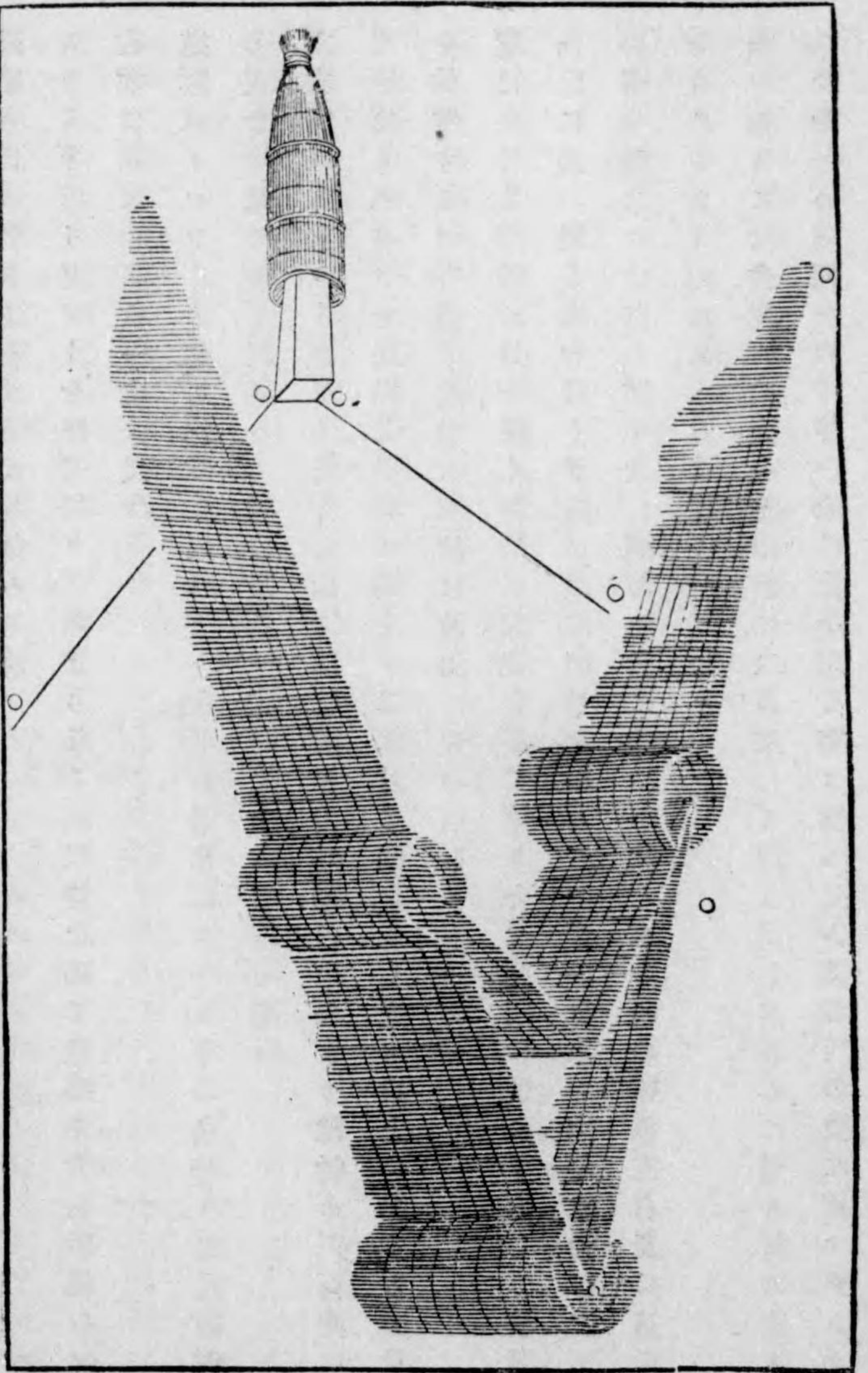
央なる(ハ)の部を「アゲ」と云ふ此の装置は從來なるものは延長三百間にも及ぶものあり且各湖沼に多く用ゐたりしか魚族蕃殖上の害を慮り千葉縣廳は前者簀建と同一に禁止又は制限せり漁季漁法等は凡て簀建に異ならず

#### 第四 沖波瀨<sup>ハ</sup>

筑後國山門郡柳川方面に於て行ふ所の漁法なり其季節は春分の頃に始め立冬の頃に終る此の「ハセ」とは該地方にて竹にて物を編みたるもの、方稱なり之を建るには春分の頃潮の干瀉に當り洲脇深さ四尋以内の處を撰み先づ圖中に記す所の方言「イツラー」の部より建始め蘆に及び夫よりシトミ下を建て逆蘆に至り左右の翼に及ぶものとす圖中イロハ三方の位置各三百間左右又三百間イツラーは十七八尋とす凡て泥深き所は一、二尋餘も泥中に突入るが故に六七間位の眞竹を用ゐる間隙ある處は小竹にて之を塞く

蘆は右イツラーの建て始め一尋外より圓形に建て左イツラーの一尋外に建て附く小繩にて十六七段も横に編み中央のみ編まずして綴り置き魚を捕ふる處とす

圖十一 沖波瀨





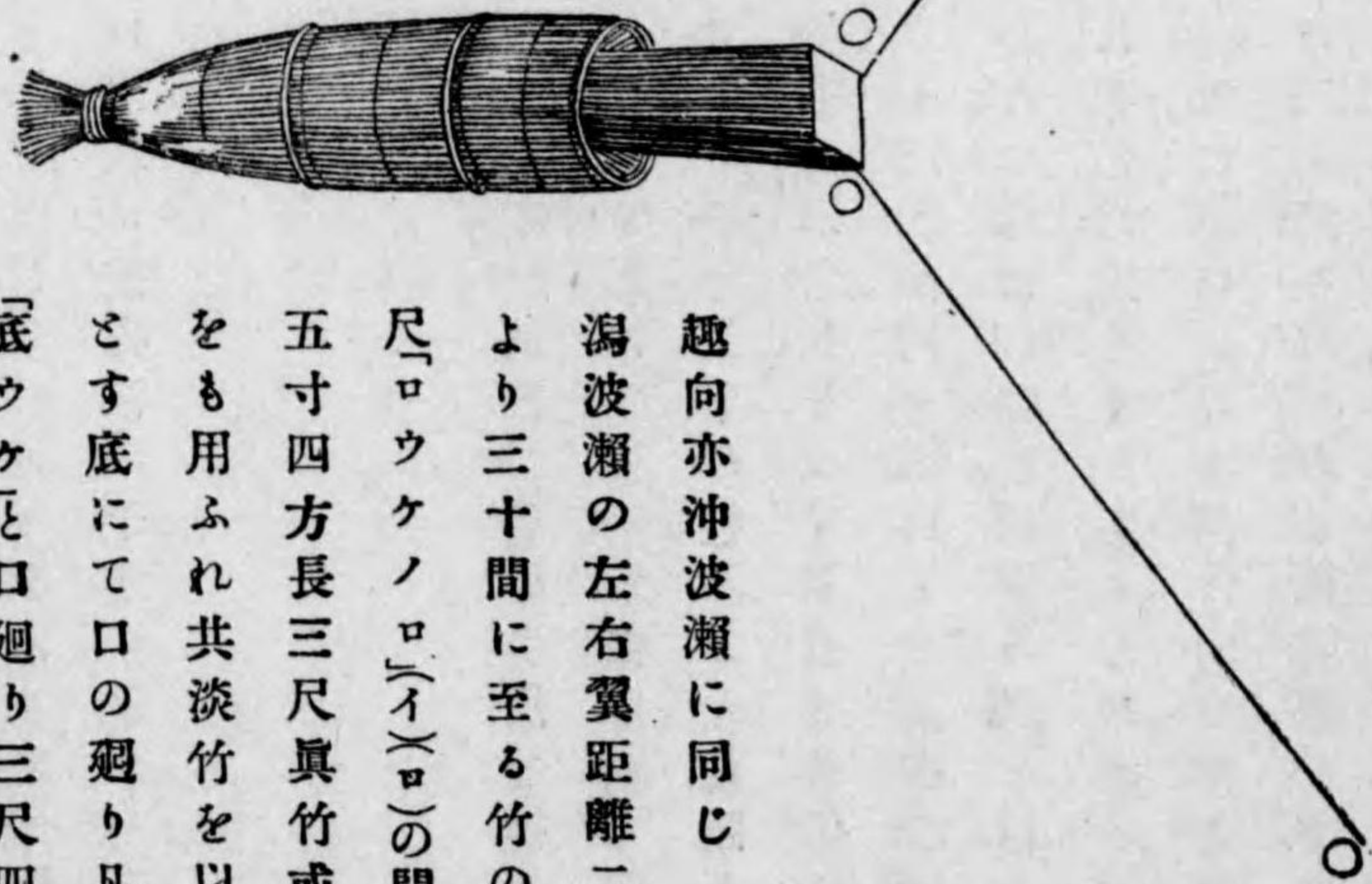
簾廻り四尋竹長さ一丈五尺建込み三尋  
 シトミ下はイツヲーを建て終りの所より凡そ一尺位を隔て建つ十六七段編む左  
 右共に同じ竹高さ一丈一尺  
 逆簾はイツヲーの建て終り二尺外より建始め圓形にヲトミ下の建終り二尺距離  
 の處まで建て附く其廻り二尋竹高さ一丈一尺十六七段も編む  
 左右翼は方言コーテ又手先とも云ふ逆簾圓形の外部の中央より建始め三百間に  
 て建終る竹高さ一尺但し手先は編ます二三寸と間を置く尤も以上に記する間敷  
 を伸縮するは各自の適宜とす故に波瀬に大中小あり  
 簾は凡て皮瀬外に口を設く其口は大繩を以て綴り合せ開閉に便にす而して波瀬  
 内簾に魚の陥る處を設く其處は左右の竹を綴り置かざるを以て潮の流動に依て  
 排開平穩なれば自ら鎖す故に潮の流動に随ひ游泳し來る所の雜魚左右翼に遮斷  
 せられシトミ内に入り竟に簾に陥るなり  
 魚を捕るには晝夜一二回一艘の船に二人乗にて漕ぎ出し波瀬外に廻り簾の綴り  
 合せを弛め搦網を以て抄ひ或は簾を以て突き捕るなり獲る所の魚は鱸マナカタ、

鞋底鱈大刀魚  
 黒鯛等其他の  
 雜魚なり

第五 瀉瀬波

瀉波瀬も亦同地方に行ふもの  
 にして海濱深き一二尋位の處  
 に地方に向て建つ建方沖波瀬  
 に異ならずと雖も材は葎或は  
 小竹を用ゐる左右翼の中央に魚  
 溜を設く之を「ロウケ」と云ふ魚  
 の潮の動搖に随ひ游泳するの  
 際左右の翼に遮斷せられ沖へ  
 出んとして竟に漁溜に陥り其

瀉 波 瀉 圖 三 十 二 百 第



趣向亦沖波瀬に同じ  
 瀉波瀬の左右翼距離二十五間  
 より三十間に至る竹の高さ二  
 尺「ロウケノロ」(イロ)の間二尺四  
 五寸四方長三尺眞竹或は淡竹  
 をも用ふれ共淡竹を以て宜し  
 とす底にて口の廻り凡そ二尺  
 「底ウケ」と口廻り三尺四五寸長

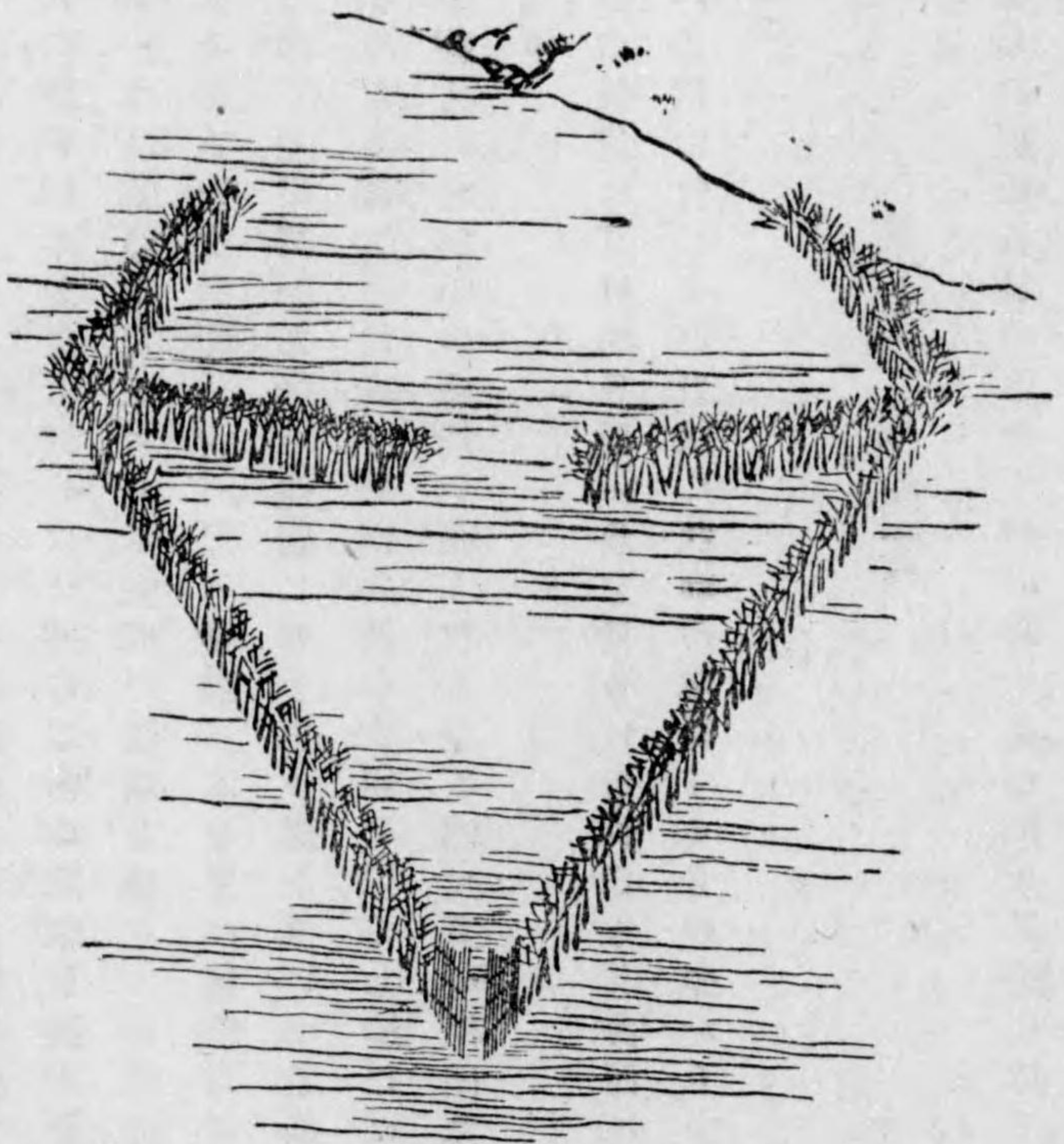


さ凡そ四寸真竹を小繩にて編み竹の籬を築む其口には返りを設く底は繩にて括り置き之を解きて魚を捕る處とす春夏は晝秋は晝夜潮の干方に當り一二回往きて之を捕る獲る所は蝦虎白蝦等なり

### 第六 八重簗

八重簗は安藝國廣島市附近の沿岸に於て多く之を装置し各種の魚を捕る所のものなり其法滿潮には水を湛ふるも干潮には底を露はす程の斥鹵にして海藻叢生の處をトし先つ淡竹の周圍三寸乃至五寸のものを最下の枝際より截斷し其上部を枝付の儘高さ一丈二三尺に密接に列植して三角狀を成す其長さ各五十間にして前後二門を設く前門を手先と云ひ濶さ十三間後門を床口と云ふ濶さ纔に一尺五寸とす斯く装置し而して退潮に際し小舟を床口に維き適宜の網を以て床口を塞ぎ以て魚の罹るを待つ魚は初め進潮に乗じ岸近く來り遊ぶもの潮の退かんとするに従ひ去らんとて偶々前門に陥り流勢に誘はれて後門に出でんとて終に網に罹るなり漁者は魚の罹りたるを見れば乃ち網を舉げ更に他の網を下す此の如

第百二十四圖 八重簗



くするもの一潮の間數十回に及ぶ此の漁は春夏秋の三季は大抵連日之を爲せども小潮の時は漁獲甚だ少きを以て網を下さざる事あり其の最好期は毎月朔望の前後三四日間即ち大潮の候とす其魚を捕ふる所



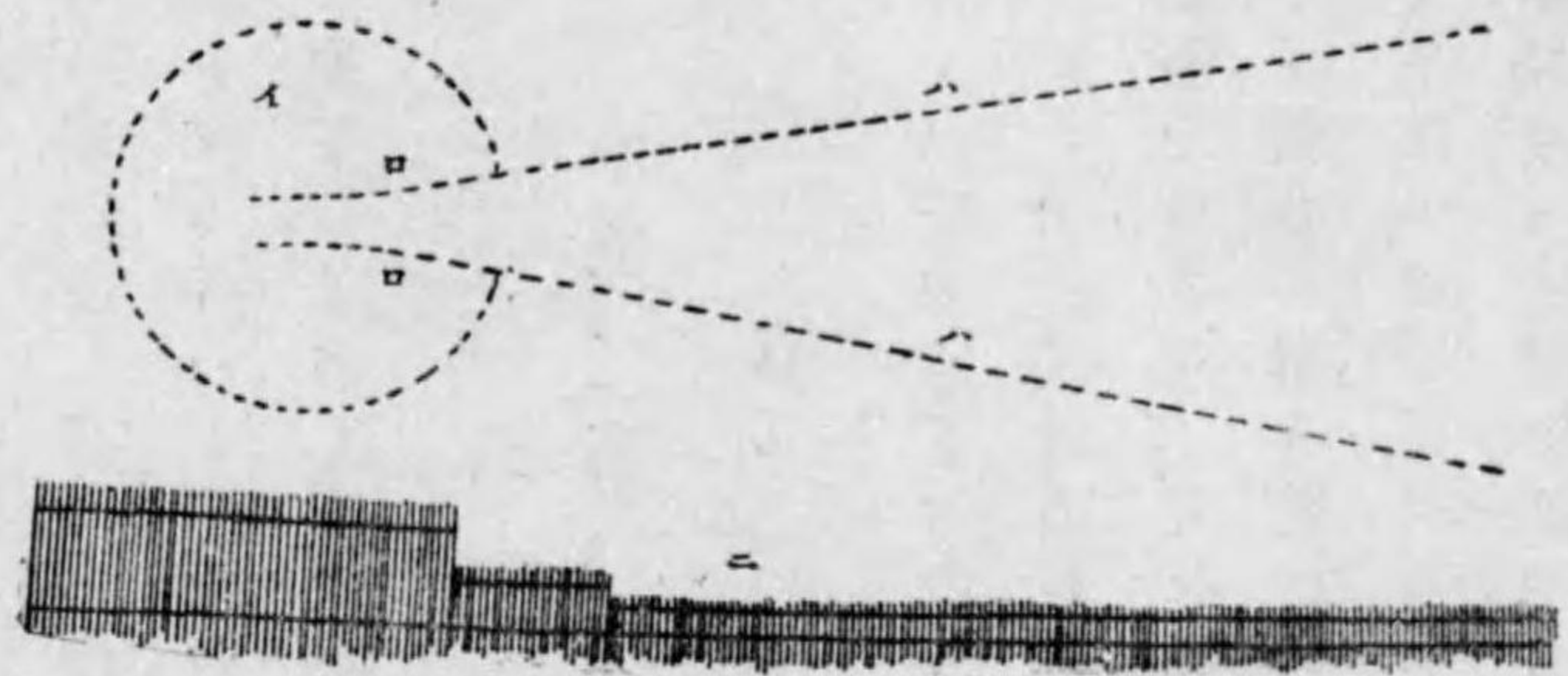
の網は魚の種類に依て同じからず即ち鰻には片目網を張りたる深さ四尺五寸周圍九尺の籠網四本を要し鱈には一寸に二節の麻網を張りたる深さ六尺周圍九尺の籠網一本と高さ七尺五寸長さ五間の張網を要し「ハマチ」には一寸一節の麻網を張りたる深さ一丈周圍一丈三尺の籠網一本を用ひ鱈には一寸三節の麻網を張りたる深さ七尺周圍九尺の籠網二本を用ひ雜小魚には手網と稱し一寸五節の麻網を張りたる深さ三尺五寸周圍九尺の籠網を以てし鱈には高さ七尺五寸長さ五間の張網と一寸四節の麻網を張りたる深さ四尺五寸周圍九尺の籠網を以てするの類なり

八重笥の装置は其目的各種の魚を捕るにあれども其海面は養蛎場に連接するが故に八重笥の竹にも亦自然に牡蛎の附着するもの少からず爲めに利する所ありと云ふ

### 第七 八重笥

伊豫國新居郡西條邊の沿海干潮の時水甚だ淺き場所に於て装置する八重笥と稱

第八重笥 圖四十二百第



日本水産採探誌

するは其趣向は前者八重笥に同じきも構造は全く異なり之を装置するには長さ五尺許の劈竹を藁繩にて三段に編み笥となす其幅八尋之を圖中の(イ)の如く圓形に建て廻はし其兩端を(ロ)の如く中部に曲げ込み此に入口を開く其口の廣さ二尺許とす其曲げ込たる角より高さ二尺一寸の笥二尋を(ハ)の如く斜めに兩翼を出し之に次ぐに(ニ)の笥高さ一尺七寸の物を以てす此の長さは一定せずと雖も大低五六十尋とす斯く装置すれば魚は満潮に乗じ汀に寄り來り(ロ)の口より(イ)の圓形中に入る因て入口に網を張り干潮に際するも魚をして出づること能はざらしめ以て捕獲に従事し又或は(イ)の圓形の下側稍や角に近き處に方一尺許の口を穿ち此



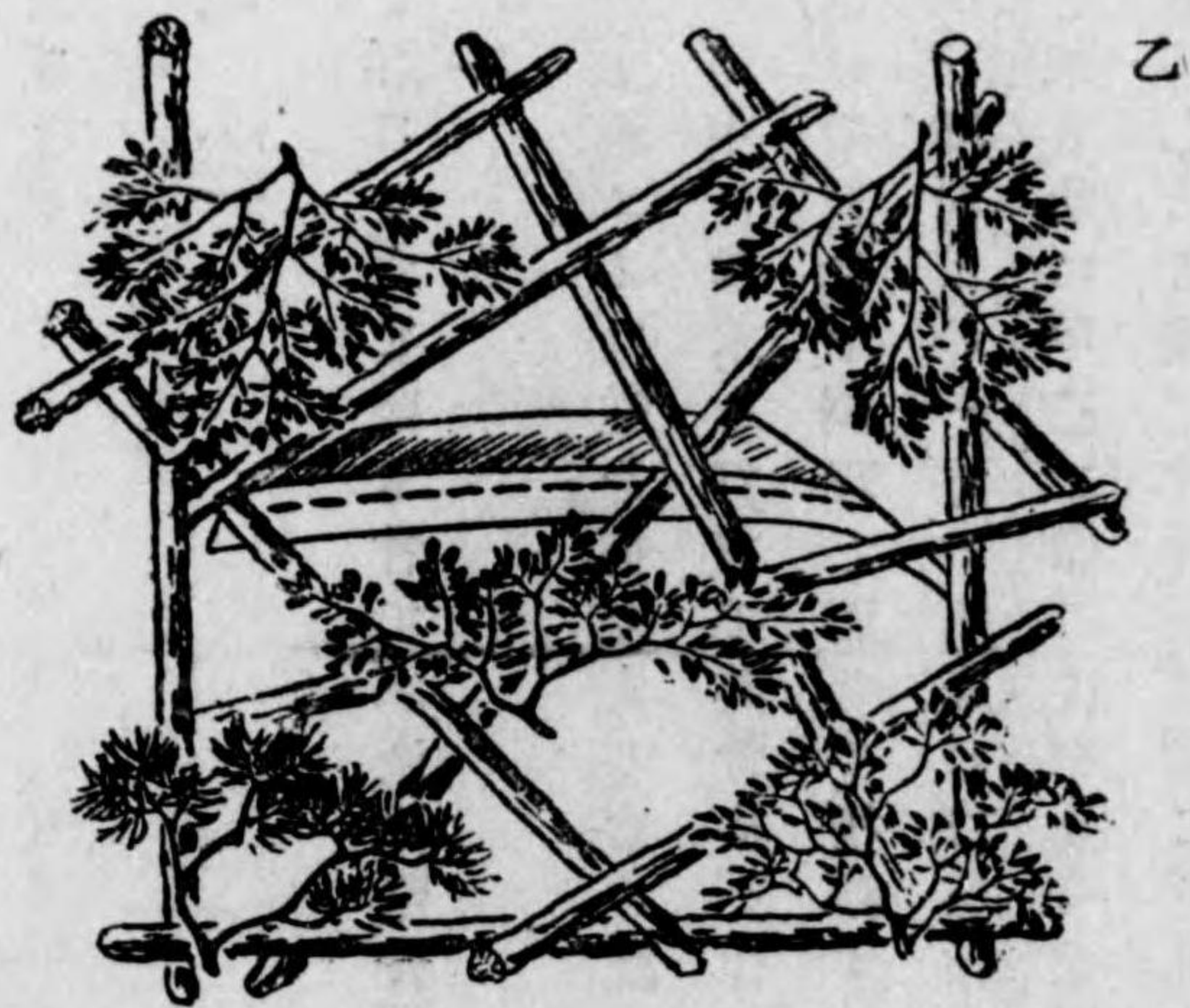
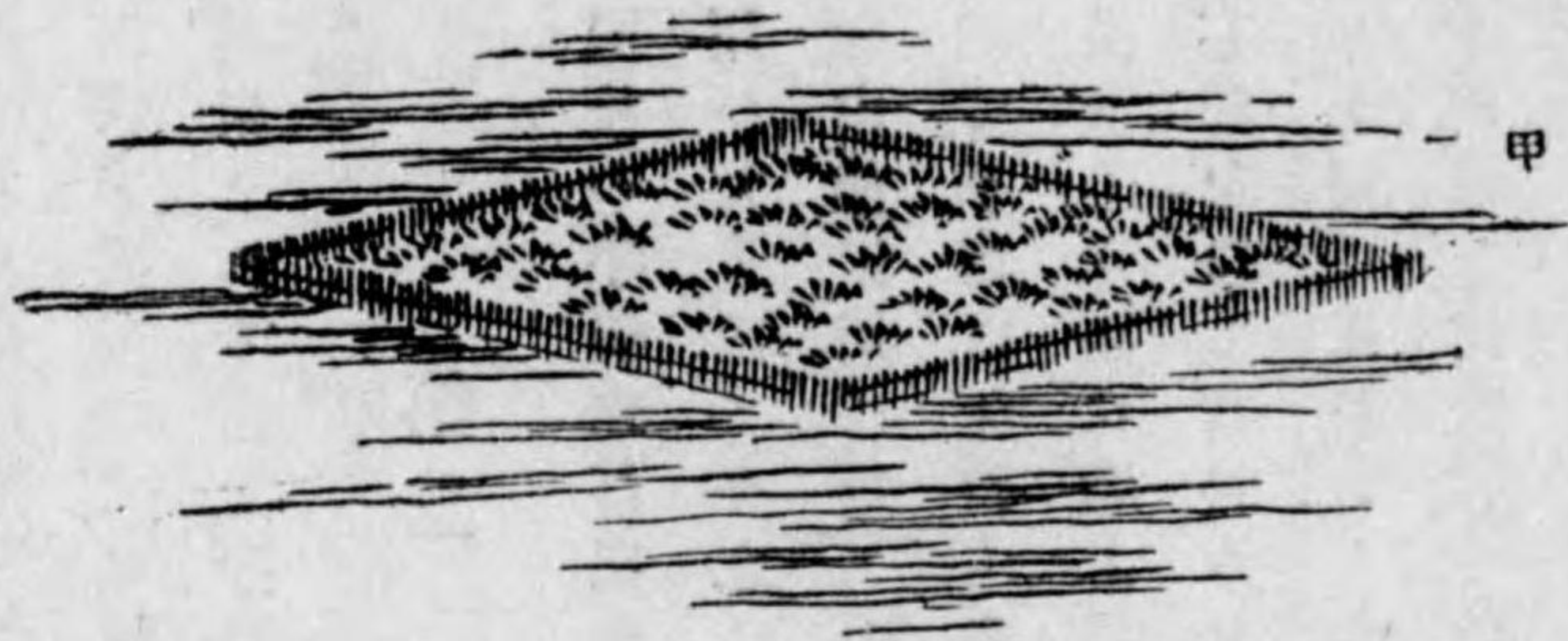
に劈竹にて作りたる徑二尺長さ五尺許なる平圓形の筥を装することあり其筥は圓形の外部に装し筥口を内部に向け筥尾は繩にて括り置き時々繩を解きて入りたる魚を捕るものとす此の漁は魚の何たるを論せず捕獲するものなれども殊に黒鯛を獲ること多く春秋を以て其好季節とす故に春季に於ては此の漁を「チヌス」と云ふ

### 第二節 罾類

#### 第一 キリコミ

「キリコミ」は各地爲す所の装置なれども就中常陸の霞ヶ浦に多し該地にては之を「キリコミ」と云ひ又魚朶卷とも云ふ之を装造するには先づ湖中魚の聚まるべき恰好の場所を撰み深く泥を浚へ其中に松其他の雜木を第百二十六圖に示す如く組み立て、數層に積み重ね其上に朶魚の束ねたるを投じ置き冬季に向へば椎櫓等の枝を葉附の儘にて尙其上に覆ひ密葉の爲め水底を暗黒ならしめ以て魚類の其内に潜蟄するに便し而して周圍には竹箒を建て繞らし魚の逸するを妨ぐ竹箒の

ミコリキ 圖六十二百第



周回は凡そ八間許高さは水の淺深に従ふものなりと雖も凡そ五尺位を通常とす又近年の發明にて小舟の破朽して用を爲さざるものを倒にし雜木の下に伏せ置く者あり是れ魚の聚まること一層多きを致すか故なりと云ふ斯



く装置して其儘に措き寒中に入れば鯉、鮒、蝦等を首とし其他各種の魚類其中に聚りて潜伏す因て時宜を圖り簀圍の中なる蘆朶雜木樹枝等のものを取除き罾網を以て其聚まれる魚を抄ひ捕るなり

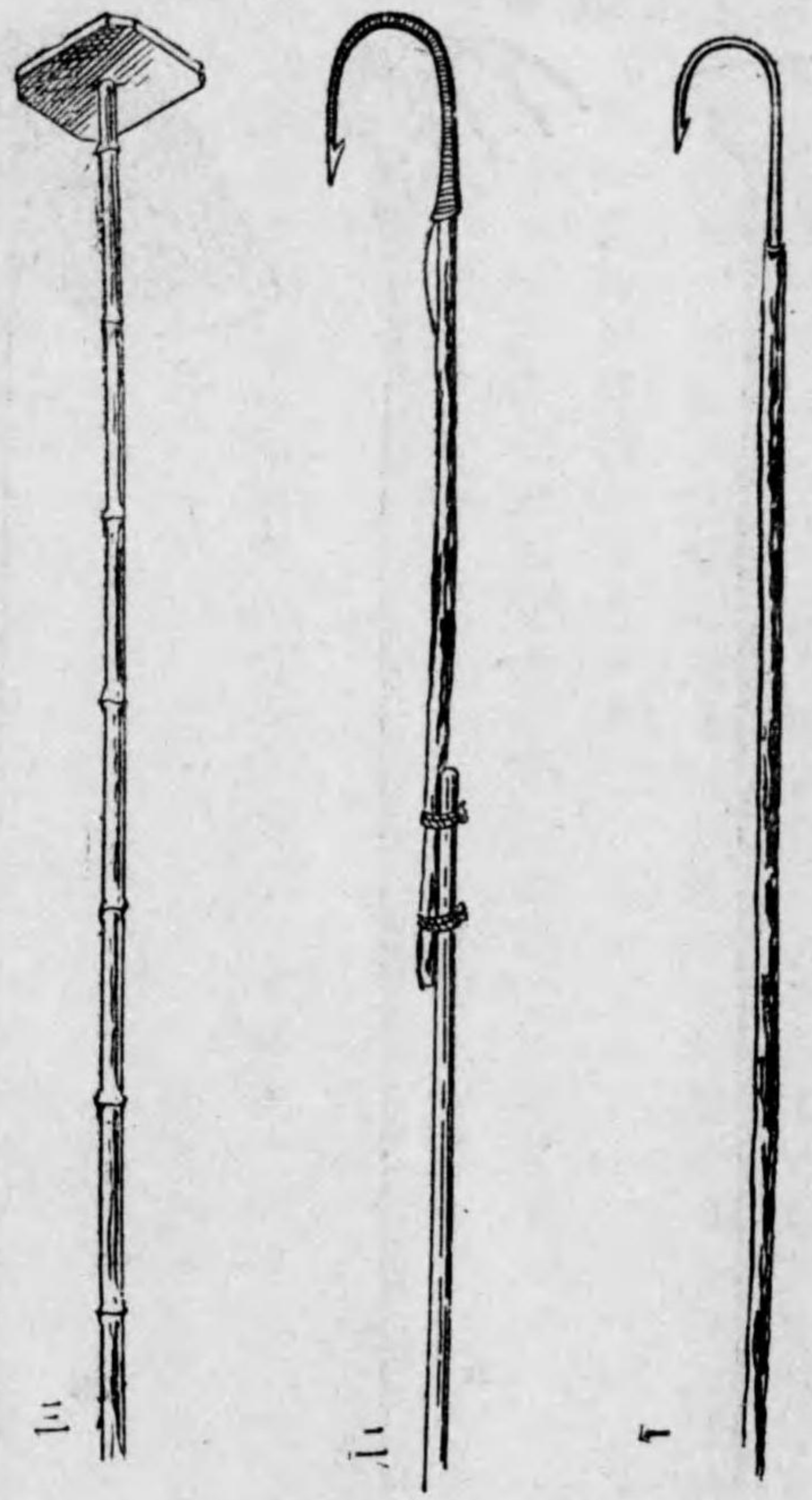
### 第二 固笈

固笈の字義未だ出典を詳にせずと雖も曾て水産博覽會の出品に此の字面を用ひたり因て今之に従ふ

越後國山熊田川に於て固笈と稱ふるは鮭を捕獲する爲め設くるものにして其法鮭の溯る季節に先たち豫め河中に雜木を打立て其骨格を作り上流一方のみを堅固に装置し水路に順ふて流れの緩急を調理し而して捕獲すべき季節に至り柳枝或は茅類を以て其四方を覆ひ唯向ふの一方の水底に口を存し魚の出入を自在ならしめ上面に床狀のものを架し此に甲乙二個の口を具へて捕魚に便にし時々其口より内部を掃除して清潔にし然る後葉付竹を其邊に覆ふ是れ魚をして蔭影を慕はしむるに在り又上流の水底に枝朶を入れ固笈中流勢の緩急を斟酌す此の葉

圖七十二百第

一具屬笈固



- 一 コトカギ
- 二 引 鉤
- 三 イブイ

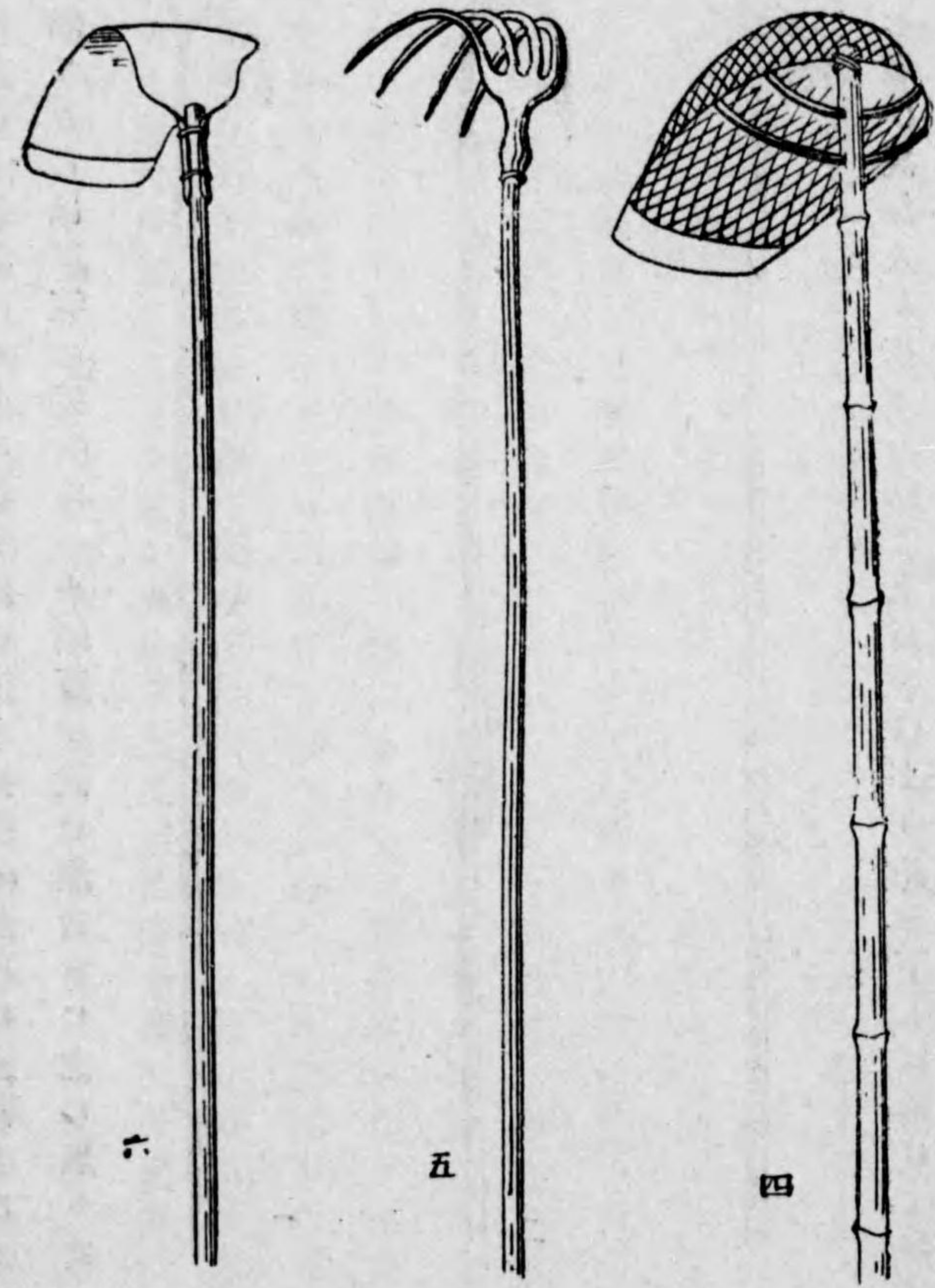
付竹と枝朶を装設するの巧拙如何に依り捕獲の多寡に影響すること大なりとす魚を漁するには固笈の近邊に一小蝸廬を設け漁者常に之に居り時々巡廻して固

笈中を窺ひ雄魚入り来るあれば上面の口より鉤を下し打懸けて捕獲するなり故に魚を獲るに於て曾て身を勞するとなし時として雌魚共に入れば雄魚のみを捕



圖八十二百第

固笈屬二具



四 サソカキ  
五 熊手  
六 カウサベ

り雌魚に及ばず是れ雌魚を此に存すれば以て雄魚を誘致するを以てなり故に雌魚は意に任せて或は産所に至り或は固笈中に來り漁人あるを知らざるものゝ如く他魚も亦怡々として來り共に游泳す且魚の蔭翳を慕ひ其中に入るや人蔭なきを以て泰然眠るが如く魚體に鉤を接し靜かに左右するも決して驚散せず是を以て獲る所の數甚だ夥多なりと云ふ

此の漁を爲すに各種の屬具を要す因て之を左に列叙す

一 固笈鉤

四 ザリカキ

二 引鉤

五 熊手

以上二品共に魚を懸け捕るに用ふ

固笈中の砂を除くに用ふ

ふ

六 カツサベ

三 イブリ

土砂を掘るに用ふ

固笈中を掃除するに用ふ

以上第百二十七圖參照

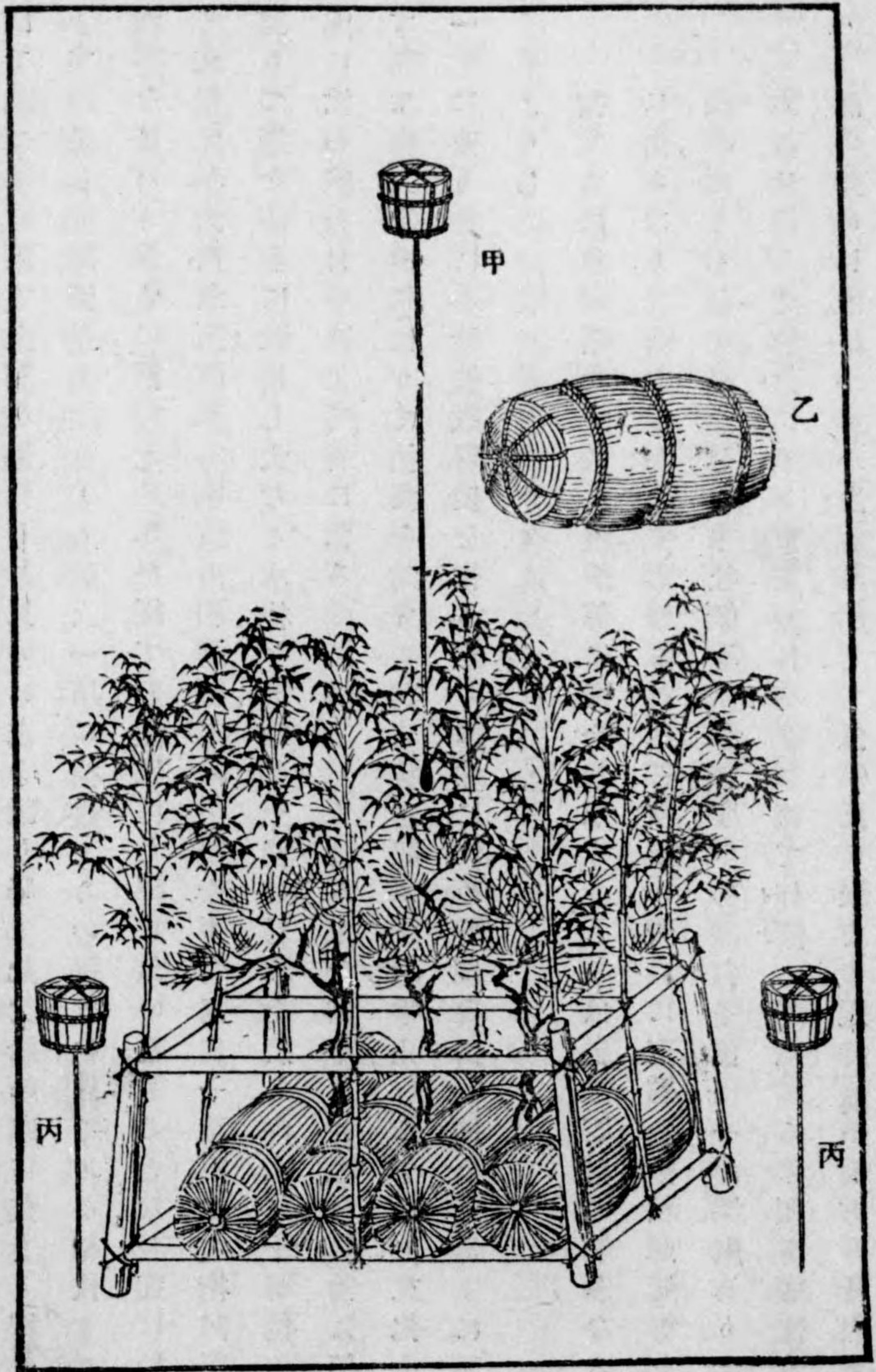
以上第百二十八圖參照



### 第三 築磯

淡路國津名郡地方に於ては胡椒鯛を漁するに先たち築磯と稱ふる杵を海中に下し置き以て魚を集む其杵の材は末口三寸の松を用ひ高さ二尺五寸横六尺幅三尺に作り杵底に重量二十貫目許の土俵四個を收む而して杵邊に長さ一丈餘の葉付竹の本を括り付け以て網の杵に掛かるを防ぐ又土俵に繁茂せる松枝長さ五尺位のもの三本を植立す此杵を築磯と名け網一張にして五ヶ所乃至七ヶ所の海底に沈下す之を沈下するは夏土用より八月下旬迄の間天氣清明風波平穩の日を撰み漁船二艘各三人乗にて沖合漁場に至り之を沈む其場所は該郡字吉山を一の目標となし而して同郡江崎の岬と攝州一の谷崎と突合する之を横山となし築磯二十七個を下し其後三十日を経て漁事を始む此築磯の考案の起因を尋ぬるに寛政六年六月明治二十五年ヲ距ルコト九十八年前津名郡萬歳村の漁人西田六次の父新藏と云ふものごち網を以て此沖に魚を捕りしに石舟の沈没して一の磯となる所あり圖らすも此沈船に網を曳き當て胡椒鯛數千尾を獲たり依て遠近の山を目標とし日々此所に

築磯 圖九十二百第





出で漁するに頗る大利を得たり村民終に之を識り舉て此沈船の處に集まり網を下すに果して漁獲あり然れども數人一所に捕魚するの難きを以て日々相代りて漁事を營めり然るに爾後七八年を経て船體腐朽し終に魚の聚ることなし此に於て文化元年大西新藏灘甚右衛濱田槌彌都志村濱田太平竹島與一濱田仁右衛門等謀りて網を圓形に改造し大なる木枠を構造し土俵に竹木を裝し海底二十尋位の處に沈め後百日を経て炎暑に至るの際網を以て圍み之を試みるに漁獲以前に倍す隨て漁夫等尙相代りて捕魚を爲すも其前後を競ふて喧争止むことなし文化十一年に至り終に小枠枝數百個を作り點々海中に沈め各個自由の捕魚を爲すに至る是よりして胡椒鯛磯引網の名稱起ると云ふ

按するに魚の暗礁或は沈没船等に聚合蕃殖するものは自然餌料の饒多なるに由るなり其例亦少からず志摩國英虞郡濱島の灣口に東國船掉柏鯨鱈等を積みたるもの沈没せし以來牡蠣沙喫蕃殖す伊勢國白子浦に一の深處あり大木の沈没して鯛之に聚る東京灣に砲臺を築て仔鱸イナの蕃殖するの類海底沈没品の爲めに或は小蟲小魚等蕃殖して魚類此に聚まる近時其一例あり長門下

の關近傍大里浦に沈没の汽船あり明治十六年九月五日本雷火を以て船體を破り船具鐵具の引揚を爲さんとし破裂藥を裝し之を投して爆發せしに豈圖らん數千の鱸一時に斃れて浮ひ出て漁民期せざるの收穫あり鱸の沈没船中に潜居したるものは即ち餌料の多き爲めなりと云へり此の如き類例あれば築磯の考案最も策の得たるものと云ふへし故に近年各地方往々之に倣ふものあり之に倣ふ固より可なり但前途の利害を考究せず妄りに木石を投するが如き事あらしめは縦令一時收利を見るも或は船舶航通の妨げとなり或は他漁の障礙となり或は灣口を填塞し公衆の妨害を與ふるが如きことあらんも知るべからざれば能く此等の點を考察し然る後着手せんことを望まざるを得ざるなり

#### 第四 株浸木

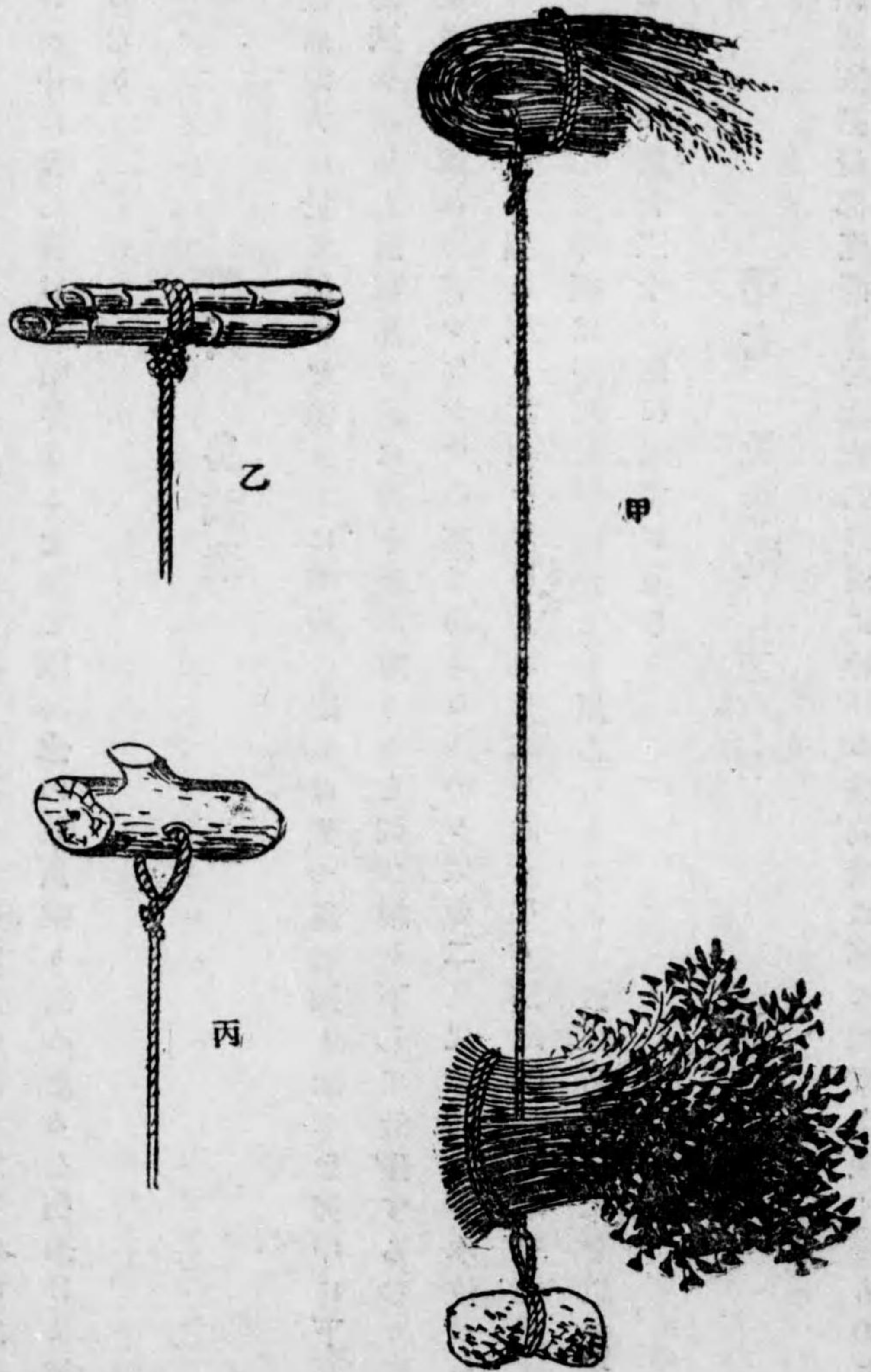
株浸木は山城國久世紀伊二郡に跨れる所の大池一名巨椋池に於て行はるゝ漁法にして往古より之あり天治元年兵衛佐橋貞次の一子某の時代より此業漸く盛な



鳥 賊 柴

圖一十三百第

日本水産捕採誌



甲 裝 置 の 圖 乙 丙 浮 標

二百二十九

特殊漁業 蘆葦類 罾類 株浸木 篠漬  
 るに至れりと云ひ傳ふ其法池中に場所を撰み周圍百間  
 餘の所に葉付の柳枝數千本を挿み樹の方言之を「ハへ」と  
 云ふ其中央に枝朶を入る之を浸木と稱す季節に至れば  
 其周圍を仕切綱にて取り巻き一時竹竿を以て魚を驚か  
 し中央の浸木中に潜匿せ  
 しめ竹簧にて取圍み然る  
 後浸木を引揚げ打綱を以  
 て捕獲するなり

第五 篠 漬

陸前國に於て之を爲す一  
 名笹浸しとも云ふ箭竹の  
 葉付又は枝葉の重き檜栗  
 の類を周圍三尺若くは四

圖一十三百第 篠 漬



二百二十八



尺位に束り藁の太き繩を以て結び竹若くは棹を水中適宜の所に立て之に結び付け水中に投し置けは暗黒なるを以て蝦其他の雜魚集り潜み居るを引揚げて捕ふるなり

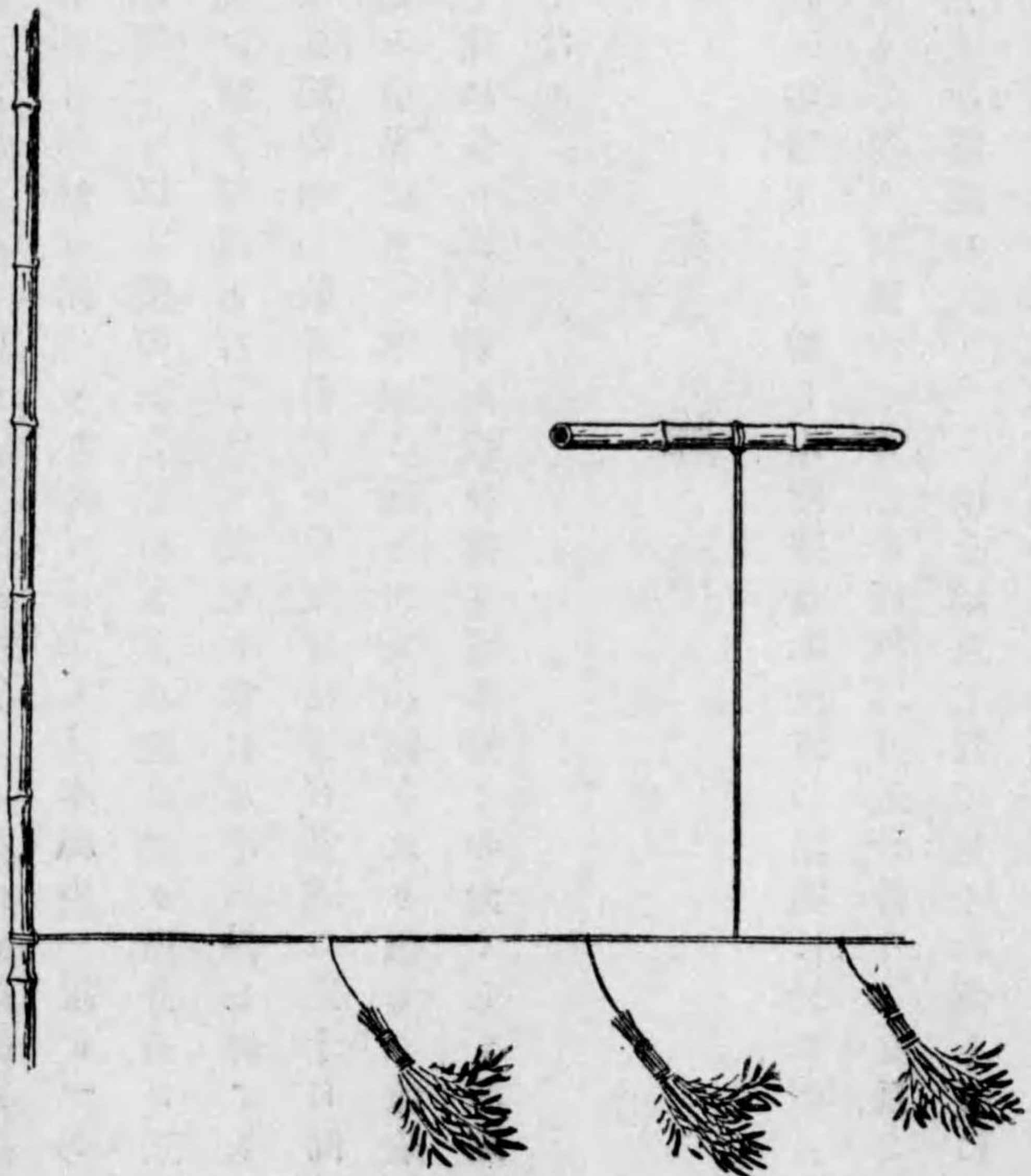
### 第六 烏賊柴

豊前地方に於て烏賊を漁するに季節に臨めは先づ烏賊柴と云ふを海中に下して烏賊を誘集し烏賊來り此に卵を産み附くるを伺ひ網を下して漁獲するなり烏賊柴は犬槻或は方言「シヤシヤの木」と稱ふるもの、柴を二三尺に切り十本位つゝ括り石を錘とし繩に繋ぎ浮標を附けて海に沈め置くなり猶烏賊網の項を参照すべし此に附くる浮標は麥稈を束ねたるを用ゐるものあり或は竹又は木を以てするあり共に第百三十一圖に示すが如し

### 第七 蘆葦漬

出雲國楯縫郡鹿園寺村地先宍道湖に於ける蘆葦漬は専ら川蝦を漁するものにし

圖二十三第 蘆葦漬



日本水産捕採誌

て漁場は陸を距ること僅に二十間許深さ二尋許の處にして漁業に季節なく年中之を爲す其装置は雜木の枝あるもの數本を結束し其周圍を「ウラジロ」の葉を以て包み小繩を以て括り之に長さ三尋許の繩を附け其端を本



繩に繫く本繩は藁にて製し長さは適宜とし是に魚朶數束を列ね繫くこと恰も延繩の幹繩に枝絲を附くるが如くす而して本繩の一端を一本の竹竿に括り其竿を水底に樹て、以て繩の流失を防ぎ又本繩に二ヶ所許長さ三尺位の丸竹に三尋許の小繩を繫き浮標となし以て魚朶を常に水中に浸し置くものとす

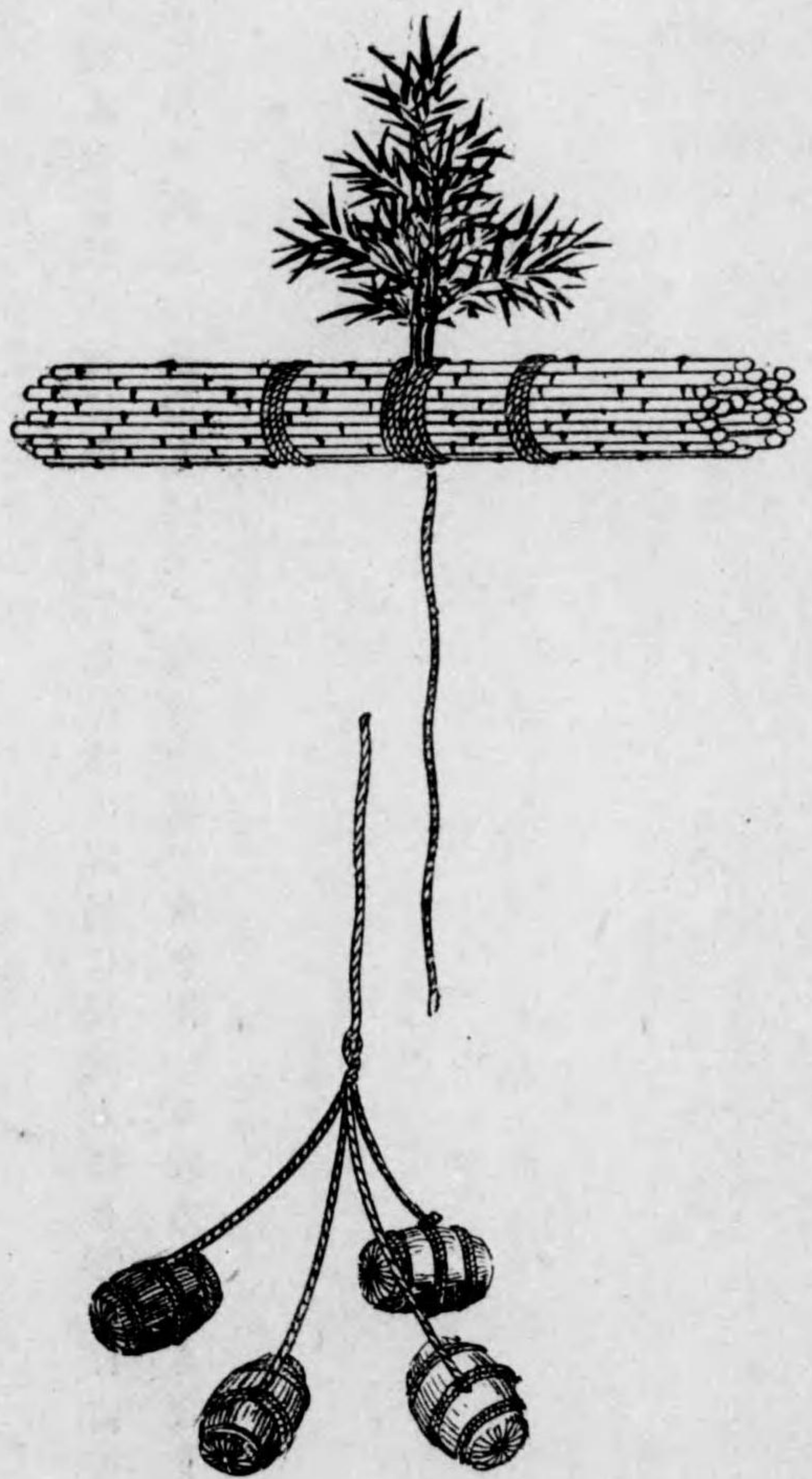
漁法は前記の如く装置したる後夏日は五日冬季は三十日間位毎に小舟に漁夫二人乗組み漁場に至り本繩に繫きたる小繩を取り徴しく魚朶を引揚げ其下へ摺網を下し此に集まれる鰕を抄ひ捕り順次斯くの如くして漁獲し魚朶は元の如く沈め置くなり

### 第八 罾 漬

罾漬は一名漬木とも稱し山陰道及北陸道の諸國に於て専ら罾を漁する爲めに装置するものなり其構造は青竹の直径二寸五分許なるを長さ一丈許に切り其數凡そ十五本を藁繩を以て三ヶ所を結束し筏の如くに爲し是に堅繩を海底に應して適宜の長さに附け(海深二百尋の處なれば堅繩二百五十尋又潮汐の急なるものは

圖二十三第

漬



三百尋を普通とす)其末に石包の重量三十貫匁許のもの數個(潮汐の遲速に依り四

個より七個位)を結び付け之を罾の漁季に先たち漁場に持行きて海底に沈定し又



其竹束の上に更に葉付竹の長九尺許なるもの一を豎に樹て以て目標となすなり  
然かするときは目を經るに隨ひ鱈は此に群集して恰も其巢窟の如し乃ち漁者は  
此鱈漬の近傍にて漁業を營むなり  
鱈漬に用ふる材料は竹に限らず其他の水の容易に浸透し難き浮力に富める木材  
を撰んで用ひ筏狀に構造し其上に枝付の桐の木を樹つる地方もあるなり

### 日本水産捕採誌 全卷終

大正元年十月十七日印刷  
大正四年十月二十日發行  
昭和四年六月十日三版發行  
昭和十年三月二十八日四版發行

定價金七圓



編纂者 農商務省水産局  
發行者 株式會社水産社  
印刷者 山内偉皖  
印刷所 東京市小石川區白山御殿町八番地  
東京市小石川區白山御殿町八番地

發行所

825

株式會社

水産社

東京市麹町區丸ノ内三丁目八番地



水産界不朽の名著

農商務省水産局編纂(水産捕採誌姉妹編)

日本水産製品誌

菊判八百頁  
函入總クローズ  
定價金五圓  
送料三十三錢

本書は、その姉妹書日本水産捕採誌と共に、本邦最古唯一の水産全書にして、明治十九年農商務省の編纂にかゝり、故男爵田中芳男氏監督の下に、元農商務省技手山本由方氏外諸氏が、全国津々浦々足跡到らざるなき實地踏査をなし、巨萬の國幣と十ヶ年の歳月を費して、苦心慘澹絶大なる努力を傾け、明治二十八年漸く完成せし不朽の名著である。

爾來久しく農商務省の篋底深く秘藏せられしを、本社の前身水産書院、乞ひて之が前半を上梓せしに斯界の絶讃を博せし處、憾むべし、彼の關東大震災に逢著し、中途にして絶版の已むなきに至つたのである。

然し乍ら斯かる稀世の文獻を空しく死蔵するに忍びず、茲に本社は多大の犠牲を拂つて新にその全卷を印刷し遍く業界に送ることになつた。

本書の眞價に至つては、今更屢言を要せぬ處、燦として輝く先人の偉業は、今尙群書を壓して斯界に君臨せる千古不磨の大金字塔にして、我が學界、水産業界の爲寔に無上の福音たるを失はぬ。

されば、日本水産捕採誌と併せ座右に備へられんこと、乞ふや切なり。

東京市麴町區丸ノ内三丁目八番地

發行所

株式會社 水産社

電話丸ノ内一八四二番  
振替東京一五八五〇番



# 現行水産法規全部輯録

最新刊

# 水産法規集

菊半表装體裁優美  
總頁數六二四頁  
定價一圓五十錢  
送料十五錢

水産人は一人残らず備へ!!

(水)産業の諸情勢は、日に月に駭々乎として進運して居りまして、此の動きを律するものは云ふ迄もなく、嚴たる國家の法規にありませぬ。即ち法律、勅令、省令、其の他府縣令一切の法規は、この刻々に動向する情勢に即して生れ出るは謂ふを俟ちませぬ。従つて昨日の法規は直ちに明日の法規たり得ぬ眩しい變遷を見せて居ります。凡そ水産に關係を有するものである以上、何を措いても新法規を理解し知悉せざるに於ては、命令に禁令に知らず、識らず幾多の違背を敢てし、思はざる不幸を招くことは想像に難くありません。

(本)水産法規集は、今日に至るの間、新法令、或は改正法令發布の度毎に版を更め、刊行已に十七版に及び、校正の嚴密、携帶至便、定價至廉の三拍子揃つた良書にして、絶讃遍ねきものがあります。

その輯むるところ、現行の漁業法、輸出水産物取締法を始め、法律、勅令、省令、府縣令等八十種の多きに上り大小水産法規の悉くが網羅されてあります。

思ふに水産關係の官廳、會社、漁業組合は勿論、技術家も事務家も、水産學校の先生も生徒にも、必須缺くべからざる聖典たるを信じて疑ひませぬ。然れば即刻本書を一本座右に備へられんことを切にお勧めする次第です。

東京市麴町區丸ノ内三丁目八番地

發行所

株式會社 水産社

電話九ノ内一八四二番  
振替東京一五八五〇番

## 第九版

# 漁撈論

前農林省水産講習所技師漁撈科主任  
日本定置漁業研究會理事長 川合角也先生著

菊版總クローヌ 紙數六百五十餘頁

定價金參圓參拾錢 送料廿七錢

を極め、生徒教養の教材として金國に渉りて蒐集せられたる材料に依り、編述せられたるものにて、本邦主要漁業は全部之を網羅し、記述詳細親切にして、解し易く漁具の構造及漁法に就いては、圖を以て一切に説明する處あり、當業者の外一設水産業者、漁業關係吏員には絶好の資料たり、起業者の參考水産、其他諸學校の教科書として最適の良書である。

本邦漁撈學の權威 川合角也先生著

## 第三版

# 漁網論

菊版總クローヌ 紙數二百六十六頁 插圖百貳拾餘

定價貳圓五十錢 送料十五錢

本書は漁撈論の著者 川合先生が、多年の蘊蓄を披歴して、漁網の材料に付き其性質、強弱、製造、保存等より實地研究と、理論上より之を説述し、漁網の構成に就ては、一々詳細なる圖に依つて説明し、部分の構造より大體に及び、又網の分知、大體の使用法に至る迄、最も懇切に記述せられたるものなれば、學校の教科書としては勿論、一般漁業家の好參考書である。

前小樽水産學校教諭 伊吹群作先生著

# 漁網集覽

四六版洋裝函入頗美本 本文二百六十二頁  
圖版四十七葉 定價(送料共)貳圓九拾五錢

漁業者の網仕立にすぐ役に立つやうな漁網に關する書籍を編纂したいといふて著述したのが此の「漁網集覽」である。本書の中には前後四十枚の詳細な網の圖が附いてゐる。勿論本文は平易通俗で、全部に假名がついてゐるから、どんな者にも讀める。殊に最近勃興した、工船力ニ刺網機船、底曳網などのことに至つては、この書以外に全く參考書がないといふても差支ない。又北海道式改良落網の仕方を知らたいと思ふ方も讀んでご覧なさい。親切に詳しく誰にでも分るやう圖面つきで説明してあります。

東京市丸の内  
通仲六號館

水産出版社

電話丸の内(23)内一八四二番  
振替東京一五八五〇番



大 阪 中 央 卸 賣 市 場

大 阪 魚 株 式 會 社

會社專用 福島 (10) 一七五一番  
 代表電話 福島 自一七七七九六番  
 長距離電話 福島 自一七七七九六番  
 受電略號 オウサカ・カイサンフツ

大 阪 海 産 物 株 式 會 社

代表電話 福島  
 自 七七七七七  
 至 七七七七六  
 一〇一  
 九六番番番番  
 受電略號 オウサカ・カイサンフツ

神 戸 市 中 央 卸 賣 市 場

神 戸 生 魚 株 式 會 社

代表電話 兵庫 (6) 三六八〇番  
 受信略號 カウベ・ナマウオ

横 濱 生 魚 鹽 干 株 式 會 社

横濱市中央卸賣市場  
 電話本局 九九五九八番



# 關西發動機會

農林省認定工場

(順ハロイ)

株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
日本發	大正	久保田	松原	神戶	神戶	山陽	きしろ	木下	三菱重工業株式會社
鐵工所	造船鐵工所	鐵工所發動機部	鐵工所	製鋼所	發動機製造所	鐵工所	發動機株式會社	鐵工所	神戶造船所
神戶市林田區一番町三丁目	神戶市湊西區東出町三丁目	大阪府浪速區船出町	大阪府浪速區櫻川町	神戶市葦合區脇濱町	神戶市湊西區須佐野通八丁目	神戶市林田區四番町六丁目	石工所	石工所	神戶市湊西區和田崎町三丁目

東京市麴町區丸の内・丸ビル七階

## 陸上蟹罐詰業水産組合

電話丸ノ内二九〇七番

組長 藤野辰次郎  
副組長 渡邊藤作

東京市麴町區丸の内・丸ビル七階

## 蟹罐詰協和會共同販賣所

電話丸ノ内二九〇七番

代表 渡邊藤作  
常任委員 加隈良介  
常任委員 奥村又雄

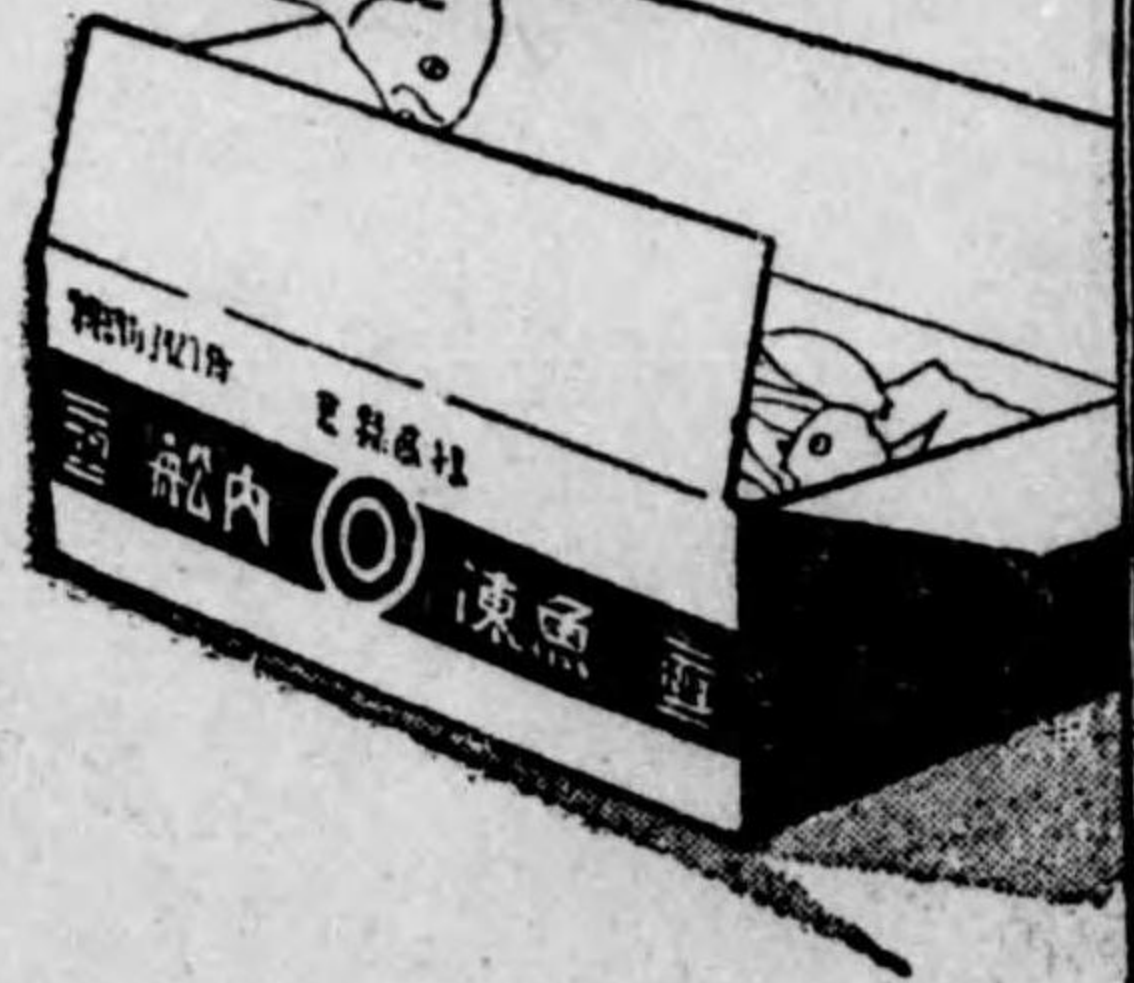


國はニッポン  
凍魚はヒノマル

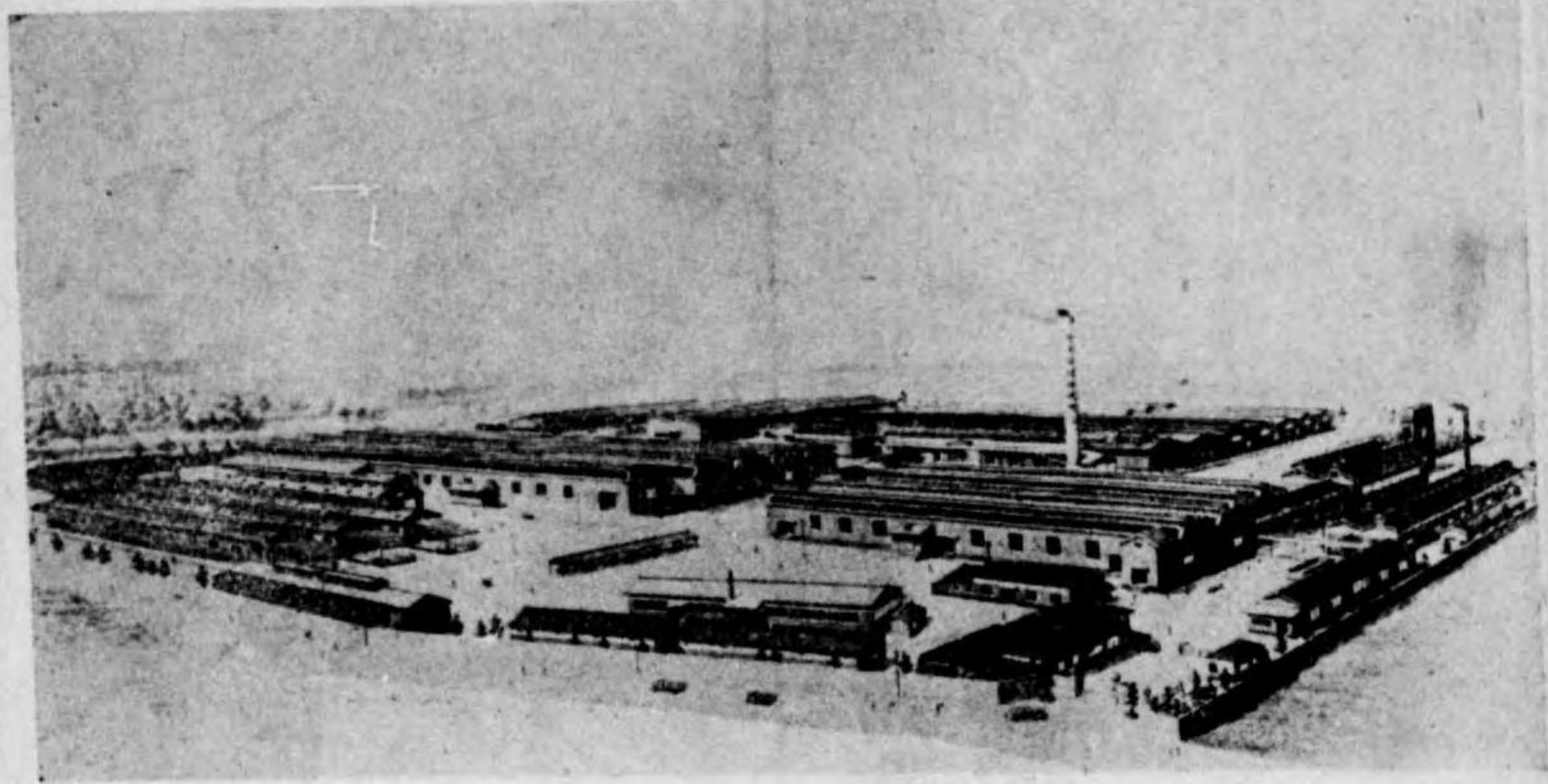


共同漁業株式會社船内凍結  
日本食料工業會社急速凍結

ヒノマル凍魚



發賣元 日本水産株式會社  
資本金貳百萬圓・販賣所出張所四十餘ヶ所  
本社・東京・丸ビル八階



本 社 工 場 全 景

營 業 品 目

鋼索・鋼線製造販賣  
土木・建築・鑛山・索道  
エレベーター・船舶用  
漁業用

海軍省指定工場  
陸軍省指定工場  
內務省指定工場  
鐵道省指定工場  
遞信省認定工場



東洋製綱株式會社

營業部 大阪市西區立賣堀北通三丁目

電話新町四三四番・四三五番

工場 大阪府泉南郡北中通村

電話佐野三〇番

東京出張所 東京市京橋區越前堀一丁目

電話京橋三七九八番



*Eat More  
Canned Salmon*



詰 罐 け さ

合組産水業詰罐鱒鮭本日

(階五ルビ丸)地番二目丁二内ノ丸市京東

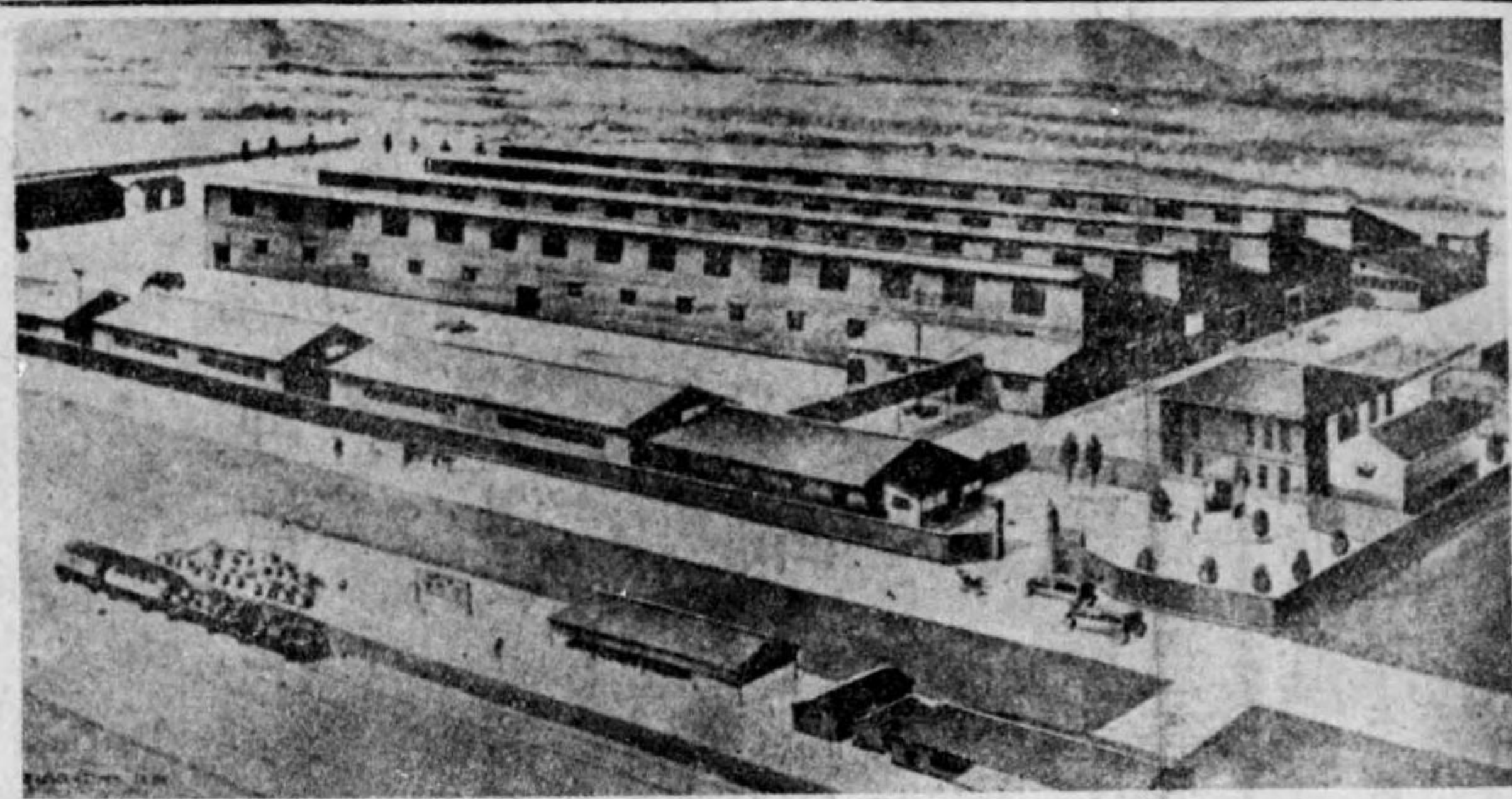
番三四〇二内ノ丸話電

番六一五九一京東替振

味 美  
詰 罐 二 力







本公司第一條工場全景



マニラロープ  
マニラトワイプ  
ワイヤーロープ  
タローロープ  
トワイプ  
船具、漁具

ロイド公認、海、陸軍省指定工場



### 東亞製綱株式会社

出張所

長崎市浦五島町四一(電話三〇五六番)  
長崎縣南松浦郡玉ノ浦港電話〇〇六三番  
函館市東濱町五六電話二四五三番  
釜山府幸町一丁目(電話一六六〇番)  
宮城縣名取郡關上町電話〇〇〇一番  
東京市京橋區越前堀一ノ三電話東橋三七九八番

海外代理店 大連・新京・上海・香港

本社 大阪市西區立賣堀北通三丁目

電話新町 二七九二番

振替大阪 二五八一三番

工場 奈良縣宇智郡五條町

工場 神戸市林田區北町一丁目

## サニタリー罐

各種罐詰用  
空 罐

各種鋳力製  
容 器

鋳力印刷  
並ニ加工品



アンカーキャップ式  
硝子 壺

ラングストーン式  
紙罐・紙筒

罐詰・壺詰用  
機械器具

## 東洋製罐株式会社

本社及大阪工場	大阪市此花區草開町三〇番地
東京工場	東京市品川區北品川五ノ四八四番地
廣島工場	廣島市西天満町下水入五〇一番地
高雄工場	臺灣高雄市三塊厝五〇八番地
青森工場	青森市浦町字野臨一二五番地
戸畑工場	戸畑市戸畑開三二番地
朝鮮出張所	釜山府本町一丁目九番地
名古屋出張所	名古屋市西區泥江町二丁目八番地



農林省  
水産講習所  
御指定

船具・塗料・測機



合資  
會社  
鈴木船具店

本店 東京市京橋區湊町三丁目廿二番地

電話京橋六五七九・七五九二番

支店 横濱市中區海岸通五丁目廿五番地

電話本局九〇一番

巾着網ニコルク浮子ヲ  
冷熱、絶縁ニコルクヲ

遞信省免許救命具製造所  
各種壓搾コルク板コルク粒  
其他コルク製品一般製造ス

御申越次第カタログ送呈ス

東京市京橋區二丁目十一番地

合資  
會社  
富本コルク營業部

電話京橋(56)三四八番



終